Ｎｏ．

維持補修工事等積算基準

令和８年１０月１日

名古屋高速道路公社

目　　　　次

第１章　総　　則

１．一般事項
　１－１　適　　用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－１－１

２．工事費の積算
　２－１　工事費の積算構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－２－１
　２－２　工事費の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－２－３
　２－３　一般管理費等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－２－７
　２－４　間接工事費等の項目別対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－２－８
　２－５　材料費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－２－９
　２－６　労務費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－２－９

３．間接工事費・一般管理費等の積算
　３－１　共通仮設費率計上分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－３－１
　３－２　現場管理費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－３－２
　３－３　一般管理費等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－３－４
　３－４　消費税相当額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－３－５
　３－５　工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算　・・・・・・・・・・・・・　１－３－５
　３－６　随意契約等の積算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１－３－５

第２章　工種別積算基準

１．コンクリート構造物補修工
　１－１　一　　般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－１
　１－２　構　　成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－１
　１－３　ひびわれ補修工（低圧注入工法）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－３
　１－４　橋脚補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－５
　１－５　橋脚修景工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－６
　１－６　高欄補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－７
　１－７　コンクリート橋脚梁調査工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－11
　１－８　高欄調査工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－12
　１－９　コンクリート橋脚梁補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－13
　　１－９－１　コンクリート橋脚梁補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－13
　　１－９－２　断面修復工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－14
　　１－９－３　剥落防止工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－15
　　１－９－４　天端防水工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－16
　１－10　コンクリート床版調査工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－17
　１－11　コンクリート床版補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－18
　　１－11－１　一　　般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－18
　　１－11－２　既設表面保護撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－18
　　１－11－３　含浸材塗布工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－18
　　１－11－４　断面修復工（左官工法）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－19
　　１－11－５　剥落防止工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－23
　　１－11－６　表面被覆工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－24
　１－12　管理番号記入工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－25
　１－13　連続繊維シート補強工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－１－26

２．塗替塗装工
２－１　一　　　般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－２－１
２－２　構　　　成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－２－１
２－３　塗替塗装工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－２－２
２－４　一般外面用（鋼桁・鋼橋脚部）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－２－７
２－５　一般内面用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－２－９
２－６　特　殊　部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－２－10

３．伸縮装置補修・改良工
３－１　伸縮装置補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－１
３－１－１　一　　　般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－１
３－１－２　構　　　成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－１
３－１－３　ゴム製伸縮装置補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－１
３－１－４　雑　　　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－３
３－２　伸縮装置改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－５
３－２－１　一　　　般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－５
３－２－２　構　　　成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－５
３－２－３　計　測　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－５
３－２－４　防音シート防護工（橋脚上部）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－６
３－２－５　フィンガージョイント据付工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－６
３－２－６　ノージョイント工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－７
３－２－７　二次止水樋設置工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－３－７

４．区画線工
４－１　適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－４－１
４－２　標準単価の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－４－１
４－３　適用にあたっての留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－４－４
４－４　高視認性区画線工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－４－６
４－４－１　適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－４－６
４－４－２　標準単価の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－４－７
４－４－３　適用にあたっての留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－４－９

５．舗装補修工
５－１　研掃工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－５－１
５－２　舗装打換工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－５－２
５－３　路面補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－５－７
５－４　雑工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－５－８
５－４－１　舗装切断工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－５－８
５－４－２　導水パイプ設置工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－５－８
５－４－３　導水溝設置工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－５－８
５－４－４　排水桝改良工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－５－８

６．附属設備補修工
６－１　標識補修工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－１
６－１－１　一　　　般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－１
６－１－２　誘導案内標識基礎工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－２
６－１－３　標識柱製作費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－３
６－１－４　標識板設置費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－４
６－１－５　誘導案内標識柱設置費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－４
６－１－６　規制・警戒標識柱設置費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－５

６－１－７　標識柱無収縮モルタル　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－６
６－２　遮音壁撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－７
６－２－１　支柱撤去　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－７
６－２－２　プラスチック板撤去　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－８
６－２－３　笠木撤去工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－８
６－２－４　プラスチック板解体費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－８
６－３　橋脚梁廻り検査路設置工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－９
６－３－１　一般　・・　２－６－９
６－３－２　共通　・・　２－６－９
６－３－３　鋼製　・・　２－６－９
６－３－４　ＦＲＰ製　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－６－10

７．足場・防護工
７－１　全面足場・防護工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－１
７－１－１　一　　般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－１
７－１－２　構　　成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－１
７－１－３　足場工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－１
７－１－４　防護工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－２
７－１－５　橋梁修繕工事及び橋梁補修工事における足場・防護工・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－３
７－１－６　仮設階段工費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－３
７－２　部分足場・防護工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－４
７－２－１　一　　般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－４
７－２－２　構　　成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－４
７－２－３　防護工一般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－４
７－２－４　防護工施工歩掛　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－６
７－３　枠組足場工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－７－８

８．機械運転工
８－１　一　　般　・・　２－８－１
８－２　機種別機械運転工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－８－１

９．運　搬　工
９－１　廃材積込費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－９－１
９－２　土砂運搬費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－９－１
９－３　建設機械等運搬　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－９－１

10．仮設備工
10－１　保安設備費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－10－１

11．路面等清掃
11－１　一　　般　・・　２－11－１
11－２　構　　成　・・　２－11－１
11－３　清掃頻度　・・　２－11－２
11－４　路面清掃　・・　２－11－２
11－５　緑地帯清掃（除草等）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－11－５
11－６　車線規制内清掃　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－11－５
11－７　高架部排水桝清掃　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－11－５
11－８　路下部集水桝清掃　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－11－６
11－９　側溝清掃　・・　２－11－６
11－10　標識清掃　・・　２－11－７

11－11　付属施設清掃　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－11－８

12. 土木維持補修
12－１　一　　般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－12－１

13. その他
13－１　遮音壁外装板取付け工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－13－１
13－２　排水管撤去設置工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２－13－１

第３章　業務委託積算基準

１．土木構造物点検業務
１－１　適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１－１
１－２　委託費の積算構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１－１
１－２－１　日常点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１－１
１－２－２　定期点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１－１
１－２－３　安全費、仮設費について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１－２
１－３　標準歩掛　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１－３
１－３－１　日常点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１－３
１－３－２　定期点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１－４
１－３－３　企画立案等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３－１－18

第１章　総則

第１章　　総　　則

１．一般事項

１－１　適　　用

本基準は、名古屋高速道路公社が施工する供用路線における土木構造物の補修工事、改良工事、清掃、維持を請負に付する場合の工事積算にあたり、工事費の適正化と積算業務の能率化を図るための標準的な取扱いについて定めることを目的とする。

工事の規模、現地条件等の理由により、本基準によることが著しく不適当又は困難と認められるものについては、別途積算する。

２．工事費の積算

２－１　工事費の積算構成

１）一般工事

- 工事費（X）（設計金額）
  - 工事価格（Y）
    - 工事原価（O）
      - 直接工事費（A）
        - 材料費
        - 労務費
        - 直接経費
        - → 純工事費（A’）
      - 間接工事費
        - 共通仮設費
          - ・率計上分（B）
            - 運搬費
            - 準備費
            - 安全費
            - 技術管理費
            - 営繕費
          - ・積み上げ計上分（C）
            - 運搬費
            - 準備費
            - 事業損失防止施設費（D）
            - 安全費
            - 役務費
            - 技術管理費
            - 営繕費
        - 現場管理費（E）
    - 設計費（SK）
      - ①直接人件費
      - ②直接経費（電算費等）
      - ③その他原価
        - ③＝①×α÷（１－α）　α：３５％
      - ④一般管理費等
        - ④＝（①＋②＋③）×β÷（１－β）　β：３５％
    - 一般管理費等（M）
    - スクラップ（SC）
  - 消費税相当額（Z）

共通仮設費率計上分（B）＝｛（A）＋（D）＋準備費に含まれる処分費｝×共通仮設費率
現場管理費　　（E）＝｛（A）＋（B）＋（C）｝×現場管理費率
一般管理費等　　（M）＝（O）×一般管理費等率
消費税相当額　　（Z）＝（Y）×消費税率

２）鋼構造物工事

- 工事費（X）（設計金額）
  - 工事価格（Y）
    - 工場製作原価（P）
      - 直接工事費（F）
        - 材料費（R）（副資材費含む）
        - 製作費（T）
        - 工場塗装費（U）
      - 間接工事費
        - 間接労務費（H）
        - 工場管理費（L）
      - 純工事費（F’）（工場）
    - 工事原価（O）
      - 直接工事費（A）
        - 架設費
        - 輸送費
        - 現場塗装費
        - 純工事費（A’）（現場）
      - 間接工事費
        - 共通仮設費
          - ・率計上分（B）
            - 運搬費
            - 準備費
            - 安全費
            - 技術管理費
            - 営繕費
          - ・積み上げ計上分（C）
            - 運搬費
            - 準備費
            - 事業損失防止施設費（D）
            - 安全費
            - 役務費
            - 技術管理費
            - 営繕費
        - 現場管理費（E）
    - 設計費（SK）
      - ①直接人件費
      - ②直接経費（電算費等）
      - ③その他原価
        - ③＝①×α÷（１－α）　α：３５％
      - ④一般管理費等
        - ④＝（①+②+③）×β÷（１－β）　β：３５％
    - 一般管理費等（M）
    - スクラップ（SC）
  - 消費税相当額（Z）

間接労務費　（H）＝（T）×４０．８％
工場管理費　（L）＝｛(T）＋（U)）＋（H)｝×３３．５％
共通仮設費率計上分（B）＝｛(A）＋（D）＋準備費に含まれる処分費｝×共通仮設費率
現場管理費　（E）＝｛(A）＋（B）＋（C)｝×現場管理費率
一般管理費等　（M）＝｛(P）＋（O)｝×一般管理費等率
消費税相当額　（Z）＝（Y）×消費税率

２－２　工事費の定義

１）直接工事費

直接工事費とは、工事の目的物を作るために直接必要とする費用及び目的物を施工するための、仮設に必要な費用をいう。

（１）一般工事の場合

ａ 材料費

工事を施工するために直接必要とする材料の費用をいう。

ｂ 労務費

工事を施工するために直接必要とする労務の費用をいう。

ｃ 直接経費

工事を施工するために直接必要とする経費で次のものがある。

①機械経費

工事を施工するために必要とする機械器具等の経費で、機械器具等の損料と運転経費の合計額をいう（運搬に要する費用を除く）。

②水道・電力使用料

工事を施工するために必要とする電力及び用水等の使用料をいう（使用料の大小に比例しない基本料金を除く）。

③特許使用料

契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用をいう。

④工法使用料

特許法に基づく手続きのうち、出願公開を完了し、かつ設定登録が完了していない手続き期間において新技術、新工法等を使用するための費用をいう。

（２）鋼構造物工事の場合

ａ 材料費

（１）のａと同じ

ｂ 副資材費

鋼構造物の工場製作に必要な消耗工具、貯蔵品、酸素、カーバイト、溶接棒等に要する費用をいう。

ｃ 直接労務費

鋼構造物の製作に必要とする労務の費用をいう。

ｄ 工場塗装費

鋼板等の素地調整及び鋼構造物製作完了後に工場で行う塗装に要する費用をいい、これには塗装の材料費及び労務費が含まれている。

ｅ 架設費

鋼構造物を現場で組立てる費用をいう。

ｆ 輸送費

製作した鋼構造物を工場から現場まで運搬する費用をいう。

ｇ 現場塗装費

鋼構造物架設完了後に現場で行う塗装に要する費用をいう。

2）間接工事費

（1）総則

間接工事費とは、工事の目的物をつくるために直接的には必要としないが、各施工部門の実施に対し共通して使用される費用をいう。

a　一般工事の場合

一般工事の場合の間接工事費は、共通仮設費、現場管理費から構成される。

①共通仮設費

各施工部門の実施に共通して使用される費用で、材料費、労務費、直接経費の合計額であり、「（2）共通仮設費」に記載している費用をいう。

②現場管理費

工事を施工するにあたって、工事現場を管理するために必要な費用で「（3）現場管理費」に記載している費用をいう。

b　鋼構造物工事の場合

鋼構造物工事の場合の間接工事費は、間接労務費、工場管理費、共通仮設費、現場管理費から構成される。

①間接労務費

工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、製作外注費、横持運搬費からなり、製作費に対しては間接労務費率（40.8%）を乗じて求める。

②工場管理費

工場製作にかかる経費で、福利厚生費、租税公課、地代家賃、保険料、交際費、事務用品費、通信交通費、減価償却費、維持修繕費、動力・水光熱費、動産賃借料、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し、工場塗装にかかる材料費は除く）、副資材費を除いた額に工場管理費率（33.5%）を乗じて求める。

③共通仮設費

上記ａの①と同じ。

④現場管理費

上記ａの②と同じ。

（2）共通仮設費

a　共通仮設費の構成は、下記のとおりとする。

共通仮設費
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 安全費
- 役務費
- 技術管理費
- 営繕費

b　共通仮設費の積算方法

共通仮設費では率で計上されている費用と直接工事費のように積み上げて計上する費用がある。

・率計上と積み上げの両方で積算する共通仮設費

運搬費
準備費
安全費
技術管理費
営繕費

・積み上げのみで積算する共通仮設費

事業損失防止施設費
役務費

①運搬費

「土木工事積算基準」と同様とする。

②準備費

「土木工事積算基準」と同様とする。

③事業損失防止施設費

「土木工事積算基準」と同様とする。

④安全費

イ.共通仮設費率に含まれる安全費

「土木工事積算基準」と同様とする。

ロ.積み上げ計上する安全費

「土木工事積算基準」と同様とする。

高速上及び街路上の交通規制に伴う交通誘導警備員及び機械の誘導員等に要する費用については、直接工事費に積み上げ計上する。

⑤役務費

「土木工事積算基準」と同様とする。

⑥技術管理費

「土木工事積算基準」と同様とする。

⑦営繕費

「土木工事積算基準」と同様とする。

（3）現場管理費

a　現場管理費の項目及び内容

①労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）

ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

②安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

③租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

④保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

⑤従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

⑥退職金

現場従業員にかかる退職金及び退職給与引当金繰入額

⑦法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

⑧建設業退職金共済契約に係る掛金

建設業退職金共済制度に基づく事業者負担額

⑨福利厚生費

現場従業員にかかる慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

⑩事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

⑪通信交通費

通信費、交通費及び旅費

⑫交際費

現場への来客等の応対に要する費用

⑬補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

⑭工事施工沿道対策費

工事施工に伴って発生した損害のうち、主に騒音、振動、営業妨害、電波障害に対する支払いのほか、生コン、油脂漏れに対する清掃費、付近住民への会合・挨拶費など工事施工沿道住民への無形損害に対する支払いに要する費用。

⑮外注経費

工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

⑯工事登録等に要する費用

工事実績等の登録等に要する費用

⑰動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む）

⑱公共事業労務費調査に要する費用

⑲雑費

①から⑱までに属さない諸費用

２－３　一般管理費等

１）一般管理費等にかかる各費目の積算は次のとおりとする。

（１）一般管理費等の項目及び内容

ａ 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）

ｂ 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

ｃ 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員の退職金

ｄ 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

ｅ 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

ｆ 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

ｇ 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

ｈ 通信交通費
通信費、交通費及び旅費

ｉ 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス等の費用

ｊ 調査研究費
技術研究、開発等の費用

ｋ 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用

ｌ 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用

ｍ 寄付金

ｎ 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料

ｏ 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

ｐ 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

ｑ 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課

ｒ 保険料
火災保険及びその他の損害保険料

ｓ 契約保証費
契約の保証に必要な費用

ｔ 雑費
電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

（２）付加利益

ａ 法人税、都道府県民税、市町村民税等

ｂ 株主配当金

ｃ 役員賞与金（損金算入分を除く）

ｄ 内部留保金

ｅ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

２－４　間接工事費等の項目別対象

１）下表に定める項目を対象額に計上し、間接工事費等の率を乗ずるものとする。

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
項目＼対象額		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料）の取扱いは「 2)　「処分費等」の取扱い 」の項参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械等評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×

○は対象とする　×は対象としない

(注)

1. 共通仮設費対象額とは、直接工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費である。
2. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストＰＣ桁、プレキャストＰＣ床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）をいう。
3. 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。
4. 別途製作する標識柱[オーバーハング式(Ｆ型、Ｔ型、ＷＦ型、逆Ｌ型)、オーバーヘッド式]の場合の扱いは、鋼橋、門扉等工事原価の取扱いに準ずるものとする。（ｔ当り製作単価として取扱う場合)
5. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。
6. 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。

2）「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

（1）処分費（再資源化施設の受入費を含む）

（2）上下水道料金

（3）有料道路利用料

区　分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）」の３％を超える場合又は処分費等が３千万円を超える場合
共　通 仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の３％の金額を率計算の対象とし、３％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は３千万円を上限とする。
現　場 管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の３％の金額を率計算の対象とし、３％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は３千万円を上限とする。
一　般 管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額（P）」の３％の金額を率計算の対象とし、３％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は３千万円を上限とする。

（注）１.上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

２.これにより難い場合は別途考慮するものとする。

２－５　材料費

材料費は、工事用材料の費用でその算出は下記による。

1）設定条件

（1）積算数量は、原則として純数量（ネット）とする。

（2）積算単価は、工事に必要なロスの費用を含み利用価値のあるくずの価格を差引いたものとする。

（3）積算単価は、原則として、現場着価格とする。

なお、あらかじめ、現場着価格と定められている材料で、止むを得ない工事現場の事情により材料を直接現場に搬入できず集積箇所を指定して中継作業を行なった場合は、それに用いた費用を計上することができる。

2）材料単価の決定

（1）材料単価は、別冊「共通単価表」による。

（2）上記に記載なきものについては、名古屋市等の定める単価、「建設物価」（物価調査会）、「積算資料」（経済調査会）等を参考にして決定する。「建設物価」、「積算資料」による場合は、原則として共通単価表の改訂前月号による。

（3）上記（1）、（2）により難い場合は見積により決定する。

２－６　労務費

労務費は、工事を施工するのに必要な費用で、その算出は下記による。

1）単価の決定

労務単価は、原則として農林水産省及び国土交通省で構成する公共事業労務費調査連絡協議会から通知される公共工事設計労務単価の愛知県分を適用する。

３．間接工事費・一般管理費等の積算

３－１　共通仮設費率計上分

１）共通仮設費率計上分は、対象額に共通仮設費率を乗じて算出する。

２）工種の区分が２種類以上にわたる場合は、主たる工事の共通仮設費率を適用する。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。

３）共通仮設費の補正及び計算方法

（１）共通仮設費の補正については、別表（第１表～第３表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の工種区分の場合以外には適用しない。

工種区分	施工地域区分	補正係数
構造物補修工事（HL）	名古屋市内	1.4
	市街地	
鋼構造物等補修工事（HM） 塗装補修工事（HD）	名古屋市内	1.5
	市街地	1.3
舗装補修工事（HC）	名古屋市内	1.5
	市街地	1.4

（２）共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率（Kr）×施工地域区分を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率（Kr）は別表（第１表～第３表）による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（Kr）の端数処理後に係数を乗じて、小数第３位を四捨五入して第２位とする。

４）共通仮設費算定式

共通仮設費率算定式　$Kr=A\times P^{b}$

Kr　：共通仮設費率（%）
P　：対象額（円）
A、b　：変数値

（第１表）

対象額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	600 万円以下	600 万円を超え３億円以下		３億円を超えるもの
	固定率（%）	変数値		固定率（%）
		A	b	
構造物補修工事（HL）	27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

（第２表）

対象額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	固定率（%）	変数値		固定率（%）
		A	b	
鋼構造物等補修工事（HM）	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06

（第３表）

対象額 ＼ 適用区分 ＼ 工種区分	600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	固定率（%）	変数値		固定率(%)
		A	b	
舗装補修工事（HC）	17.09	435.1	-0.2074	5.92
塗装補修工事（HD）	38.36	10,668.4	-0.3606	6.06

※　Kr は小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。
※　営繕用地を貸与する場合は、別途担当部課と協議すること。
※　資材等を支給又は貸与する場合は、別途担当部課と協議すること。
※　清掃（HE）、維持補修工事（HF）、道路保全土木（HG）、土木維持補修（HI）に関しては、共通仮設費率計上を行わないため、共通仮設費率に含まれる費用項目のうち、準備費と技術管理費以外の項目を直接工事費に積み上げ計上するものとする。

（備考）工種区分

工種区分	工種内容
構造物補修工事(HL)	遮音壁補修・改良工事、電波吸収体設置・改良工事、ｺﾝｸﾘｰﾄ片落下防止対策工事、床版補強工事（シート貼付工）等
鋼構造物補修工事(HM)	桁端部補強工事、支承構造改造工事、標識柱制作 床版補強工事（ｱﾝﾀﾞｰﾃﾞｯｷﾊﾟﾈﾙ）等
舗装補修工事(HC)	舗装補修工事
塗装補修工事(HD)	塗装補修工事

３－２　現場管理費

１）現場管理費は、純工事費（対象額）に現場管理費率を乗じて算出する。

２）工種の区分が 2 種類以上にわたる場合は、主たる工事の現場管理費率を適用する。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。

３）現場管理費の補正及び計算方法

（１）現場管理費の補正については、別表（第１表～第４表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の工種区分の場合以外には適用しない。

工種区分	施工地域区分	補正係数
構造物補修工事（HL）	名古屋市内	1.2
	市街地	
鋼構造物等補修工事（HM） 塗装補修工事（HD）	名古屋市内	1.2
	市街地	1.1
舗装補修工事（HC）	名古屋市内	1.2
	市街地	

（２）現場管理費の計算

現場管理費＝純工事費（Np）×現場管理費率（Jo）×施工地域区分を考慮した補正係数

ただし、現場管理費率（Jo）は別表（第１表～第２表）による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率（Jo）の端数処理後に係数を乗じて、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。

４）現場管理費率算定式

現場管理費率算定式　$J_0=A\times N_P^{b}$

J_0　　：現場管理費率（%）
N_P　　：純工事費（円）
A、b　：変数値

（第１表）

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 3 億円以下		3 億円を超えるもの
	固定率 (%)	変数値		固定率 (%)
		A	b	
構造物補修工事（HL）	65.88	1465.2	-0.1968	31.45

（第２表）

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	固定率 (%)	変数値		固定率 (%)
		A	b	
鋼構造物等補修工事（HM）	48.86	265.1	-0.1073	28.69

（第３表）

対象額 / 適用区分 / 工種区分	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
	固定率 (%)	変数値		固定率 (%)
		A	B	
舗装補修工事（HC）	40.83	598.0	-0.1703	17.54
塗装補修工事（HD）	48.86	265.1	-0.1073	28.69

※　J_0 の値は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。
※　資材等を支給又は貸与する場合は別途担当部課と協議すること。

（第４表）

対象額 / 適用区分 / 工種区分	1000 万円以下	1000 万円を超えるもの	
	固定率 (%)	変数値	
		A	b
清掃（HE）	30.14	147.47	-0.0985
維持補修工事（HF）	32.80	309.74	-0.1393
道路保全土木（HG）	26.56	83.94	-0.0714
土木維持補修（HI）	28.29	69.76	-0.0560

※　J_0 の値は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。
※　資材等を支給又は貸与する場合は別途担当部課と協議すること。
※　清掃（HE）、維持補修工事（HF）、道路保全土木（HG）、土木維持補修（HI）については、現場管理費に準備費及び技術管理費の項目及び内容を含む。

（備考）工種区分

工種区分	工種内容
清掃（HE）	道路清掃単独（適用する場合は別途担当部課と協議）
維持補修工事（HF）	標識及び道路区画線の維持補修（ﾒﾝﾃﾅﾝｽ）工事
道路保全土木（HG）	土木維持補修（HI）と清掃（HE）を統合した工事
土木維持補修（HI）	土木維持補修単独

※（HL）（HM）（HC）（HD）は３－１　共通仮設費率計上分を参照。

３－３　一般管理費等

１）一般管理費等は、算定対象額に一般管理費率を乗じて算出する。

２）一般管理費等率は、工種区分によらず一般管理費等率算定式で得られた値に前払い補正係数を乗じて得た率とする。

（１）一般管理費率

工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

（２）一般管理費等率算定式

Ｇｐ=-5.21826×Log（Ｃｐ）＋60.08343（%）

ただし、Ｇｐ：一般管理費等率（%）

Ｃｐ：工事原価（円）

※　Ｇｐは小数第３位を四捨五入して第２位とする。

（３）一般管理費等率の補正

前払の有無	前払無	前払有
補正係数（α）	1.05	1.00

※　資材等を支給又は貸与する場合は、別途担当部課と協議すること。

※　（２）の算定式で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第３位を四捨五入し第２位とする。

３）契約保証に係る一般管理費等率の補正

（１）補正値

補正値は保証の方法により下記に示すとおりとする。

（２）補正方法

前払金支払割合等の相違による補正を行なった値に下記の補正値を加算したものを一般管理費等率とする。

（３）積算への計上

契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

保　証　の　方　法	補正値
①発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04%加算
②発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09%加算
③その他の場合	補正しない

※公社においては①か③であるが、運用については「名古屋高速道路公社会計規程第76条第２項第３号の規程に基づく契約保証金の免除について」（平成18年通達第14号）により契約保証金を免除するものは以下のとおりである。

1. 1,000万円以下の工事請負契約
2. 工事請負契約で単価契約に係るもの
3. 設計、測量、建設コンサルタント等の業務委託契約
4. 物品購入契約等（物品の購入、借入れ、売払い、印刷、修理、運送、保管等及び広報広告、清掃その他の業務の請負又は委託）

３－４　消費税相当額

消費税相当額は工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

３－５　工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

「土木工事積算基準」と同様とする。ただし、工事中止の状況から「土木工事積算基準」によりがたい場合は、別途担当部課と協議すること。

３－６　随意契約等の積算

業績評価により次年度随意契約する場合には、次年度の工事費積算においての一般管理費については、過年度を含めて計算すること。

※適用にあたっては、別途担当部課と協議すること。

第２章　工種別積算基準

１．　コンクリート構造物補修工
２．　塗替塗装工
３．　伸縮装置補修・改良工
４．　区画線工
５．　舗装補修工
６．　附属設備補修工
７．　足場・防護工
８．　機械運転工
９．　運搬工
１０．　仮設備工
１１．　路面等清掃
１２．　土木維持補修
１３．　その他

１．コンクリート構造物補修工

1．コンクリート構造物補修工

1－1　一　　般

本基準は、コンクリート構造物補修工の積算に適用する。一般には、本基準の標準歩掛により算定するものとするが、特殊な条件等で本基準によりがたい場合別途算出するものとする。

1－2　構　　成

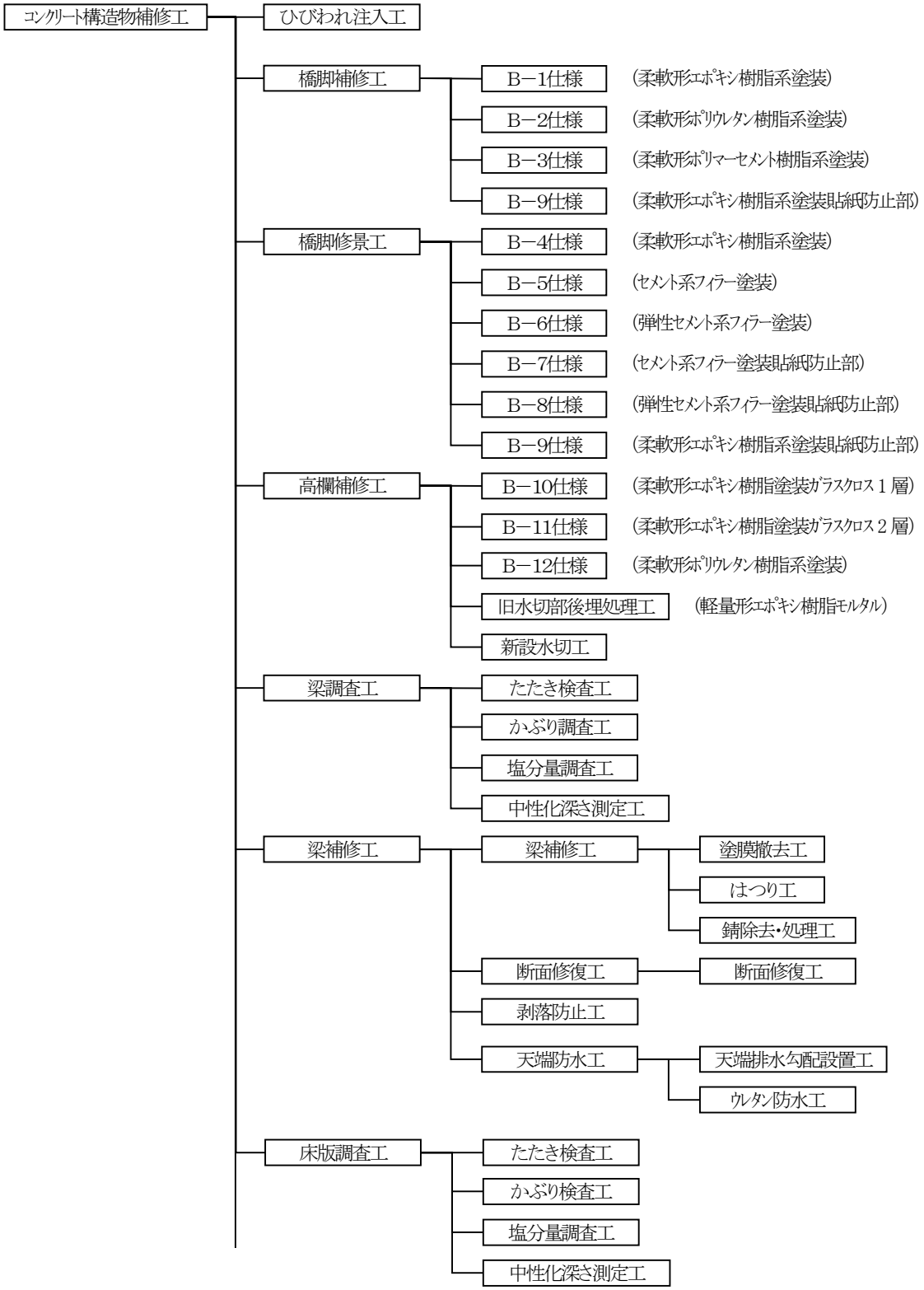

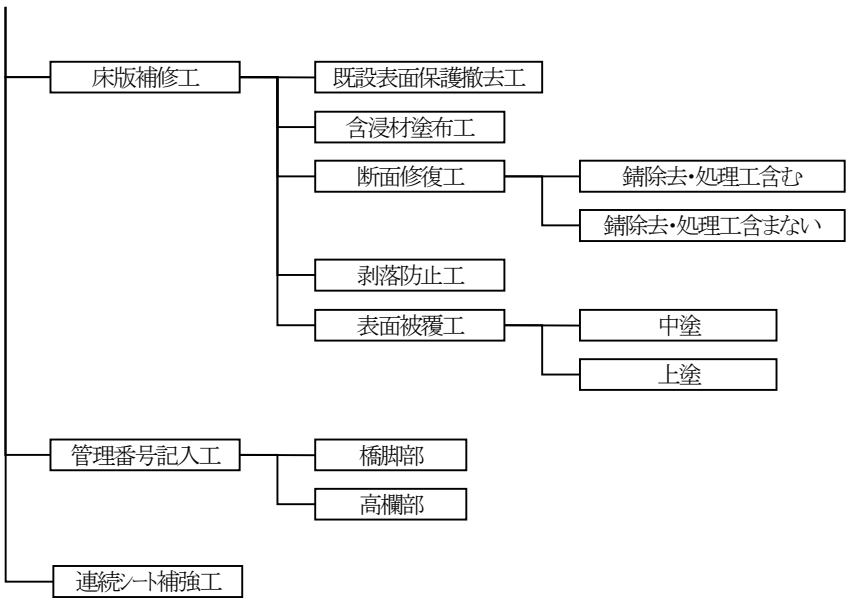

コンクリート構造物の補修については、現場の状況を十分に調査して工法選定を行うこと。

１－３　ひびわれ補修工（低圧注入工法）

１）本資料は、コンクリート構造物のひび割れ補修における１工事当りの低圧注入作業（圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて注入を行うもの）に適用する。

なお、以下の条件は適用範囲外とする。

・グリースポンプ等の手動ポンプを用いて手動で注入を行う場合
・足踏みポンプや電動ポンプ等の機械を用いて注入を行う場合
・水中部
・道路トンネル（シェッド、大型カルバート等含む）

また、１工事とは全体を指し、規模や橋梁の上部・下部の区分は設けない。

２）施工フロー

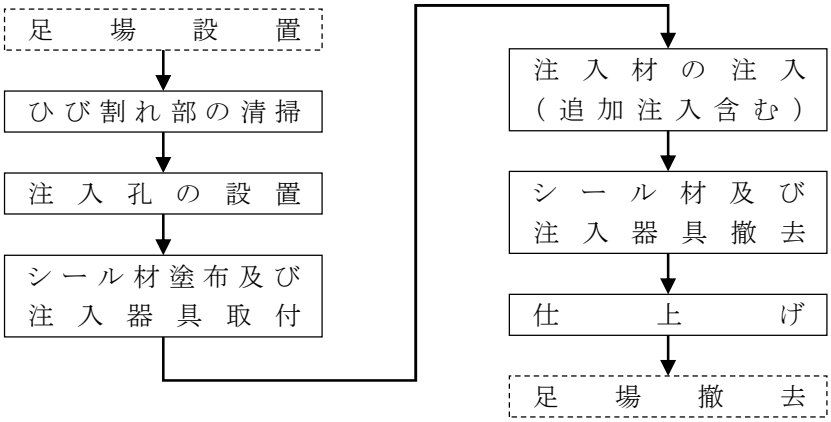

（注）１．本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
　　２．注入器具の種類によって作業の順序が前後する場合も適用することが出来る。

３）施工歩掛

（１）ひびわれ補修工（低圧注入工法）の歩掛は、次表を標準とする。

１工事当り補修延べ延長 25m 以下の場合

名　称	単位	数量（n1）（1 工事当り）
土木一般世話役	人	1.5
特殊作業員	人	2.4
普通作業員	人	1.8

１工事当り補修延べ延長 25m を超える場合

名　称	単位	数量（n2）（10m 当り）
土木一般世話役	人	0.58
特殊作業員	人	0.96
普通作業員	人	0.71

（注）１．歩掛は、全ての施工方向に適用できる。
　　２．現場条件により特殊な養生が必要な場合は、別途考慮する。
　　３．コンクリート殻の積込み・運搬及び処分費は、別途計上する。
　　４．足場等については、現場条件を考慮の上、別途計上する。

（２）諸雑費

諸雑費は、各作業に必要な器具（ディスクサンダー等）の費用、ディスクサンダーの替え刃の費用、電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表－１　諸雑費率

１工事当り補修延べ延長	諸雑費率
25m 以下の場合	6%
25m を超える場合	

（3）材料使用数量

シール材の材料使用数量は、次式による。

使用数量（kg）＝設計数量（kg）×（1＋K）　・・・・・・・・・　式－1

K：ロス率

ロス率	＋0.37

4）単価表

（(1）ひびわれ補修工（低圧注入工法）　補修延べ延長 25m 以下の場合　　（1 工事当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
土木一般世話役		人			n1
特 殊 作 業 員		〃			〃
普 通 作 業 員		〃			〃
注　入　材		kg			必要数量計上（注） （A）参照
シ　ー　ル　材	エポキシ樹脂パテ材	〃			式－1 （B）参照
低 圧 注 入 器 具		個			必要数量計上（注）
諸　雑　費		式			表－1
計					

※ 必要数量とは、材料ロス分を含む。

n1：1工事当り施工歩掛

（2）ひびわれ補修工（低圧注入工法）　補修延べ延長 25m を超える場合　　（1 工事当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
土木一般世話役		人			L/10×n2
特 殊 作 業 員		〃			〃
普 通 作 業 員		〃			〃
注　入　材		kg			必要数量計上（注） （A）参照
シ　ー　ル　材	エポキシ樹脂パテ材	〃			式－1 （B）参照
低 圧 注 入 器 具		個			必要数量計上（注）
諸　雑　費		式			表－1
計					

※ 必要数量とは、材料ロス分を含む。

L：1工事当り補修延べ延長（m）

n2：10m 当り施工歩掛

参考数量

	巾	厚み	長さ	比重	ロス
(A)	0.0005	×0.25	×　L	×1150	×1.15
(B)	0.04	×0.002	×　L	×1700	×1.37

・平均ひびわれ巾　0.5mm

・平均深さ　25cm

１－４　橋脚補修工

・コンクリート橋脚部の補修に適用する。

１）Ｂ－１仕様単価表（P61010）（街路上）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	100		
プライマー	エポキシ樹脂プライマー	kg	10.0		0.10×100
パ　テ　材	エポキシ樹脂パテ	〃	50.0		0.50×100
中塗（１層）	柔軟形エポキシ樹脂中塗塗料	〃	35.0		0.35×100
上塗（１層）	柔軟形ポリウレタン樹脂上塗塗料	〃	12.0		0.12×100
橋梁塗装工	準備・補修・塗装	人	7.60		1.9×4（層）
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

２）Ｂ－２仕様単価表（P61020）（街路上）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	100		
プライマー	エポキシ樹脂プライマー	kg	10.0		0.10×100
パ　テ　材	エポキシ樹脂パテ	〃	50.0		0.50×100
中塗（１層）	柔軟形ポリウレタン樹脂中塗塗料	〃	35.0		0.35×100
中塗（２層）	柔軟形ポリウレタン樹脂中塗塗料	〃	35.0		0.35×100
上塗（１層）	柔軟形ポリウレタン樹脂上塗塗料	〃	12.0		0.12×100
橋梁塗装工	準備・補修・塗装	人	9.50		1.9×5（層）
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

３）Ｂ－３仕様単価表（街路上）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	100		
プライマー	柔軟形ポリマーセメント系プライマー	kg	10.0		0.10×100
パ　テ　材	柔軟形ポリマーセメント系パテ	〃	50.0		0.50×100
中塗（１層）	柔軟形ポリマーセメント系中塗塗料	〃	60.0		0.60×100
上塗（１層）	柔軟形ポリマーセメント系上塗塗料	〃	36.0		0.36×100
橋梁塗装工	準備・補修・塗装	人	7.60		1.9×4（層）
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

4）B－９仕様単価表（街路上）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	100		
プライマー	エポキシ樹脂プライマー	kg	10.0		0.10×100
パ　テ　材	エポキシ樹脂パテ	〃	50.0		0.50×100　注）
貼紙防止材		㎡	100		
橋梁塗装工	準備・補修・塗装	人	3.80		1.9×2（層）
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

注）パテ材の数量については、B－１、B－２、B－３、B－９仕様である。
　　なおB－４仕様のパテ材の数量は 300ｇ／㎡である。

5）含浸材塗布工単価表　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
含　浸　材	亜硝酸リチウム	kg	28.75	T65530	0.25kg/㎡×ﾛｽ 15%×100 ㎡
橋梁塗装工		人	5.7		1.9×3 回
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

※諸雑費は、使用機材の損料を含む。

１－５　橋脚修景工

・コンクリート橋脚の橋脚修景に適用する。

1）B－４仕様単価表（P61050）（街路上）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	100		
プライマー	エポキシ樹脂プライマー	kg	10.0		0.10×100
パ　テ　材	エポキシ樹脂パテ	〃	30.0		0.30×100
中塗（1層）	柔軟形エポキシ樹脂中塗塗料	〃	26.0		0.26×100
上塗（1層）	柔軟形ポリウレタン樹脂上塗塗料	〃	12.0		0.12×100
橋梁塗装工		人	7.60		1.9×4（層）
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

※パテ材の使用量については、集中工事に適用する場合は担当課と調整のこと

2）B－５仕様単価表（街路上）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	100		
下地処理材	セメント系フィラー	kg	150.0		1.50×100
下塗（1層）	淡彩色シリカ系ペイント下塗塗料	〃	20.0		0.20×100
上塗（1層）	淡彩色シリカ系ペイント上塗塗料	〃	20.0		0.20×100
橋梁塗装工		人	5.70		1.9×3（層）
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

3）B－６仕様単価表（街路上）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	100		
下地処理材	セメント系弾性フィラー	kg	150.0		1.50×100
下塗（1層）	淡彩色シリカ系ペイント下塗塗料	〃	20.0		0.20×100
上塗（1層）	淡彩色シリカ系ペイント上塗塗料	〃	20.0		0.20×100
橋梁塗装工		人	5.70		1.9×3（層）
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

4）B－７仕様単価表（街路上）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	100		
下地処理材	セメント系フィラー	kg	150.0		1.50×100
貼紙防止材		㎡	100		
橋梁塗装工		人	3.80		1.9×2（層）
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

5）B－８仕様単価表（街路上）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	100		
下地処理材	セメント系弾性フィラー	kg	150.0		1.50×100
貼紙防止材		㎡	100		
橋梁塗装工		人	3.80		1.9×2（層）
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

１－６　高欄補修工

・コンクリート高欄の高欄補修に適用する。

1）B－１０仕様単価表　（ガラスクロス１層）　（街路上）　（1 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工	高欄外面部	㎡	1		街路上
プライマー	〃	〃	1		〃
パテ材	〃	〃	1		〃
接着剤	〃	〃	1		〃
ｶﾞﾗｽｸﾛｽ貼付	〃	〃	1		〃
ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装工	〃	〃	1		〃
計					

2）B－１１仕様単価表　　（ガラスクロス２層）　（街路上）　（1 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工	高欄外面部	㎡	1		街路上
プライマー	〃	〃	1		〃
パテ材	〃	〃	1		〃
接着剤	〃	〃	1		〃
ｶﾞﾗｽｸﾛｽ貼付	〃	〃	1		〃　（２層）
ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装工	〃	〃	1		〃
計					

3）B－１２仕様単価表（P61120）　　高欄内面部　（高速上）　（1 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工		㎡	1		高速上
ﾌﾟﾗｲﾏｰ塗布工		〃	1		〃
パテ材塗布工		〃	1		〃
ｺﾝｸﾘｰﾄ塗装工		〃	1		〃
計					

（1）素地調整工単価表（P61450・P61451）　街路上（高欄外面部）高速上（高欄内面部）（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃料	ガソリン	L	5.5		1.1L／HR×5HR
雑品		式	1		上記の 20%
機械損料	ディスクサンダ	日	1		
機械損料	発電機　２KVA	〃	1		
ディスクサンドペーパー	＃２４	枚	6		0.06×100
塗装工		人	1.50		0.015×100
計					

（2）プライマー塗布工単価表（P61460・P61461）街路上（高欄外面部）高速上（高欄内面部）（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
プライマー	エポキシ樹脂プライマー	kg	1.0		0.10×10
雑品		式	1		上記の 5%
塗装工		人	0.19		0.019×10
計					

（3）パテ材塗布工単価表（P61470・P61471）　街路上（高欄外面部）高速上（高欄内面部）（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
パテ材	エポキシ樹脂パテ	kg	3.0		0.30×10
雑品		式	1		上記の 5%
塗装工		人	0.19		0.019×10
計					

（4）接着剤塗布工単価表（P61412）　（高欄外面部）街路上　（10 ㎡当り）

名　称	規　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
接　着　剤	エポキシ樹脂接着剤	kg	3.0		0.30×10
雑　品		式	1		上記の 5%
塗　装　工		人	0.19		0.019×10
計					

（5）ガラスクロス貼付工単価表　（高欄外面部）　ガラスクロス１層　街路上　（10 ㎡当り）

名　称	規　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
含浸目詰剤	ｶﾞﾗｽｸﾛｽ含浸詰剤(ｴﾎﾟｷｼ樹脂系)	kg	2.0		0.20×10
雑　品		式	1		上記の 5%
ｶﾞﾗｽｸﾛｽ	＃200	㎡	10.0		1.0 ㎡×10（1層）
塗　装　工		人	1.60		0.16×10
計					

（6）ガラスクロス貼付工単価表　（高欄外面部）　ガラスクロス２層　街路上　（10 ㎡当り）

名　称	規　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
含浸目詰剤	ｶﾞﾗｽｸﾛｽ含浸詰剤(ｴﾎﾟｷｼ樹脂系)	kg	5.0		0.50×10
雑　品		式	1		上記の 5%
ｶﾞﾗｽｸﾛｽ	＃200	㎡	20.0		2.0 ㎡×10（2層）
塗　装　工		人	2.70		0.27×10
計					

（7）コンクリート塗装工単価表（P61480・P61481）街路上（高欄外面部）高速上（高欄内面部）
（100 ㎡当り）

名　称	規　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
中塗（１層）	柔軟形エポキシ樹脂中塗塗料	kg	26.0		0.26×100
上塗（２層）	柔軟形ポリウレタン樹脂上塗塗料	〃	12.0		0.12×100
雑　品		式	1		上記の 5%
塗　装　工		人	3.80		1.9×2
計					

4）旧水切部跡埋工

・高欄の旧水切部分の跡埋部に適用する。

（1）旧水切部跡埋工単価表（P61150）　（高欄外面部）街路上　（100m 当り）

名　称	規　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
不陸整正工	旧水切部	m	100		
接着剤塗布工	〃	〃	100		
ﾓﾙﾀﾙ塗布工	〃	〃	100		
計					

（2）不陸整正工単価表（P61402）　　（高欄外面部）街路上　　（100m 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
土木一般世話役		人	0.24		
普 通 作 業 員		人	0.24		
諸　雑　費		式	1		上記の 2%
計					

（3）接着剤塗布工単価表（P61413）　　（高欄外面部）街路上　　（100m 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
接　着　剤	ﾓﾙﾀﾙ用ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ	kg	1.2	T65460	
諸　雑　費		式	1		上記の 5%
普 通 作 業 員		人	0.12		
計					

（4）モルタル塗布工単価表（P61426）　　（高欄外面部）街路上　　（100m 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
モ　ル　タ　ル	ポリマーセメント系モルタル	kg	34	T61531	
諸　雑　費		式	1		上記の 1%
普 通 作 業 員		人	2.00		
計					

5）新設水切設置工

・高欄部の新設水切設置部に適用する。

新設水切設置工単価表（P61160）　　（高欄外面部）街路上　　（100m 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
土木一般世話役		人	0.48		
普 通 作 業 員		人	1.42		
諸　雑　費		式	1		上記の 27%
計					

6）含浸材塗布工単価表　　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
含　浸　材	亜硝酸リチウム	kg	28.75	T65530	0.25kg/㎡×ﾛｽ 15%×100 ㎡
橋梁塗装工		人	5.7		1.9×3 回
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
計					

※諸雑費は、使用機材の損料を含む。

１－７　コンクリート橋脚梁調査工

・コンクリート橋脚梁補修工事における調査工に適用する。

１）たたき検査工単価表　　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量A	数量B	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	0.04	0.06		
測 量 技 師 補		〃	0.04	0.06		
測　量　助　手		〃	0.02	0.03		
計						

※数量Ｂは１脚当りの施工数量 200 ㎡未満の場合に適用する。

２）かぶり調査工単価表　　（１橋脚当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	0.32		
測 量 技 師 補		〃	0.75		
測　量　助　手		〃	0.39		
Ｒ Ｃ レ ー ダ ー		台	0.73		
計					

３）塩分量調査工

深さ方向に１試料採取する場合、標準調査の歩掛で積算する。

深さ方向に３試料採取する場合、詳細調査の歩掛で積算する。

塩分量調査工単価表　　標準調査　　（10 測点当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	0.92		
測 量 技 師 補		〃	0.92		
測　量　助　手		〃	0.87		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 2%
計					

※諸雑費は、ﾊﾝﾏﾄﾞﾘﾙ、発動発電機の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※本歩掛かりは試料採取に要する費用であり試験費用を含まないため、試験費用については別途計上すること。

塩分量調査工単価表　　詳細調査　　（10 測点当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測 量 技 師 補		人	2.24		
測　量　助　手		〃	1.31		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 2%
Ｒ Ｃ レ ー ダ ー		台	1.12		
計					

※諸雑費は、ﾊﾝﾏﾄﾞﾘﾙ、発動発電機の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※本歩掛かりは試料採取に要する費用であり試験費用を含まないため、試験費用については別途計上すること。

4）中性化深さ測定工単価表　（1橋脚当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	0.07		
測 量 技 師 補		〃	0.15		
測　量　助　手		〃	0.17		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 1%
計					

※諸雑費は、ﾊﾝﾏﾄﾞﾘﾙ、発動発電機の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1－8　高欄調査工

・コンクリート高欄の調査工に適用する。

1）たたき検査工単価表　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量A	数量B	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	0.04	0.06		
測 量 技 師 補		〃	0.04	0.06		
測　量　助　手		〃	0.02	0.03		
計						

※数量Bは施工数量 200 ㎡未満の場合に適用する。

2）かぶり調査工単価表　（測線 10m 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	0.17		
測 量 技 師 補		〃	0.41		
測　量　助　手		〃	0.21		
Ｒ Ｃ レ ー ダ ー		台	0.40		
計					

3）塩分量調査工

深さ方向に５試料採取する場合　（10 測点当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測 量 技 師 補		人	3.73		
測　量　助　手		〃	2.18		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 2%
Ｒ Ｃ レ ー ダ ー		台	1.86		
計					

※諸雑費は、ﾊﾝﾏﾄﾞﾘﾙ、発動発電機の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※本歩掛かりは試料採取に要する費用であり試験費用を含まないため、試験費用については別途計上すること。

4）中性化深さ測定工単価表　（10 測点当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	0.22		
測 量 技 師 補		〃	0.48		
測　量　助　手		〃	0.54		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 1%
計					

※諸雑費は、ﾊﾝﾏﾄﾞﾘﾙ、発動発電機の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

１－９　コンクリート橋脚梁補修工

１－９－１　コンクリート橋脚梁補修工

・コンクリート橋脚梁補修工事に適用する。

1）塗膜撤去工単価表　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　　話　　役		人	1.17		
特 殊 作 業 員		〃	13.80		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 27%
計					

※諸雑費は、ﾃﾞｨｽｸｻﾝﾀﾞｰ、発動発電機、集塵機等の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2）はつり工単価表　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　　話　　役		人	3.25		
普 通 作 業 員		〃	7.39		
は　つ　り　工		〃	18.08		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 2%
計					

※コンクリート浮き剥離部のはつり作業（カッター工含む）に適用する。

※諸雑費は、ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀｰ、電動ﾁｯﾊﾟｰ、発動発電機等の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3）錆除去工および防錆処理工単価表　（50 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　　話　　役		人	6.43		
特 殊 作 業 員		〃	9.36		
橋 梁 塗 装 工		〃	5.63		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 4%
計					

※諸雑費は、ﾃﾞｨｽｸｻﾝﾀﾞｰ、ﾜｲﾔｰﾌﾞﾗｼ、発動発電機等の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※錆除去後２時間以内に防錆処理を行わなくてはならないため、錆除去工と防錆処理工を一連の作業として算定する。

１－９－２　断面修復工

・コンクリート構造物の断面欠損部に適用する。

1）断面修復工単価表（P61200～P61211）　（1 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
不陸整正工	断面欠損部	㎡	1.0		
接着剤塗布工	〃	〃	1.0		
ﾓﾙﾀﾙ塗布工	〃	〃	1.0		
計					

2）不陸整正工単価表（P61400・P61401）　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普通作業員		人	1.50		0.015×100
雑　　品		式	1		上記の 5%
計					

3）接着剤塗布工単価表（P61410・P61411）　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
接　着　剤	ﾓﾙﾀﾙ用ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ	kg	2.5		
雑　　品		式	1		上記の 5%
普通作業員		人	0.19		0.019×10
計					

4）モルタル塗布工単価表（P61414～P61417）　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
モルタル	ポリマーセメント系モルタル	㎥			厚さ×10 ㎡×1.15
雑　　品		式	1		上記の 1%
普通作業員		人	0.19		0.019×10
計					

注）１．断面修復工（P61200・P61201・P61210・P61211）

　　２．断面修復工の構成は２）～３）の歩掛（昼夜）を施工条件と合わせること。

１－９－３　剥落防止工

梁部に排水装置、変位制限装置、昇降用タラップ等の附属物がある場合は、障害物ありの歩掛で積算する。それ以外の場合は、障害物なしの歩掛で積算する。

また、梁天端を除く梁部全面に剥落防止シートを設置する場合は、全面施工の歩掛で積算する。それ以外の場合は、部分施工の歩掛で積算する。

１）剥落防止工（障害物あり－全面施工）単価表　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　話　役		人	0.66		
橋梁塗装工		〃	2.30		
諸　雑　費		式	1		労務費計の 5%
ﾌﾟ ﾗ ｲ ﾏ ｰ	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ	kg	1.7	T65431	
接　着　剤	ｴﾎﾟｷｼ樹脂	〃	12.2	T65470	
ﾊﾟ　テ　材	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾊﾟﾃ	〃	6.4	T65421	
繊維シート		㎡	12.3		
計					

※諸雑費は、ﾃﾞｨｽｸｻﾝﾀﾞｰ、発動発電機、ﾍﾟｰﾊﾟ、ｽｸﾚｰﾊﾞﾊﾝﾏ、ﾀｶﾞﾈ等のケレンに必要な工具の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

２）剥落防止工（障害物あり－部分施工）単価表　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　話　役		人	0.89		
橋梁塗装工		〃	2.53		
諸　雑　費		式	1		労務費計の 5%
ﾌﾟ ﾗ ｲ ﾏ ｰ	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ	kg	1.7	T65431	
接　着　剤	ｴﾎﾟｷｼ樹脂	〃	12.2	T65470	
ﾊﾟ　テ　材	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾊﾟﾃ	〃	6.4	T65421	
繊維シート		㎡	12.3		
計					

※諸雑費は、ﾃﾞｨｽｸｻﾝﾀﾞｰ、発動発電機、ﾍﾟｰﾊﾟ、ｽｸﾚｰﾊﾞﾊﾝﾏ、ﾀｶﾞﾈ等のケレンに必要な工具の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

３）剥落防止工（障害物なし－全面施工）単価表　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　話　役		人	0.14		
橋梁塗装工		〃	0.46		
諸　雑　費		式	1		労務費計の 5%
ﾌﾟ ﾗ ｲ ﾏ ｰ	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ	kg	1.7	T65431	
接　着　剤	ｴﾎﾟｷｼ樹脂	〃	12.2	T65470	
ﾊﾟ　テ　材	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾊﾟﾃ	〃	6.4	T65421	
繊維シート		㎡	12.3		
計					

※諸雑費は、ﾃﾞｨｽｸｻﾝﾀﾞｰ、発動発電機、ﾍﾟｰﾊﾟ、ｽｸﾚｰﾊﾞﾊﾝﾏ、ﾀｶﾞﾈ等のケレンに必要な工具の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

4）剥落防止工（障害物なし一部分施工）単価表　　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　　話　　役		人	0.41		
橋 梁 塗 装 工		〃	1.25		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 5%
ﾌﾟ　ラ　イ　マ　ー	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ	kg	1.7	T65431	
接　　着　　剤	ｴﾎﾟｷｼ樹脂	〃	12.2	T65470	
ﾊﾟ　　テ　　材	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾊﾟﾃ	〃	6.4	T65421	
繊 維 シ ー ト		㎡	12.3		
計					

※諸雑費は、ﾃﾞｨｽｸｻﾝﾀﾞｰ、発動発電機、ﾍﾟｰﾊﾟ、ｽｸﾚｰﾊﾞﾊﾝﾏ、ﾀｶﾞﾈ等のケレンに必要な工具の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

１－９－４　天端防水工

1）天端排水勾配設置工単価表　　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　　話　　役		人	0.43		
特 殊 作 業 員		〃	1.53		
普 通 作 業 員		〃	0.70		
防　　水　　工		〃	0.54		
計					

※梁部天端に排水のための勾配を設置する作業に適用する。

2）天端排水勾配設置用材料単価表　　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
ﾌﾟ　ラ　イ　マ　ー	ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄ用	kg	2.0	T65580	
ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄﾓﾙﾀﾙ		〃	188.0	T65600	
下 地 調 整 材	ｺﾞﾑﾗﾃﾓﾙﾀﾙ	〃	16.9	T65611	
計					

※上記１）の標準材料単価である。

3）ウレタン防水工単価表　　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　　話　　役		人	0.27		
特 殊 作 業 員		〃	0.31		
防　　水　　工		〃	0.73		
ﾌﾟ　ラ　イ　マ　ー	ｳﾚﾀﾝ用ﾌﾟﾗｲﾏｰ	kg	2.0	T65620	
ｳﾚﾀﾝ系防水材		〃	27.0	T65630	
計					

１－１０　コンクリート床版調査工

・コンクリート床版補修工事における調査工に適用する。

1）たたき検査工単価表　　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	N_1		
測 量 技 師 補		〃	N_2		
測　量　助　手		〃	N_3		
計					

数量は下記による。

同一防護工内（同一径間内）の数量	N_1	N_2	N_3
100 ㎡未満	0.08	0.08	0.04
100 ㎡以上 200 ㎡未満	0.06	0.06	0.03
200 ㎡以上	0.04	0.04	0.02

2）かぶり検査工単価表　　（10 パネル当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	N_1		
測 量 技 師 補		〃	N_2		
測　量　助　手		〃	N_3		
Ｒ Ｃ レ ー ダ ー		台	C_1		
計					

数量は下記による。

同一防護工内（同一径間内）の数量	N_1	N_2	N_3	C_1
20 パネル未満	0.26	0.60	0.32	0.58
20 パネル以上 40 パネル未満	0.20	0.45	0.24	0.44
40 パネル以上	0.13	0.30	0.16	0.29

3）塩分量調査工

深さ方向に５試料採取する場合に適用する。

塩分量調査工単価表　　詳細調査（5）　　（10 測点当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測 量 技 師 補		人	4.47		
測　量　助　手		〃	2.62		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 2%
Ｒ Ｃ レ ー ダ ー		台	1.67		
計					

※諸雑費は、ﾊﾝﾏﾄﾞﾘﾙ、発動発電機の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※本歩掛かりは試料採取に要する費用であり試験費用を含まないため、試験費用については別途計上すること。

4）中性化深さ測定工単価表　　（10 測点当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
測　量　技　師		人	0.27		
測 量 技 師 補		〃	0.58		
測　量　助　手		〃	0.66		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 1%
計					

※諸雑費は、ﾊﾝﾏﾄﾞﾘﾙ、発動発電機の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
※本歩掛かりは試料採取に要する費用であり試験費用を含まないため、試験費用については別途計上すること。

1－11　コンクリート床版補修工

1－11－1　一　　般

本基準は、コンクリート床版補修工の積算に適用する。

1）歩掛の補正

径間毎の施工規模に応じて、次式により標準歩掛に対する補正を行う。

補正歩掛　＝　標準歩掛　×　補正率

既設表面保護撤去工、含浸材塗布工、表面保護工については、径間毎の施工数量に応じて下表より補正率を個別に決定する。

1径間当りの施工面積	補正率
3.5 ㎡以上	1.0
2.5 ㎡以上 3.5 ㎡未満	1.1
1.5 ㎡以上 2.5 ㎡未満	1.2
1.5 ㎡未満	1.3

1－11－2　既設表面保護撤去工

1）既設表面保護撤去工単価表　　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　　話　　役		人	2.11		
普 通 作 業 員		〃	4.21		
諸　　雑　　費		式	1		労務費計の 27%
計					

※諸雑費は、ｻﾝﾀﾞｰ、発動発電機、集塵機等の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1－11－3　含浸材塗布工

1）含浸材塗布工単価表　　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
含　　浸　　材	亜硝酸リチウム	kg	28.75	T65530	0.25kg/㎡×ﾛｽ 15%×100 ㎡
橋 梁 塗 装 工		人	6.84		1.9×3 回×1.2
諸　　雑　　費		式	1		材料費計の 10%
計					

※諸雑費は、使用機材の損料を含む。

１－１１－４　断面修復工　(左官工法)

１）コンクリート構造物の断面修復における１工事当りの左官作業に適用する。なお、以下の条件は適用範囲外とする。

・水中部
・道路トンネル（シェッド、大型カルバート等含む）
・移動足場（高所作業車、橋梁点検車等含む）を使用した施工
・１工事に鉄筋ケレン・防錆処理を含む作業と含まない作業が混在する場合

(注) １工事とは全体を指し、規模や橋梁の上部・下部の区分は設けない。

２）断面修復工（左官工法）により発生したコンクリート殻の人力による積込及び運搬に適用する。
なお、運搬距離が60㎞を超える場合、自動車専用道路を使用する場合は適用範囲外とする。

３）施工フロー

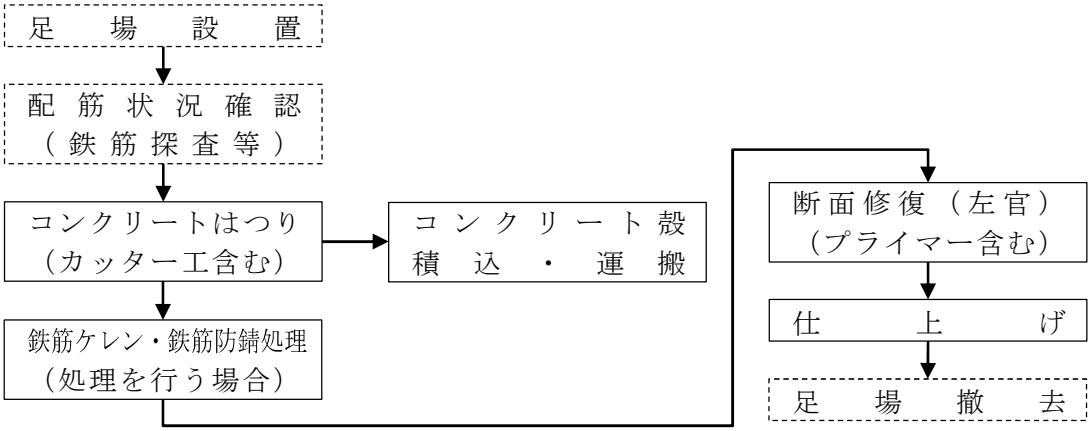

(注) １．本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
２．仕上げには養生を含む。ただし、現場条件により特殊な養生が必要な場合は、別途考慮する。
３．コンクリートはつりには、コンクリート殻の集積場所までの現場内小運搬を含む。
４．処分費は別途計上とする。

４）機種の選定

コンクリート殻の運搬機械・規格は、次表を標準とする。

作業種別	名称	規格	単位	数量	摘要
積込み及び運搬	ダンプトラック	ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・通称4t積級	台	1	

５）施工歩掛

（１）断面修復工（左官工法）（鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理を含む）

コンクリートはつり（カッター工含む）、鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理、左官（プライマー含む）、仕上げの歩掛は、次表を標準とする。

１工事当り修復延べ体積0.1m³以下の場合

名　称	単位	数量（n1）（1工事当り）
土木一般世話役	人	2.8
特殊作業員	人	5.3
普通作業員	人	2.8

１工事当り修復延べ体積0.1m³を超える場合

名　称	単位	数量（n2）（0.1m³当り）
土木一般世話役	人	2.8
特殊作業員	人	5.3
普通作業員	人	2.8

(注) １．上記歩掛は、全ての施工方向に適用できる。
２．現場条件により特殊な養生が必要な場合は、別途考慮する。
３．コンクリート殻の集積場所までの現場内小運搬（120mまで）を含む。
４．足場等については、現場条件を考慮の上、別途計上する

（2）断面修復工（左官工法）（鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理を含まない）

コンクリートはつり（カッター工含む）、左官（プライマー含む）、仕上げの歩掛は、次表を標準とする。

１工事当り修復延べ体積0.1m³以下の場合

名　　称	単位	数量（n3）（1 工事当り）
土木一般世話役	人	2.4
特 殊 作 業 員	人	4.5
普 通 作 業 員	人	2.3

１工事当り修復延べ体積0.1m³を超える場合

名　　称	単位	数量（n4）（0.1m³当り）
土木一般世話役	人	2.4
特 殊 作 業 員	人	4.5
普 通 作 業 員	人	2.3

（注）１．上記歩掛は、全ての施工方向に適用できる。

２．現場条件により特殊な養生が必要な場合は、別途考慮する。

３．コンクリート殻の集積場所までの現場内小運搬（120m まで）を含む。

４．足場等については、現場条件を考慮の上、別途計上する。

（3）コンクリート殻積込（断面修復工）

コンクリート殻積込（断面修復工）の歩掛は、次表を標準とする。

名称	単位	数量
普通作業員	人	1.3

（4）コンクリート殻運搬（断面修復工）

ダンプトラック（オンロード・ディーゼル通称４ｔ積級）による 10m3 当り運搬日数は、次表による。

運搬機種・規格	ダンプトラック　オンロード・ディーゼル通称 4t 積級							
DID 区間：無し								
運搬距離（km）	1.0 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.5 以下	6.0 以下	7.5 以下	9.5 以下	11.5 以下
運搬日数（日）	0.09	0.18	0.28	0.41	0.55	0.69	0.87	1.06
運搬距離（km）	14 以下	16.5 以下	19 以下	22 以下	25 以下	29 以下	33 以下	37.5 以下
運搬日数（日）	1.28	1.51	1.74	2.02	2.29	2.66	3.03	3.44
運搬距離（km）	42.5 以下	48 以下	54 以下	60 以下				
運搬日数（日）	3.90	4.40	4.95	5.50				

運搬機種・規格	ダンプトラック　オンロード・ディーゼル通称 4t 積級							
DID 区間：有り								
運搬距離（km）	1.0 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.5 以下	7.0 以下	8.5 以下	10 以下
運搬日数（日）	0.11	0.22	0.33	0.44	0.61	0.78	0.94	1.11
運搬距離（km）	12 以下	14 以下	16.5 以下	19 以下	22 以下	25 以下	28.5 以下	32 以下
運搬日数（日）	1.33	1.56	1.83	2.11	2.44	2.78	3.17	3.56
運搬距離（km）	36 以下	40.5 以下	45.5 以下	51 以下	57 以下	60 以下		
運搬日数（日）	4.00	4.50	5.06	5.67	6.33	6.67		

（注）１．運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。

２．DID（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告書資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。

３．運搬距離が 60 kmを超える場合は、別途考慮する。

４．自動車専用道路を利用する場合は、別途考慮する。

（5）材料の使用量

断面修復材の使用量は、次式による。

使用量 ＝ 設計数量 （㎥）×（1 ＋ K ）…… 式－1

K：ロス率

ロス率	+0.18

（6）諸雑費

諸雑費は、カッター、はつり及び鉄筋ケレン作業に必要な器具（電動ピック、ディスクサンダー、替え刃、集塵機、ほうき等）、鉄筋防錆処理・プライマー塗布作業に必要な器具（刷毛、ハンドミキサー等）及び材料、左官作業に必要な器具（金コテ、ハンドミキサー等）、電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた額を上限として計上する。

表－1　諸雑費率

条　件	1工事当り修復延べ体積	諸雑費率
鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理を含む	0.1m³以下の場合	8%
	0.1m³を超える場合	8%
鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理を含まない	0.1m³以下の場合	6%
	0.1m³を超える場合	6%

7）単価表

（1）断面修復工（左官工法）（鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理を含む）　修復延べ体積0.1m³以下の場合

（1工事当り）

名　称	規　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
土木一般世話役		人			n1
特殊作業員		〃			〃
普通作業員		〃			〃
断面修復材	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ系ﾓﾙﾀﾙ	㎥		T61530	式－1
諸雑費		式			表－1
計					

注　n1：1工事当り施工歩掛

（2）断面修復工（左官工法）（鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理を含む）　修復延べ体積0.1m³を超える場合

（1工事当り）

名　称	規　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
土木一般世話役		人			V/0.1×n2
特殊作業員		〃			〃
普通作業員		〃			〃
断面修復材	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ系ﾓﾙﾀﾙ	㎥		T61530	式－1
諸雑費		式			表－1
計					

注　V：1工事当り修復延べ体積（m³）

n2：0.1㎥当りの施工歩掛

3）断面修復工（左官工法）（鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理を含まない）　修復延べ体積0.1m³以下の場合

（1工事当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
土木一般世話役		人			n3
特殊作業員		〃			〃
普通作業員		〃			〃
断面修復材	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ系ﾓﾙﾀﾙ	m³		T61530	式－1
諸雑費		式			表－1
計					

注　n3：1工事当り施工歩掛

（4）断面修復工（左官工法）（鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理を含まない）　修復延べ体積0.1m³を超える場合

（1工事当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
土木一般世話役		人			V/0.1×n4
特殊作業員		〃			〃
普通作業員		〃			〃
断面修復材	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ系ﾓﾙﾀﾙ	m³		T61530	式－1
諸雑費		式			表－1
計					

注　V：1工事当り修復延べ体積（m³）

n4：0.1 m³当りの施工歩掛

（5）コンクリート殻積込・運搬（断面修復工）10m³当り単価表

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普通作業員		人			
ダンプトラック運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ通称4t積級	日			
諸雑費		式			
計					

なお、諸雑費については、担当課と協議すること。

（6）機械運転単価表

機械名	規　　格	適用単価表	指定事項
ダンプトラック	ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ通称4t積級	機-22	運転労務数量→0.89 燃料消費量→19.20 機械損料数量→1.02

１－１１－５　剥落防止工

１）下地処理工

床版下面の状態が特に悪い場合、１－１１－２　既設表面保護撤去工により別途計上する。

２）剥落防止工（床版下面－障害物あり）単価表　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　話　役		人	1.07		
橋梁塗装工		〃	3.04		
諸　雑　費		式	1		労務費計の 5%
プライマー	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ	kg	1.7	T65431	
接　着　剤	ｴﾎﾟｷｼ樹脂	〃	12.2	T65470	
パ　テ　材	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾊﾟﾃ	〃	6.4	T65421	
繊維シート		㎡	12.3		
計					

※作業足場内に検査路等、施工に支障となる付属物がある場合に適用する。

※諸雑費は、必要工具の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上できる。

３）剥落防止工（床版下面－障害物なし）単価表　（10 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　話　役		人	0.49		
橋梁塗装工		〃	1.50		
諸　雑　費		式	1		労務費計の 5%
プライマー	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ	kg	1.7	T65431	
接　着　剤	ｴﾎﾟｷｼ樹脂	〃	12.2	T65470	
パ　テ　材	ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾊﾟﾃ	〃	6.4	T65421	
繊維シート		㎡	12.3		
計					

※作業足場内に検査路等、施工に支障となる付属物がない場合に適用する。

※諸雑費は、必要工具の運転経費及び消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上できる。

１－１１－６　表面被覆工

１）コンクリート構造における、１工事当りの塗装作業2,000 ㎡以下の表面被覆工に適用する。

２）施工フロー

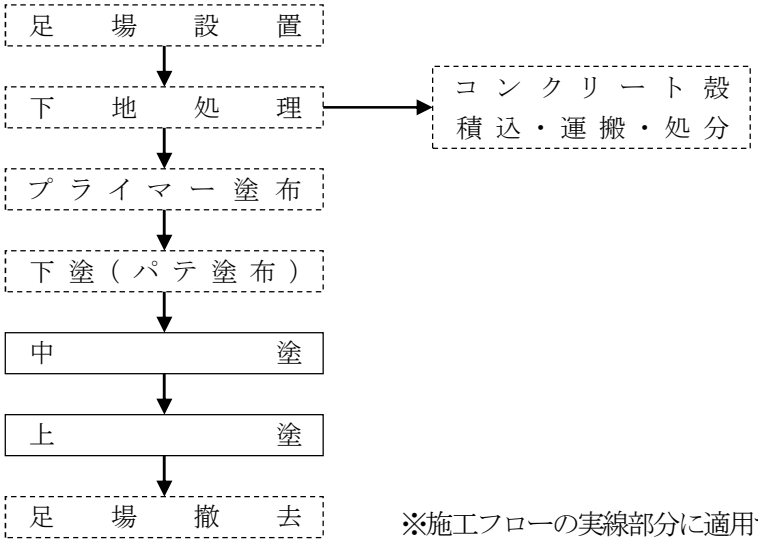

※施工フローの実線部分に適用する

３）編成人員

表面被覆工の編成人員は、次表を標準とする。

（人／工事）

土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
1	2	1

４）施工歩掛

（1）１工事当り施工日数（中塗・上塗）

中塗・上塗１層・１工事当りの施工日数Dは次による。

D＝0.0096×A＋0.52

D：１工事当り施工日数（日／工事）

A：１工事当りの延べ施工量（㎡／工事）

(注) １．施工日数Dは小数第３位を四捨五入し、第２位とする。

２．歩掛は、全ての施工方向に適用できる。

３．現場条件により特殊な養生が必要な場合は、別途考慮する。

４．コンクリート殻の積込み・運搬及び処分費は、別途計上する。

５．足場等については、現場条件を考慮の上、別途計上する。

６．中塗・上塗を複数回塗布する場合は、回数分を計上する。

７．下地処理、プライマー塗布、下塗（パテ塗布）は、１－１１－５剥落防止工で計上する。

（2）材料の使用量

材料の使用量は、１－４　橋脚補修工及び１－５　橋脚修景工によるものとし、㎡当りの材料使用量から１工事当りの必要量を算出して計上する。

（3）諸雑費

諸雑費は、各作業に必要な器具（サンダー、刷毛、コテ等）、替え刃、材料撹拌に関わる器具等及び電力に関する費用等であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた額を上限として計上する。

諸雑費率	6%

5）単価表

（1）中塗　　（1層・1工事当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
土木一般世話役		人			1×D
特 殊 作 業 員		〃			2×D
普 通 作 業 員		〃			1×D
中 塗 （ 1 層 ）	塗料	kg			
諸　雑　費		式			労務費の 6%
計					

（2）上塗　　（1層・1工事当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
土木一般世話役		人			1×D
特 殊 作 業 員		〃			2×D
普 通 作 業 員		〃			1×D
上 塗 （ 1 層 ）	塗料	kg			
諸　雑　費		式			労務費の 6%
計					

１－１２　管理番号記入工

・高欄、橋脚部の管理に必要な管理番号記入に適用する。

1）高欄用単価表（P62301）　　（高速上）　　（100 ヶ所当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
文 字 用 塗 料	塩化ビニール樹脂エナメル	kg	0.34		下地塗料 0.15／㎥、0.22kg／㎡
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
塗　装　工		人	2.86		
普 通 作 業 員		〃	2.86		
計					

注）１．下地塗料は、２回塗（ロス 10%）、塩化ビニール樹脂エナメル　JIS K 5582（100×300 サイズ）

１－１３　連続繊維シート補強工

１－１３－１　適用範囲

１）標準単価が適用できる範囲

⑴　炭素繊維シートを橋脚、トンネル等の既設構造物に設置する工事。

⑵　アラミド繊維シート及びアラミドメッシュをコンクリート橋床版、橋脚、トンネル等の既設構造物に設置する工事。

⑶　繊維シート目付量が 200 g/㎡以上 850 g/㎡未満の場合。

⑷　プライマー塗布、仕上げ塗装が、はけ・ローラーによる塗布作業の場合。

２）標準単価が適用できない範囲

⑴　１現場当たりの対象面積が 50 ㎡未満の場合。

⑵　格子貼りの場合

⑶　ボックス桁の内部で施工する場合。

⑷　炭素・アラミド繊維シート以外のシート（ビニロンシート等）を設置する場合。

⑸　仕上げ塗料の材質がエポキシ・ウレタン・フッ素樹脂系塗料以外の場合。

⑹　既設橋梁 RC 床版の補強に上向き作業による炭素繊維接着を行う場合（「床版補強工（炭素繊維接着工法）」［国交省　土木工事標準歩掛］に適合する場合）。

⑺　その他、規格・仕様等が適合しない場合。

１－１３－２　標準単価の設定

１）標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○、及びフロー図の実線部分である。

工　種	標準単価		
	機	労	材
下地処理	○	○	

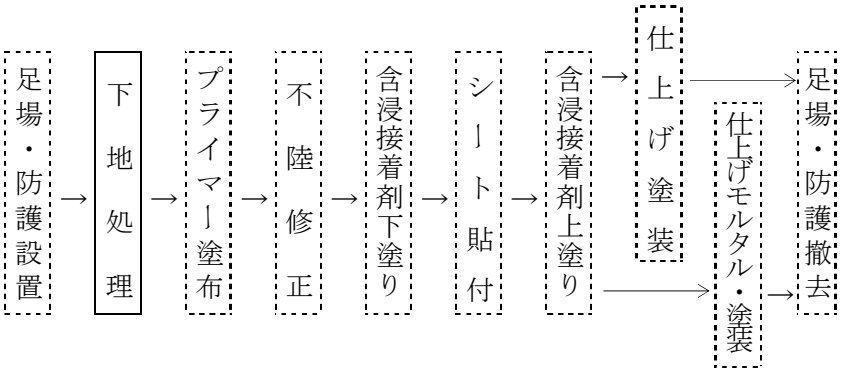

（注）　１．下地処理はサンダーケレンとする。

２．高所作業車を用いて施工する場合は、その費用を含む。

工　種	標準単価		
	機	労	材
プライマー塗布	○	○	×

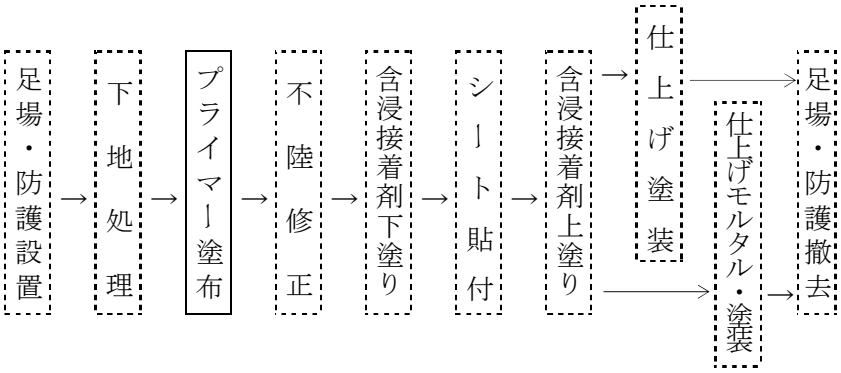

（注）　１．はけ・ローラーによる塗装作業とする。

２．現場内小運搬の費用を含む。

３．高所作業車を用いて施工する場合は、その費用を含む。

工　種	標準単価		
	機	労	材
不陸修正	○	○	×

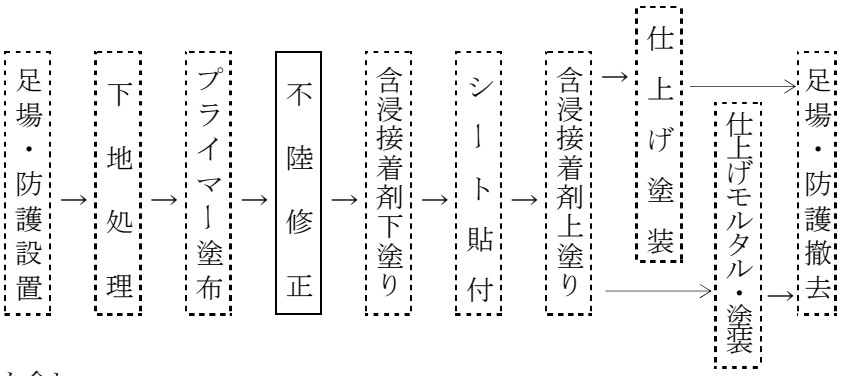

（注）　1．現場内小運搬の費用を含む。
　　2．高所作業車を用いて施工する場合は、その費用を含む。

工　種	標準単価		
	機	労	材
連続繊維シート本体貼付（一層当たり）	○	○	×

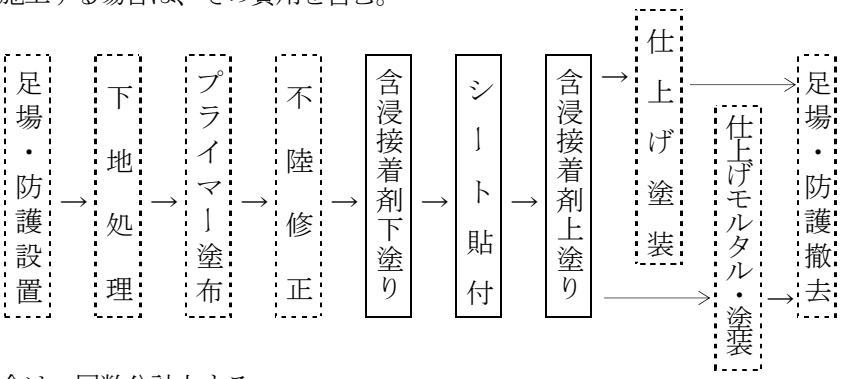

（注）　1．複数層貼り付ける場合は、層数分計上する。
　　2．含浸剤接着剤の材料費は含まない。
　　3．現場内小運搬の費用を含む。
　　4．高所作業車を用いて施工する場合は、その費用を含む。

工　種	標準単価		
	機	労	材
仕上げ塗装（中塗り＋上塗り）	○	○	×

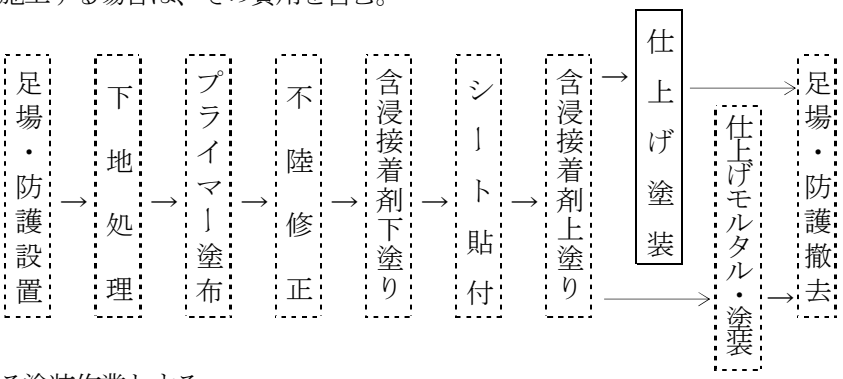

（注）　1．はけ・ローラーによる塗装作業とする。
　　2．中塗り、上塗り合計２層分の施工費である。
　　3．現場内小運搬の費用を含む。
　　4．高所作業車を用いて施工する場合は、その費用を含む。

工　種	標準単価		
	機	労	材
仕上げモルタル・塗装（モルタル＋モルタル用上塗り）	○	○	×

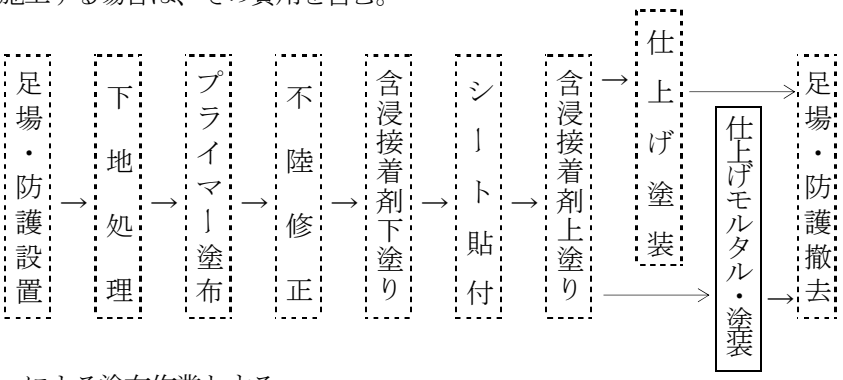

（注）　1．コテ・はけ・ローラーによる塗布作業とする。
　　2．モルタル・上塗り合計２層分の施工費である。
　　3．現場内小運搬の費用を含む。
　　4．高所作業車を用いて施工する場合は、その費用を含む。

2）標準単価の規格・仕様

連続繊維シート補強工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

区　分	高所作業車		単位	日当たり標準施工量
下地処理	無		㎡	48
	有	作業高 11m 未満	㎡	38
		作業高 11m 以上 13m 以下	㎡	38

区　分	高所作業車		単位	日当たり標準施工量
プライマー塗布	無		㎡	111
	有	作業高 11m 未満	㎡	89
		作業高 11m 以上 13m 以下	㎡	89

区　分	高所作業車		単位	日当たり標準施工量
不陸修正	無		㎡	48
	有	作業高 11m 未満	㎡	38
		作業高 11m 以上 13m 以下	㎡	38

区　分	規格・仕様	高所作業車		単位	日当たり標準施工量
連続繊維シート本体貼付（一層当たり）	目付量 200g/㎡以上 400 g/㎡未満	無		㎡	40
		有	作業高 11m 未満	㎡	32
			作業高 11m 以上 13m 以下	㎡	32
	目付量 400g/㎡以上 600 g/㎡未満	無		㎡	32
		有	作業高 11m 未満	㎡	26
			作業高 11m 以上 13m 以下	㎡	26
	目付量 600g/㎡以上 850 g/㎡未満	無		㎡	24
		有	作業高 11m 未満	㎡	19
			作業高 11m 以上 13m 以下	㎡	19

区　分	高所作業車		単位	日当たり標準施工量
仕上げ塗装（中塗り＋上塗り）	無		㎡	中塗り 98・上塗り 98
	有	作業高 11m 未満	㎡	中塗り 78・上塗り 78
		作業高 11m 以上 13m 以下	㎡	中塗り 78・上塗り 78

区　分	規格・仕様	高所作業車		単位	日当たり標準施工量
仕上げモルタル・塗装（モルタル＋モルタル用上塗り）	厚 1mm	無		㎡	ﾓﾙﾀﾙ 70・上塗り 120
		有	作業高 11m 未満	㎡	ﾓﾙﾀﾙ 56・上塗り 96
			作業高 11m 以上 13m 以下	㎡	ﾓﾙﾀﾙ 56・上塗り 96

3）直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量＋材料費(注2)（シート）＋材料費(注2)（シート以外）

（注１）設計単価＝土木工事標準単価

（注２）材料費の計上は次による。

材料費（シート）＝炭素繊維・アラミド繊維シート材料単価×設計数量×1.07（ロス分）

材料費（シート以外）＝連続繊維シート・メッシュ専用補助材材料単価※

×㎡当たり標準使用量（kg）×設計数量

※連続繊維シート・メッシュ専用補助材とは、プライマー、不陸修正材（パテ）、含浸接着剤、仕上げ塗料（中塗り・上塗り）、仕上げモルタル、仕上げ塗料（モルタル用上塗り）である。

１－１３－３　適用にあたっての留意事項

(1) 高所作業車による作業は、作業高 11m 未満または作業高 11m 以上 13m 以下とする。

(2) クラックがある場合のクラック注入工は別途計上する。

(3) シートを複数層貼り付ける場合は、層数分の施工費を計上する。

(4) 仕上げモルタル・塗装は、ポリマーセメントモルタル（厚 1mm）・上塗り各々１層分の施工費を含む。

(5) 仕上げ塗装は、中塗り・上塗り各々１層分の施工費を含む。

(6) 掲載価格は、材料費（材料費、及びロス分）を含まない。

(7) 下地処理とは、連続繊維シートをコンクリート躯体と一体化させるために、コンクリート表面全体にわたり、サンダーケレンを行い、劣化したコンクリート表面を完全に削り落とす作業である。

(8) 作業の向きは限定しない。

＜参考資料＞

連続繊維シート・メッシュ専用補助材の標準使用量

品　　名	規　　格	㎡当たり標準使用量（kg／㎡）
プライマー	エポキシ樹脂系	0.29
不陸修正材（パテ）	〃	1.46
含浸接着剤	〃	下表参照
仕上げ塗料（中塗り）	〃	0.20
仕上げ塗料（上塗り）	アクリルウレタン樹脂系	0.16
〃	フッ素樹脂系	0.16
仕上げモルタル	ポリマーセメント	2.31
仕上げ塗料（モルタル用上塗り）	水性アクリル樹脂系	0.32

含浸接着剤の標準使用量（上塗り・下塗りの合計）

＜炭素繊維シート用＞

繊維目付量（g／㎡）	㎡当たり標準使用量（kg／㎡）
200	0.67
300	0.85
400	1.00
450	1.04
gg600	1.25

含浸接着剤の標準使用量（上塗り・下塗りの合計）

＜アラミド繊維シート用＞

繊維目付量（g／㎡）	㎡当たり標準使用量（kg／㎡）
280	0.80
415	0.99
623	1.28
830	1.57

２．塗　替　塗　装　工

２．塗替塗装工

２－１　一　　般

１）本基準は、鋼橋の塗替塗装に適用する。なお、適用する鋼橋形式は、次のとおりとする。

（適用鋼橋形式）

・鋼桁構造…プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。

・箱桁構造…単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、鋼脚、合成ボックスガーダー等に類するもの。

・弦材を有する構造…トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。

２）塗装仕様は、名古屋高速道路公社塗装設計施工基準による。

３）現場塗装は、刷毛塗りおよび高塗着スプレー塗装を原則とする。

４）塗装面積の算出は、名古屋高速道路公社数量算出要領による。

５）時間的制約を受ける場合については、土木工事積算基準第Ｉ節第２章７－１「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」より、次のとおり。

・「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が７時間／日を超え７．５時間／日以下をいう。

・「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が４時間／日以上７時間／日以下をいう。

２－２　構　　成

１）塗替塗装の構成

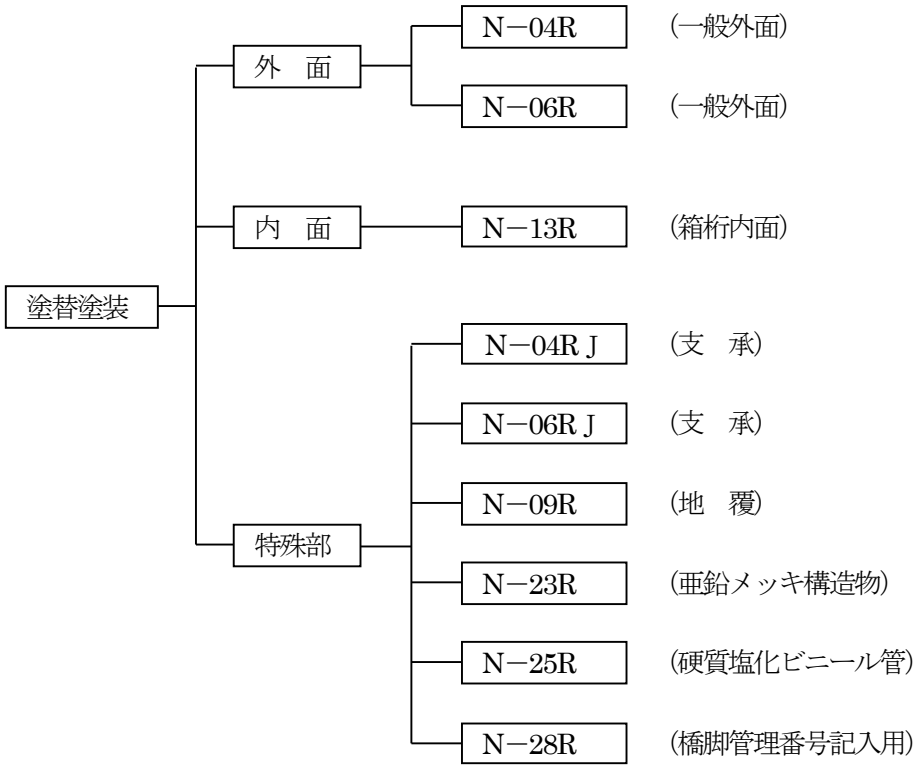

2）塗替塗装選定

塗替塗装系は、旧塗装系と同じ性能を有する塗装系を選定するのを原則とする。

表2.1　新設時の塗装系と塗替塗装系一覧表

適用種別	新設時の塗装系					塗替塗装系
	昭和51年度	昭和60年版	平成４年度	平成９年度	平成14年度	
外面用	NA－４	N－01	N－01	N－01	－	N－04R N－06R
	NA－６	N－02	N－02	－	－	
	NA－５ NB－３	N－03	－	－	－	
	－	N－04	N－04	N－04	N－04F	
	－	－	(N－05R) (N－06R)	(N－05R) (N－06R)	N－06F	
内面用	NB－１	N－11a N－11b	N－11a N－11b	N－11a N－11b	N－13	N－13R
	NB－２	N－12 N－13	N－13a N－13b	N－13a N－13b		
特殊部用	－	N－04	N－04 N－08	N－04 N－08	N－04F N－08－1 N－08－2 N－29	N－04R N－06R
	－	－	N－09	N－09	N－09－1 N－09－2	N－09－1R N－09－2R
	－	N－22	N－22 N－26	－	－	N－23－1R N－23－2R
	－	N－23	N－23 N－27	N－27	N－27F－1 N－27F－2	
	－	N－24	N－24	－	－	N－25－1R N－25－2R
	－	N－25	N－25	N－25	N－25－1 N－25－2	

２－３　塗替塗装工

1）標準単価

（1）適用範囲

a 標準単価が適用できる範囲

①鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。

②高欄部の単独施工の塗替塗装。

③鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。

④既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。

⑤塗膜剥離剤を使用した旧塗膜除去後のブラスト処理による素地調整（１種ケレン）。

b 標準単価を適用できない範囲

①部分塗替塗装の場合。

②塗膜剥離剤による素地調整の場合。

③道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。

④静電気力を利用したスプレー塗装の場合。

⑤工場内における塗装前作業及び塗装作業の場合。

⑥その他、規格・仕様等が適合しない場合。

（2）標準単価の設定

a 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工　種	標準単価		
	機	労	材
塗替塗装	○	○	○

足場・防護設置 → 養生 → 清掃・水洗 → 素地調整 → 塗装作業 → 足場・防護撤去

（注）1．清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。

2．素地調整は、塗装面積を計上する。

3．動力工具及び手工具による素地調整工で発生したケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に要する費用を含む。

4．ブラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬・処分に要する費用は含まない。回収・積込に要する費用を別途計上する。

5．ブラスト処理による素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工（板張り防護・養生シート等）、安全対策（セキュリティールーム・呼吸用保護具等）及び特別管理(鉛、PCB 等有害物質への対応)に要する費用は含まない。

6．密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に要する費用は含まない。

7．はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は含まない。

b 標準単価の規格・仕様

表2.2　塗替塗装（1）

区分	規格・仕様	単位	日当たり標準施工量
清掃・水洗い		㎡	1,050
素地調整	1種ケレン（ブラスト法）	㎡	55
	2種ケレン（動力工具と手工具の併用）	㎡	58
	3種ケレンA（動力工具と手工具の併用）	㎡	83
	3種ケレンB（動力工具と手工具の併用）	㎡	145
	3種ケレンC（動力工具と手工具の併用）	㎡	213
	4種ケレン（動力工具と手工具の併用）	㎡	313
研削材及びケレンかす回収・積込工		㎡	70

表2.3　塗替塗装（2）

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
下塗り塗装	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（1層）	はけ・ローラー	㎡	300
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（2層）　注3		㎡	150
	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（2層）　注3	スプレー	㎡	225
	有機ジンクリッチペイント（1層）　注1	はけ・ローラーⅠ	㎡	300
	有機ジンクリッチペイント（2回塗り／層）　注1,2	はけ・ローラーⅡ	㎡	143
	有機ジンクリッチペイント（1層）	スプレー	㎡	360
	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（2層）　注3	はけ・ローラー	㎡	143

（注）1. 有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーⅠは、健全なジンクリッチプライマーやジンクリッチペイントを残し、その他の旧塗膜を全面除去した場合であり、有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーⅡは、旧塗膜を全面除去した場合である。

2. 有機ジンクリッチペイントのはけ・ローラーⅡは、1層当たりの目標膜厚を得るために、2回塗りを必要とする。

3. 2層は、1層目の塗装を行った後、適切な塗装間隔を空けてさらにもう1層の塗装を塗り重ねるものである。

4. 上表の標準単価は、規格・仕様欄における必要な塗布回数、層数が考慮された1㎡当たりのものである。

c 補正係数の適用基準

表2.4　補正係数の適用基準

	規格・仕様	適　用　基　準	記号	備 考
補正係数	箱桁構造の密閉部(内部照明・換気共)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象面積
	弦材を有する構造	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_3	対象面積
	高欄部単独施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_4	全体面積

d 補正係数の数値

表2.5　補正係数の数値

区　分		記号	塗　替　塗　装			
			清掃・水洗い	素地調整	研掃材及びケレンかす回収・積込工	塗装作業
補正係数	箱桁構造の密閉部	K_1	1.42	1.79	1.42	1.42
	弦材を有する構造	K_3	1.33	1.62	－	1.24
	高欄部単独施工	K_4	1.49	2.54	－	1.51

e 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量

（注１）設計単価＝土木工事標準単価×K_n

（3）適用にあたっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

a 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。

b 標準単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。公社塗装仕様については淡彩とする。

c 適用できる鋼橋形式は、次のとおりとする。

鋼桁構造……プレートガーター、連続プレートガーター、ゲルバーガーター、合成桁等に類するもの。

箱桁構造……単純ボックスガーター、連続ボックスガーター、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーターに類するもの

弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。

横断歩道橋……各種横断歩道橋。

側道橋……各種側道橋。

d 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。

①さびが発生している場合

素地調整種　別	さびの状態	発錆面積(%)	素地調整内容	作業方法
1　種	―	―	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2　種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用
3　種A	点錆がかなり点在している。	15～30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	
3　種B	点錆が少し点在している。	5～15	同　上	
3　種C	点錆がほんの少し点在している。	5以下	同　上	

②さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合

素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積(%)	素地調整内容	作業方法
3　種A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの動力工具と手工具の併用
3　種B	同上	15～30	同　上	
3　種C	同上	5～15	同　上	
4　種	同上	5以下	同　上	
	白亜化・変退色の著しい場合。		粉化物・汚れ等を除去する。	

e 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具又はブラスト処理により行う作業をいう。

f ３種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、２種及び４種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。

g ２種ケレン、３種ケレン、４種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、ブラスト処理により行う作業は適用外とする。

h ケレン（ブラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工（板張り防護・養生シート等）、安全対策（セキュリティールーム・呼吸用保護具等）及び特別管理(鉛、PCB 等有害物質への対応)が必要な場合は、別途計上する。

i 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜損傷箇所の補修作業である。

j ブラスト処理による素地調整工で発生した研削材及びケレンかすの運搬･処分に要する費用は含まない。回収・積込に要する費用を別途計上する。

k 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。

l 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整３種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。

m フッ素樹脂塗料とシリコン系樹脂塗料は、高耐久性塗装にも適用できる。
n 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
o 高力ボルト連結部の塗装仕様に関して、防錆処理ボルトの仕様の有無に関わらず適用できる。

2）塗替塗装工歩掛

（1）塗替塗装（刷毛塗り）の作業歩掛は、下表による。　（人／100 ㎡）

作業内容 ＼ 橋梁形式	塗装		
	下塗	中塗	上塗
鋼桁・箱桁・鋼脚・弦材を有する構造	1.9	1.9	1.9

（注）塗装作業の実施は、橋梁塗装工による。

（2）塗替塗装（高塗着スプレー塗装）の作業歩掛は、下表による。　（人／1,000 ㎡）

作業内容 ＼ 橋梁形式	塗装		
	下塗	中塗	上塗
鋼桁・箱桁・鋼脚・弦材を有する構造	8.5	8.5	8.5

（注）塗装作業の実施は、橋梁塗装工による。

3）塗装の使用量

ペイント使用量（塗替塗装）　（100 ㎡当り）

塗装種別		規格	標準使用量（kg）	
			刷毛塗り	高塗着スプレー塗装
下塗塗料	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	NES P－117A,B	２０	２２
	無溶剤型変性エポキシ樹脂塗料内面用	NES P－206	３０	
	エポキシ樹脂ガラスフレーク塗料	NES P－301	３０	
	亜鉛メッキ用エポキシ樹脂塗料	NES P－302	１６	
中塗・上塗塗料	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中塗	JIS K 5657	１４	１６
	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗	JIS K 5657	１２	１３
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗		１４	１６
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗		１２	１３

（注）１．塗料の種別及び使用量は、塗装設計施工基準および高塗着スプレー塗装設計施工要領による。
２．使用量は塗装作業中におけるロス分（飛散したものや残余塗料で使用不能になったもの等）を含んだものの標準値である。
３．希釈使用量には、使用機器等の洗浄希釈剤を含む。
４．希釈剤の比重は、0.85 とする。

２－４　一般外面用（鋼桁・鋼橋脚部）

１）N－04R 系単価表　（刷毛塗り）　（P62160～P62165、P62180～P62185）

N－04R　　N－04RJ　　３種C　　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
下塗（１層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	㎡	100		D60121～D60126
下塗（２層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	100		D60121～D60126
中塗（１層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中塗	kg	14.0		0.14×100
上塗（１層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗	〃	12.0		0.12×100
希　釈　剤	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用シンナー	〃	1.3		(14＋12)×5%
橋梁塗装工		人	3.8		1.9×2(層)
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

注）１．N－04RJ の仕様部は、下塗を１層増塗する。（３種、４種ケレンの場合）
　　２．N－04R 仕様部の４種ケレンの場合は、下塗１層を省く。

２）N－04R 系単価表　（高塗着スプレー塗装）　（P62150～P62152）

N－04R　　N－04RJ　　３種C　　（1,000 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
下塗（１層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	kg	220		0.22×1,000
下塗（２層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	220		0.22×1,000
中塗（１層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中塗	〃	160		0.16×1,000
上塗（１層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗	〃	130		0.13×1,000
希　釈　剤	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗用シンナー	〃	44.0		(220＋220)×10%
〃	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用シンナー	〃	29.0		(160＋130)×10%
橋梁塗装工		人	34.0		8.5×4(層)
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

注）１．N－04RJ の仕様部は、下塗を１層増塗する。（３種、４種ケレンの場合）
　　２．N－04R 仕様部の４種ケレンの場合は下塗１層を省く。
　　３．諸雑費は、使用機材の損料を含む。

3）N－06R 系単価表　（刷毛塗り）　（P62200～P62205、P62210～P62215）

N－06R　　N－06RJ　　３種C　　(100 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
下塗（1層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	㎡	100		D60121～D60126
下塗（2層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	100		D60121～D60126
中塗（1層）	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中塗	〃	100		D60071～D60076
上塗（1層）	弱溶剤形フッ素樹脂塗料上塗	〃	100		D60091～D60096
計					

注）１．N－06RJ の仕様部は、下塗を１層増塗する。（３種、４種ケレンの場合）
　　２．N－06R 仕様部の４種ケレンの場合は、下塗１層を省く。

4）N－06R 系単価表　（高塗着スプレー塗装）　（P62157～P62159）

N－06R　　N－06RJ　　３種C　　(1,000 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
下塗（1層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	kg	220		0.22×1,000
下塗（2層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	220		0.22×1,000
中塗（1層）	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中塗	〃	160		0.16×1,000
上塗（1層）	弱溶剤形フッ素樹脂塗料上塗	〃	130		0.13×1,000
希　釈　剤	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗用シンナー	〃	44.0		(220＋220)×10%
〃	弱溶剤形フッ素樹脂塗料用シンナー	〃	29.0		(160＋130)×10%
橋梁塗装工		人	34.0		8.5×4(層)
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

注）１．N－06RJ の仕様部は、下塗を１層増塗する。（３種、４種ケレンの場合）
　　２．N－06R 仕様部の４種ケレンの場合は、下塗１層を省く。
　　３．諸雑費は、使用機材の損料を含む。

5）N－06R　１種ケレン　単価表　（刷毛塗り）

N－06R　　１種　　(100 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
下塗（1層）	有機ジンクリッチペイント	㎡	100		D60131～D60136
下塗（2層）	有機ジンクリッチペイント	〃	100		D60131～D60136
下塗（3層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	100		D60121～D60126
下塗（4層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	100		D60121～D60126
中塗（1層）	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中塗	〃	100		D60071～D60076
上塗（1層）	弱溶剤形フッ素樹脂塗料上塗	〃	100		D60091～D60096
計					

6）N－06R　１種ケレン　単価表　（高塗着スプレー塗装）

N－06R　　１種　　（1,000 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
下塗（１層）	有機ジンクリッチペイント	㎡	1000		D60131～D60136
下塗（２層）	有機ジンクリッチペイント	〃	1000		D60131～D60136
下塗（３層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	kg	220		0.22×1,000
下塗（４層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	〃	220		0.22×1,000
中塗（１層）	弱溶剤形フッ素樹脂塗料中塗	〃	160		0.16×1,000
上塗（１層）	弱溶剤形フッ素樹脂塗料上塗	〃	130		0.13×1,000
希　釈　剤	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗用シンナー	〃	44.0		(220＋220)×10%
〃	弱溶剤形フッ素樹脂塗料用シンナー	〃	29.0		(160＋130)×10%
橋梁塗装工		人	34.0		8.5×4(層)
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

注）１．諸雑費は、使用機材の損料を含む。

２－５　一般内面用

１）橋脚・箱桁等及び鋼床版箱桁内面の塗装に適用する。

２）N－13R 系単価表　（P62220～P62225）

N－13R　　（100 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
下塗（１層）	無溶剤型変性エポキシ樹脂塗料内面用	㎡	100		D60111～D60116
下塗（２層）					
計					
㎡当たり					

２－６　特　殊　部

１）鋼桁・鋼橋脚及び付属物の特殊部に適用する。

２）鋼製高欄・地覆および壁高欄鋼製型枠

N－09R 系単価表　（P62230～P62235）

N－09－1R　　(100 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
下塗（１層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗塗料	㎡	100		D60121～D60126
下塗（２層）	エポキシ樹脂ガラスフレーク塗料	kg	30.0		0.30×100
下塗（３層）	エポキシ樹脂ガラスフレーク塗料	〃	30.0		0.30×100
中塗（１層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂中塗	〃	14.0		0.14×100
上塗（１層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂上塗	〃	12.0		0.12×100
希　釈　剤	エポキシ樹脂ガラスフレークシンナー	〃	3.0		30×2×5%
〃	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用シンナー	〃	1.3		(14＋12)×5%
橋梁塗装工		人	7.6		1.9×4(層)
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

３）地鋼製高欄・地覆および壁高欄鋼製型枠

N－09R 系単価表　（P62240～P62245）

N－09－2R　　(100 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
下塗（１層）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗塗料	㎡	100		D60121～D60126
下塗（２層）	エポキシ樹脂ガラスフレーク塗料	kg	30.0		0.30×100
下塗（３層）	エポキシ樹脂ガラスフレーク塗料	〃	30.0		0.30×100
中塗（１層）	弱溶剤形フッ素樹脂中塗	㎡	100		D60071～D60076
上塗（１層）	弱溶剤形フッ素樹脂上塗	〃	100		D60091～D60096
希　釈　剤	エポキシ樹脂ガラスフレークシンナー	kg	3.0		30×2×5%
橋梁塗装工		人	3.8		1.9×2(層)
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

4）亜鉛メッキ構造用

N－23R 系単価表　（P62260～P62265）

N－23－1R　　(100 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工	４種ケレン	㎡	100		D60061～D60066
下塗（1層）	亜鉛メッキ用エポキシ樹脂塗料	kg	16.0		0.16×100
中塗（1層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂中塗	〃	14.0		0.14×100
上塗（1層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂上塗	〃	12.0		0.12×100
希　釈　剤	エポキシ樹脂塗料用シンナー	〃	0.8		16×5%
〃	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用シンナー	〃	1.3		(14＋12)×5%
橋梁塗装工		人	5.7		1.9×3(層)
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

5）亜鉛メッキ構造用

N－23R 系単価表　（P62270～P62275）

N－23－2R　　(100 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工	４種ケレン	㎡	100		D60061～D60066
下塗（1層）	亜鉛メッキ用エポキシ樹脂塗料	kg	16.0		0.16×100
中塗（1層）	弱溶剤形フッ素樹脂中塗	㎡	100		D60071～D60076
上塗（1層）	弱溶剤形フッ素樹脂上塗	〃	100		D60091～D60096
希　釈　剤	エポキシ樹脂塗料用シンナー	〃	0.8		16×5%
橋梁塗装工		人	1.9		1.9×1(層)
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

6）硬質塩化ビニール管用

N－25R 系単価表　（P62280～P62285）

N－25－1R　　(100 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工	４種ケレン	㎡	100		D60061～D60066
中塗（1層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂中塗	〃	14.0		0.14×100
上塗（1層）	弱溶剤形ポリウレタン樹脂上塗	〃	12.0		0.12×100
希　釈　剤	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用シンナー	〃	1.3		(14＋12)×5%
橋梁塗装工		人	3.8		1.9×2(層)
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

7）硬質塩化ビニール管用

N－25R 系単価表　（P62290～P62295）

N－25－2R　　(100 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
素地調整工	４種ケレン	㎡	100		D60061～D60066
中塗（１層）	弱溶剤形フッ素樹脂中塗	〃	100		D60071～D60076
上塗（１層）	弱溶剤形フッ素樹脂上塗	〃	100		D60091～D60096
計					

8）N－28R 系単価表（管理番号記入工）（鋼橋脚部）　（P62300）

N－28R　　(100 ヶ所当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
文字用塗料	塩化ビニール樹脂エナメル塗料 JIS　K　5582	kg	0.45		下地塗料 0.15 kg 0.22 kg ロス 10%
塗　装　工		人	2.86		0.0286×100
普通作業員		〃	2.86		〃
諸　雑　費		式	1		材料費の 10%
計					

３．伸縮装置補修・改良工

３．伸縮装置補修・改良工

３－１　伸縮装置補修工

３－１－１　一　　般

本基準は、ゴム製伸縮装置の補修工の積算に適用する。

なお、一般には、本基準の標準歩掛により算定するものとするが、特殊な条件の工事等で、本基準によりがたい場合は、別途算出するものとする。

３－１－２　構　　成

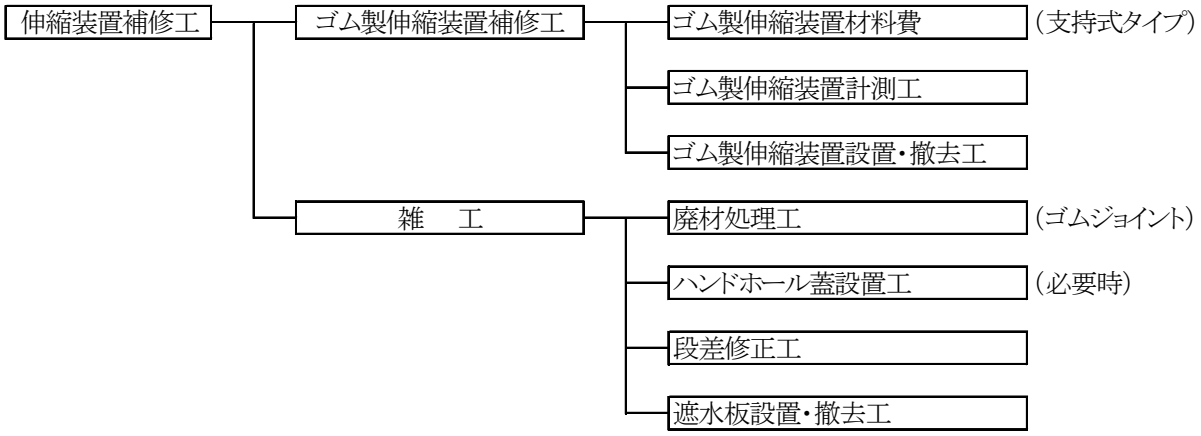

３－１－３　ゴム製伸縮装置補修工

１）材　料　費

ゴム製伸縮装置の材料費は、設置延長の材料を直接工事費に計上する。（T64300～）

２）ゴム製伸縮装置計測工

（１）計測工は、ボルトピッチ、Ｌ型部の遊間長及び高さの確認等を含む。（ゴムジョイントの製作時に反映させる。）なお、段差修正部の測定も含むものとする。

（２）計測工歩掛

計測工単価表（P63050）　　（10m当り）

名　称	規　　格	単位	数量Ａ	数量Ｂ	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
技　術　員		人	0.4	0.4		高速上
普通作業員		〃	0.9	0.8		〃
雑　材　料		式	1	1		労務費の 5%
計						

3）伸縮装置設置・撤去工（桁端補強箱型部）

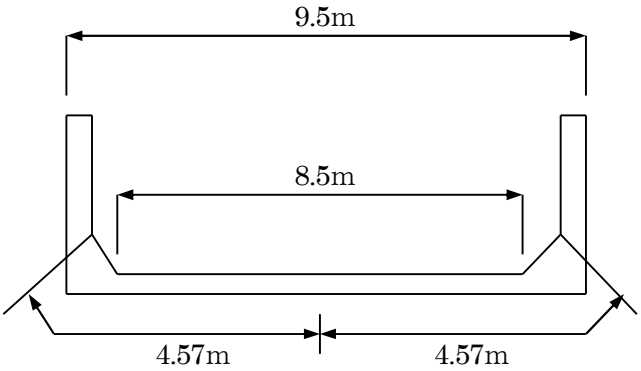

（1）規制費については、現場状況を良く把握し決定するものとする。

（2）設置・撤去工

設置・撤去工単価表（P63120）　　（18.3m当り）

名　称	規　　格	単位	数量A	数量B	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
特殊作業員		人	6.6	5.9		高速上
普通作業員		〃	6.3	5.7		〃
特殊作業員		〃	1.7	1.5		街路上
普通作業員		〃	4.8	4.3		〃
雑　材　料		式	1	1		労務費の5%
計						

注）1．雑材料には、工具損料等一式含む。
　　2．数量Bは集中工事に適用する。

３－１－４　雑　工

１）廃材処理工

・旧ゴム伸縮装置の運搬と処理に適用する。

（１）廃材運搬費

廃材運搬費単価表（P63020）　（1 回当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
距離制運賃	２ｔ車、10km	片道	1		
計					＊端数処理

（２）廃材処理費

廃材処理費単価表（P63030）　（1ton 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
廃材処理費	ゴムジョイント	t	1.0		
積　卸　費	処分場卸し	〃	1.0		
計					10 円未満切捨

２）ハンドホール蓋工

（１）ハンドホール蓋設置工

・桁端補強 BOX 部の管理用ハンドホールの蓋を新規に設置する場合に適用する。

ハンドホール蓋設置工単価表（P63130）　（256 個当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ蓋	EPDM　φ100×45	個	256		
普通作業員		人	2		取付費
計					

（２）ハンドホール蓋設置撤去工

・ジョイントの設置撤去時に支障となる桁端補強 BOX 部のハンドホール蓋の取付撤去に適用する。

ハンドホール蓋設置撤去工単価表（P63140）　（256 個当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普通作業員		人	3		取付撤去費
計					

３）段差修正工

・伸縮部の舗装面との段差を修正するために行うものである。

段差修正工単価表（P68400）　（6 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
特殊作業員		人	0.2		
普通作業員		〃	0.2		
雑　材　料		式	1		労務費の 3%
ﾄﾗｯｸ運転費	２ｔ	日	0.2		
計					

注）＊雑材料の中には、ガムテープ、コテ等一式含む。

＊一日の作業量は、片側１車線（６㎡／１箇所）を１人／20 面・日を標準と考えている。（４面／１箇所）
これらによらない場合については、別途積算するものとする。

＊材料は別途計上する。（標準 5.2 ㎡／箇所）

4）遮水板設置・撤去工

・伸縮装置路肩部の取替時に支障となるための設置撤去である。

設置・撤去工単価表（P63150）　（1枚当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普通作業員		人	0.3		0.2+0.1（設置＋撤去）
計					

注）１．撤去は、設置の50%とする。

5）伸縮装置取付用シート防護工（橋脚上部）

・シート防護工は、伸縮装置を取替える場合に適用するものとする。

伸縮装置取付用シート防護工単価表（P63160）　（10m当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
材　料　費	シート（ビニロン）	㎡	41.8		10回使用　購入価格×0.12
雑　材　料		式	1		材料費の10%
普通作業員		人	0.4		小運搬含む
計					

注）１．通常の施工は、上記を標準とする。なお、これによらない場合は、別途積算するものとする。

6）素地調整工（2種～4種ケレン）

・桁端補強BOX部上の錆等を処理する場合に適用する。

素地調整工単価表（2．塗替塗装工　2－3　塗替塗装工　の標準単価参照）　（1㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
橋梁塗装工		㎡			D単価
計					

注）１．素地調整の標準施工は、上記によるものとするが、これによりがたい場合は、別途積算するものとする。

３－２　伸縮装置改良工

３－２－１　一　　般

本基準は、桁連結部の既設伸縮装置の撤去（ノージョイント化）、端支点部におけるフィンガージョイントへの取替え工の積算に適用する。橋面上の施工時間は、夜間20:00～7:00（規制時間含む）、施工範囲は１車線の半分（2.125m）を考えている。

フィンガージョイントの材料費、製作費、運搬費等は土木工事積算基準第Ⅱ節　第４章　鋼構造物工による。

なお、一般には、本基準の標準歩掛により算定するものとするが、特殊な条件の工事等で、本基準によりがたい場合は、別途算出するものとする。

３－２－２　構　　成

本基準は、下記の作業フローが対象であり、その他規制費等は別途積算するものとする。

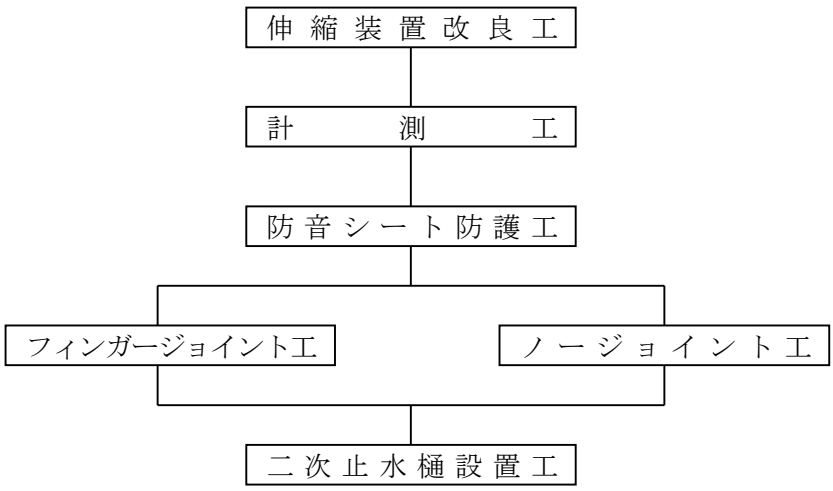

３－２－３　計　測　工

（1）計測工は、ボルトピッチ、L型部の遊間長及び高さの確認等を含む。（フィンガージョイント、ノージョイントの製作時に反映させる。）なお、段差修正部の測定も含むものとする。

（2）計測工歩掛

技　術　員　　1人／5箇所＝0.2人／箇所（4.57m当り）→　0.04人／m

普通作業員　　2人／5箇所＝0.4人／箇所（4.57m当り）→　0.09人／m　（補助作業）

計測工単価表　　（１０m当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
技　術　員		人	0.4		高速上（夜間）
普通作業員		〃	0.9		〃
雑　材　料		式	1		労務費の5%
計					

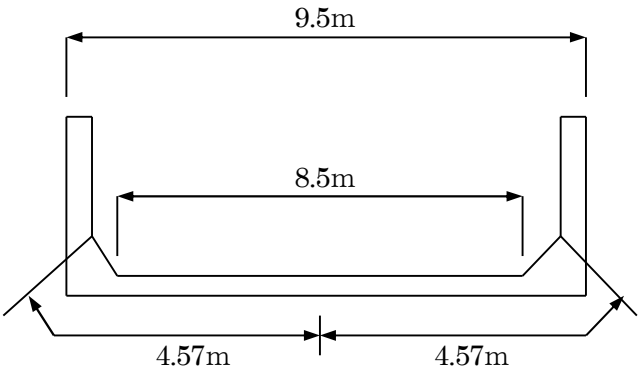

３－２－４　防音シート防護工（橋脚上部）

防音シート防護工（橋脚上部）　単価表　（ジョイント 10m当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
材　料　費	防音シート	㎡	41.8		10 回使用　購入価格×0.12
雑　材　料		式	1		材料費の 10%
普通作業員		人	1		小運搬含む
計					

注）上記歩掛には、設置・撤去を含む。

３－２－５　フィンガージョイント据付工

ゴムジョイントからフィンガージョイントへの取替えを行う作業である。

フィンガージョイント工　単価表　（2.125m 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
橋梁世話役		人	1.1		高速上（夜間）
橋梁特殊工		〃	3.8		〃
普通作業員		〃	1.3		〃
溶　接　工		〃	0.3		〃
普通作業員		〃	1.8		街路上（夜間）
ユニック車	4ｔ積、2.5ｔ吊	時間	10.0		
トラック	2ｔ車	〃	3.0		
ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀｰ	油圧　走行式（低騒音型）45～56cm	日	1.0		
諸　雑　費		式	1		労務費の５％
計					

※１．上表には、以下の作業が含まれている。

準備工、縁切り工（As 舗装、路肩 Co）、As 舗装版破砕工、路肩 Co はつり工、既設ゴムジョイント撤去工、L 型部材撤去工、桁端補強 Box 素地調整工、桁端補強 Box 孔明工、止水ゴム設置工、シール工、フィンガージョイント設置工、コンクリート打設工、防音 Box 設置・撤去工、ハンドホール蓋撤去・設置工、後片付け工

２．諸雑費は、コンクリートカッター（手動式）、電動チッパー、発動発電機（低騒音・排出ガス対策型）、溶接機、電気ドリル及びドリル刃、グラインダー、ディスクサンダー、ガウジング、ガス切断機、コンクリートミキサー、トルクレンチ、送風機、バイブレーター、バキュームクリーナー等の機械経費及び溶接棒、ガウジング棒、アセチレンガス、酸素等の材料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

３．防音 Box は、公社貸与である。防音 Box を製作する場合は、別途考慮すること。

３－２－６　ノージョイント工

ゴムジョイントからノージョイントへの取替えを行う作業である。

ノージョイント工　単価表　(2.125m 当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
橋梁世話役		人	1.0		高速上（夜間）
橋梁特殊工		〃	3.2		〃
普通作業員		〃	1.2		〃
溶　接　工		〃	0.3		〃
普通作業員		〃	1.7		街路上（夜間）
ユニック車	4ｔ積、2.5ｔ吊	時間	8.8		
トラック	2ｔ車	〃	2.6		
ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀｰ	油圧　走行式（低騒音型）45～56cm	日	1.0		
諸　雑　費		式	1		労務費の５％
計					

※１．上表には、以下の作業が含まれている。

準備工、縁切り工（As 舗装、路肩 Co）、As 舗装版破砕工、路肩 Co はつり工、既設ゴムジョイント撤去工、L 型部材撤去工、桁端補強 Box 素地調整工、桁端補強 Box 孔明工、シール工、鋼板設置工、コンクリート打設工、防音 Box 設置・撤去工、ハンドホール蓋撤去・設置工、後片付け工

２．諸雑費は、コンクリートカッター（手動式）、電動チッパー、発動発電機（低騒音・排出ガス対策型）、溶接機、電気ドリル及びドリル刃、グラインダー、ディスクサンダー、ガウジング、ガス切断機、コンクリートミキサー、送風機、バイブレーター、バキュームクリーナー等の機械経費及び溶接棒、ガウジング棒、アセチレンガス、酸素等の材料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

３．防音 Box は、公社貸与である。防音 Box を製作する場合は、別途考慮すること。

３－２－７　二次止水樋設置工

二次止水樋設置工　　単価表　（２０ｍ当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
土木一般世話役		人	1.2		街路上（昼間）
橋梁特殊工		〃	1.0		〃
普通作業員		〃	5.1		〃
溶　接　工		〃	2.2		〃
諸　雑　費		式	1		労務費の 5%
計					

※諸雑費は、発動発電機（低騒音型・排出ガス対策型）、溶接機、ディスクサンダー等の機械経費及び溶接棒等の材料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

４．区　画　線　工

４．区画線工

４－１　適用範囲

１）単価が適用できる範囲

⑴　道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。

⑵　設置作業のうち、溶融式（手動）、溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。

２）単価が適用できない範囲

⑴　設置作業のうち、ペイント式（手動）の場合。

⑵　コンクリート舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去。

⑶　その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

４－２　標準単価の設定

１）標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○、及びフロー図の実線部分である。

工　種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 （溶融式）	○	○	×

作図 → 路面清掃 → プライマー塗布・養生 → 塗料塗布・養生

（注）１．単価には雑器具の費用を含む。

２．交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工　種	標準単価		
	機	労	材
区画線設置 （ペイント式）	○	○	×

作図 → 路面清掃 → 塗料塗布・養生

（注）１．単価には雑器具の費用を含む。

２．水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。

３．交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工　種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (削取り式)	○	○	

消去 → 路面清掃 → 廃材運搬 → 廃材処分

(注) 1．単価には雑器具の費用を含む。
2．交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
3．消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
4．消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
5．排水性舗装には適用しない。

工　種	標準単価		
	機	労	材
区画線消去 (ｳｫｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ式)	○	○	

消去 → 汚泥吸引 → 汚泥運搬 → 汚泥処理・処分

(注) 1．交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
2．消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

2）標準単価の規格・仕様

区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表4.1　区画線設置（溶融式・手動）

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量			
			供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間
実線	15cm	m	860	818	946	899
	20cm	m	785	746	864	821
	30cm	m	555	528	611	580
	45cm	m	460	438	506	481
破線	15cm	m	775	737	853	810
	20cm	m	700	665	770	732
	30cm	m	475	452	523	497
	45cm	m	420	400	462	439
ゼブラ	15cm	m	725	689	798	758
	20cm	m	655	623	721	685
	30cm	m	455	433	501	476
	45cm	m	380	362	418	398
矢印・記号・文字	15cm換算	m	345	328	380	361

(注) 1．塗布厚は1.5mm、1.0mmとする。
2．線色は白色又は黄色とする。
3．破線は塗布延長とする。
4．矢印・記号・文字は、所要材料換算長とし、溶融式に限り適用できる。また、自転車マークのように構成する線幅が10cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼付け式には適用できない。

表4.2　区画線設置（ペイント式・車載式）

規　格　・　仕　様			単位	日当たり標準施工量	
				供用区間	未供用区間
溶剤型・水性型（加熱式・常温式）	実線	15cm	m	2,450	3,123
	破線	15cm	m	2,050	2,613
		30cm	m	1,650	2,103

（注）１．線色は白色又は黄色とする。
　　２．破線は塗布延長とする。

表4.3　区画線消去

規　格　・　仕　様			単位	日当たり標準施工量
削　取　り　式		15cm換算	m	255
ウォータージェット式	溶融式	15cm換算	m	500
	ペイント式	15cm換算	m	605

（注）１．一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削取り式を標準とする。
　　２．排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。

３）補正係数

(1)　補正係数の適用基準

表4.4　補正係数の適用基準

規　格　・　仕　様		適　用　基　準	記号	備　考
補正係数	排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_2	

(2)　補正係数の数値

表4.5　補正係数の数値

区　　分		記号	区画線設置（溶融式）	区画線設置（ペイント式）	区画線消去（削取り式）	区画線消去（ｳｫｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ式）
補正係数	排水性舗装に施工する場合	K_1	1.05	－	－	－
	未供用区間の場合	K_2	0.91	0.79	－	－

（注）排水性舗装に施工する場合の補正係数（K_1）は、溶融式（手動）による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また、ペイント式は舗装の種別に関係なく適用できる。

4）直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注１）×設計数量＋材料費（注２）

（注１）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K_1×K_2）

（注２）材料費＝主材料単価×使用数量×（１＋材料諸雑費率）

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス、希釈剤等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

溶融式：0.05　　ペイント式：0.03

※矢印・文字・記号の設計数量は「所要材料換算長」とし、次式により算出する。

所要材料換算長（m）＝設計数量（塗布面積（m2））÷0.15×1.20（重複施工ロス分）

ただし、構成する線幅が10㎝未満の場合は適用できない。

＜施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合＞

１．１日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、土木工事積算基準「第2章7-7　１日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業として判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。

２．表層の完了待ちなどの工程調整により、１日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、１日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。

３．区画線消去（ウォータージェット式）で、施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合は、実施工量にかかわらず、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。

４－３　適用にあたっての留意事項

(1)　区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表4.6　施工場所区分

区　　分	工　　事　　種　　別
供用区間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（１種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事 交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

(2)　仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。

(3)　歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。

(4)　コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。

(5)　区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。

(6)　破線の標準単価で計上する数量は、以下のように考える。

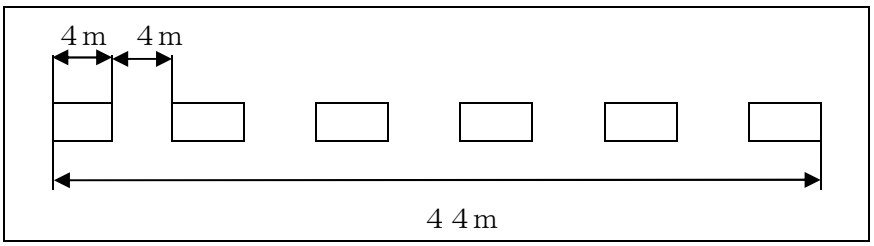

例：上記破線の場合、施工距離は４４ｍだが、標準単価で計上する数量は、塗布延長なので
6本×4m＝24mとなる。

(7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は矢印・記号・文字を適用する。

(8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後での施工を標準とする。

(9) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

＜参考＞

表4.7

規格・仕様（同等以上）	種　　別	施工方式
JIS K 5665 1種　A JIS K 5665 1種　B	トラフィックペイント常温型	ペイント式水性型 ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2種　A JIS K 5665 2種　B	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型 ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3種	トラフィックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式にあわせて使用
区画線用	プライマー	溶融式

表4.8　溶融式（手動）の標準的な材料使用量

（1,000m当たり）

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				矢印・記号・文字
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm換算
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	排水性舗装に施工する場合	kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
軽油		L	47	51	72	87	52	58	84	96	56	62	88	106	116
	排水性舗装に施工する場合	L	49	54	76	92	55	60	89	101	58	65	93	111	122
	未供用区間に施工する場合	L	43	46	66	79	47	52	77	87	51	56	80	96	106
	排水性舗装で未供用区間に施工する場合	L	45	49	69	83	50	55	81	91	53	59	84	101	111

（注）１．塗布厚1.5㎜の場合の使用量であり、（　）内は塗布厚1.0㎜の場合の使用量である。

２．使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。

３．プロパンガス等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料）の5%を計上する。

表4.9　ペイント式（車載式）の標準的な材料使用量

（1,000m当たり）

名　称	区　　分	単位	実線	破線	
			15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140
	常温式で施工する場合	L	50	50	100
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78
軽油		L	40	48	59
	未供用区間に施工する場合	L	31	37	47

（注）１．使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。

２．プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、燃料）の3%を計上する。

表4.10　区画線消去（削取り式）の燃料使用量

（1,000m当たり）

名称	単位	15cm換算
軽油	L	71
ガソリン	L	49

４－４　高視認性区画線工

４－４－１　適用範囲

１）標準単価が適用できる範囲

(1)　道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。

(2)　設置作業のうち、リブ式（溶融式）及び非リブ式（溶融式）。

２）標準単価が適用できない範囲

(1)　リブ式で突起部（リブ）とライン部の施工が別となる場合。

(2)　設置作業のうち、２液反応式、貼付式の場合。

(3)　排水性舗装上への区画線、道路標示の設置・消去の場合。また、コンクリート舗装上に施工された区画線、道路標示の消去の場合。

(4)　消去作業のうち、ウォータージェット式の場合。

(5)　その他、規格・仕様等が適合せず、標準単価が適用出来ない場合。

４－４－２　標準単価の設定

１）標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○、及びフロー図の実線部分である。

工　種	標準単価		
	機	労	材
高視認性区画線設置	○	○	×

作図 → 路面清掃 → プライマー塗布・養生 → 塗料塗布・養生

（注）１．単価には雑器具の費用を含む。
　　２．交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工　種	標準単価		
	機	労	材
高視認性区画線消去（削取り式）	○	○	／

消去 → 路面清掃 → 廃材運搬 → 廃材処分

（注）１．単価には雑器具の費用を含む。
　　２．交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
　　３．消去後のバーナー仕上げ、黒ペイント塗りは含まない。
　　４．消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。

２）標準単価の規格・仕様

高視認性区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

(1)　高視認性区画線設置（リブ式・溶融式）

表4.11　高視認性区画線設置（リブ式・溶融式）

規　格　・　仕　様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	未供用区間
実　線	15cm	m	685	754
	20cm	m	595	655
	30cm	m	455	501

（注）線色は白色又は黄色とする。

(2)　高視認性区画線設置（非リブ式・溶融式）

表4.12　高視認性区画線設置（非リブ式・溶融式）

規　格　・　仕　様		単位	日当たり標準施工量	
			供用区間	供用区間
実線	15cm	m	685	754
	20cm	m	595	655
	30cm	m	455	501
	45cm	m	385	424
ゼブラ	15cm	m	585	644
	20cm	m	495	545
	30cm	m	355	391
	45cm	m	310	341

（注）線色は白色又は黄色とする。

(3)　高視認性区画線消去（削取り式）

表4.13　高視認性区画線消去

規　格　・　仕　様		単位	日当たり標準施工量
高視認性区画線消去（削取り式）	15cm換算	m	255

（注）貼付式には適用できない。

3）補正係数

(1)　補正係数の適用基準

表4.14　補正係数の適用基準

規　格　・　仕　様		適　用　基　準	記号	備　考
補正係数	未供用区間に施工する場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K_1	対象数量

(2)　補正係数の数値

表4.15　補正係数の数値

区　　分		記号	高視認性区画線設置	
			リブ式（溶融式）	非リブ式（溶融式）
補正係数	未供用区間に施工する場合	K_1	0.91	0.91

4）直接工事費の算出

直接工事費＝（設計単価（注１）×設計数量）＋材料費（注２）

（注１）設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K_1）

（注２）材料費＝主材料単価×使用数量×（１＋材料諸雑費率）

※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。

※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。

リブ式・非リブ式：0.02

＜施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合＞

１．１日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、土木工事積算基準「第2章7-7　１日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。

２．表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。

４－４－３　適用にあたっての留意事項

(1)　高視認性区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。

表4.16　施工場所区分

区　　分	工　　事　　種　　別
供用区間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（１種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（１種）に伴う区画線工事 交通安全工事（２種）：現道の区画線の補修工事
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

(2)　高視認性区画線工における横断歩道、停止線等はゼブラを適用する。

(3)　歩道部に区画線を設置する場合、高視認性区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。

(4)　随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

＜参考＞

表4.17　高視認性区画線設置（リブ式（溶融式））の燃料使用量（各製品共通）

（1,000m当たり）

名　称	区　　分	単位	実線		
			15cm	20cm	30cm
軽油		L	59	68	88
	未供用区間に施工する場合	L	53	62	80
ガソリン		L	2.8	3.2	4.2
	未供用区間に施工する場合	L	2.5	2.9	3.8

表4.18　高視認性区画線設置（非リブ式（溶融式））の燃料使用量（各製品共通）

（1,000m当たり）

名称	区　　分	単位	実線				ゼブラ			
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm
軽油		L	59	68	88	104	69	81	113	129
	未供用区間に施工する場合	L	53	62	80	95	63	74	103	118
ガソリン		L	2.8	3.2	4.2	5.0	3.3	3.9	5.4	6.1
	未供用区間に施工する場合	L	2.5	2.9	3.8	4.5	3.0	3.5	4.9	5.6

表4.19　高視認性区画線消去（削取り式）の燃料使用量

（1,000m当たり）

名称	単位	15cm換算
軽油	L	71
ガソリン	L	49

５．舗　装　補　修　工

５．舗装補修工

５－１　研掃工

１）本単価は、アスファルト舗装の全層８㎝の内、７㎝機械切削後、１㎝バックホウで剥ぎ取った後の鋼床版上の研掃工に適用する。

２）施工規模は200 ㎡／箇所 以上、昼間１車線規制を原則とする。

３）ショットブラスト施工に際し、前処理が必要な場合は、別途計上するものとする。

研掃工単価表　　(213m² 当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　話　役		人	1.0		
特殊作業員		人	1.0		
普通作業員		人	2.0		
研掃機損料	SB-1000	時間	6.5		
集塵機損料	DC-10	時間	6.5		
発動発電機損料	125KVA	日	1.0		
トラック運転費	８ｔ積	時間	6.5		
諸　雑　費		%	40		(労務費＋機械経費)×40%
計					

諸雑費にはスチールボール損耗費、ライナーブレード損耗費、研掃機摩耗部品費、集塵機付帯フィルター、ホース等の費用であり、労務費、運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

５－２　舗装打換工

１）一　　般

（１）本歩掛には、剥取工から舗設工までの労務、材料（目地材・導水管を除く）、機械器具損料までの経費が含まれている。なお、剥取工及び舗設工を単独に施工する場合には、別途積算するものとする。

（２）本歩掛の剥取及び舗設作業は、機械施工を標準としている。

（３）舗装タイプは、高耐久性や排水性、騒音低減性等の機能を持つ「高機能舗装」と従来の粗粒度アスコン等による「一般舗装」を標準とする。

（４）舗装厚さ及び、舗装の構成（材料）は下表を標準とする。

舗装打換厚＼舗装タイプ		高機能舗装	一般舗装
4㎝	表層のみ	ポーラスアスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄＨ型）	密粒度アスコン（13）
	表層のみ （鋼床版部）	ポーラスアスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄＨ型）	
8㎝	表層	ポーラスアスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄＨ型）	密粒度アスコン（13） 密粒度アスコン（13）
	基層	密粒度アスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅢ型－Ｗ）	密粒度アスコン（13） （消石灰 1.5%添加） 密粒度アスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅢ型－Ｗ）

（５）施工規模は、以下の３種類を標準とする。なお、適用舗装打換工事量は下表を参照すること。

ａ　大規模工事

時間的な制約（音有り工事のため切削作業終了 20 時まで等）以外は、概ね制約のない工事をいう。

ｂ　中規模工事

当該施工区間の前後の舗装打換箇所から判断し、その区間のみ単独で施工される工事をいう。概ね同じ車線で前後１㎞以内に他の舗装打換箇所がない場所とする。（表層ｔ＝4㎝のみ）

ｃ　小規模工事

当該施工区間の前後の舗装打換箇所から判断し、その区間のみ単独で施工される工事をいう。概ね同じ車線で前後１㎞以内に他の舗装打換箇所がない場合とする。

（単位：㎡）

舗装厚	大規模	中規模	小規模
4㎝	1320 以上	1320 未満 860 以上	860 未満 550 以上
8㎝	790 以上	－	790 未満 510 以上

（６）大規模工事においては、車線規制タイプを考慮するものとする。

１車線規制工事･･･1 車線規制帯内で１車線を打換える工事

２車線規制工事･･･２車線規制帯内で１～２車線を打換える工事

（７）高架構造区間の大規模工事においては、橋長（伸縮継手装置間）を考慮するものとする。橋長（伸縮継手装置間）とは、同一路線の同一方向における施工区間の橋長（伸縮継手装置間）の平均とする。

（８）舗装切断工については別途に計上するものとする。（５－４参照）

（９）仮設備工については別途に計上するものとする。保安規制等日数は、施工能率（下記Ｑ表参照）により算定するものとするが、中規模及び小規模工事については１箇所当たり１日とする。

(10) 廃材運搬費とアスコン処理費は別途計上すること。なお、原則処分場までの距離とその処分費との関係から積算するものとする。

(11) 鋼床版部の基層（グースアスファルト）打換に本歩掛は適用できない。別途積算するものとする。

2）舗装打換工

舗装打換工単価表　　（1 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
舗装打換工	労務・機械	日	P	下記（1）＝1,000÷Q
〃	材料	㎡	1,000	
計				1,000 ㎡当り

（1）施工日数

施工日数Ｐは下式による。（少数第２位四捨五入）

Ｐ（日）＝1,000（㎡）÷Ｑ（㎡／日）　　Ｑ（施工能率）は下記のＱ表による。

Ｑ表（施工能率）　　（単位：㎡／日）

舗装厚		4cm	8cm
大規模工事	１車線規制工事	1,540	1,025
	２車線規制工事	2,290	1,525
中規模工事		1,120	－
小規模工事		705	650

（2）舗装打換工（労務・機械）

舗装打換工単価表（労務・機械）　　（1 日当り）

名　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	1	*1
特殊運転手		〃	3	*1
一般運転手		〃	1	*1
特殊作業員		〃	N_1	
普通作業員		〃	N_2	
機械経費	剥取・舗設	日	1	
雑材料		式	1	上記*1 計の 3%　高速外昼固定
計				1 日当り

注）雑材料には、ホウキ、アスファルトレーキ等の雑器具及び消耗材料が含まれている。

備考）N_1 N_2は下記による。

舗装タイプ			高機能			一般	高機能			一般
舗装厚			4	4 (鋼床版)	8	4、8	4	4 (鋼床版)	8	4、8
規模（規制）			大規模工事（1 車線規制工事）				大規模工事（2 車線規制工事）			
スパン長	L≦30	N1	6.0	10.0	10.0	6.0	7.0	12.0	12.0	7.0
	30＜L≦90		5.0	9.0	9.0	5.0	6.0	11.0	11.0	6.0
	90＜L		4.0	8.0	8.0	4.0	5.0	10.0	10.0	5.0
N2			6.0	9.0	9.0	6.0	6.0	11.0	11.0	6.0

舗装タイプ			高機能		一般	高機能			一般	
舗装厚			4	4 (鋼床版)	4	4	4 (鋼床版)	8	4	8
規模（規制）			中規模工事			小規模工事				
スパン長	L≦30	N1	6.0	8.0	6.0	5.0	7.0	7.0	5.0	6.0
	30＜L≦90		5.0	7.0	5.0	4.0	6.0	6.0	4.0	5.0
	90＜L		4.0	6.0	4.0	3.0	5.0	5.0	3.0	4.0
N2			5.0	8.0	5.0	5.0	7.0	7.0	5.0	5.0

（3）機械経費（剥取・舗設）

機械経費単価表（剥取・舗設）　　（1 日当り）

名　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
剥取機損料 (廃材積込付)		供用日	D_1	
剥取機損料 (廃材積込付)		運転時間	T_1	
燃料その他	軽油	ℓ	E_1	
切削ビット		本	B	
ｽｲｰﾊﾟ損料		供用日	D_3	
ｽｲｰﾊﾟ損料		運転時間	T_3	
燃料その他	軽油	ℓ	E_3	
ﾌｨﾆｯｼｬ損料	全自動ｸﾛｰﾗ型	供用日	D_4	
ﾌｨﾆｯｼｬ損料		運転時間	T_4	
燃料その他	軽油	ℓ	E_4	
ﾏｶﾀﾞﾑﾛｰﾗ損料	両輪駆動	供用日	D_5	
ﾏｶﾀﾞﾑﾛｰﾗ損料		運転時間	T_5	
燃料その他	軽油	ℓ	E_5	
ﾀｲﾔﾛｰﾗ損料	8～20t	供用日	D_6	
ﾀｲﾔﾛｰﾗ損料		運転時間	T_6	
燃料その他	軽油	ℓ	E_6	
ﾃﾞｨｽﾄﾘﾋﾞｭｰﾀ	自走式	換算日	D_7	
燃料その他	軽油	ℓ	E_7	
計				1 日当り

備考）各数量は下表による。

D、T、E 及びB表

舗装厚	4cm	4cm (鋼床版)	8cm	4cm	4cm (鋼床版)	8cm
規模(規制)	大規模（1 車線規制工事）			大規模（2 車線規制工事）		
D_1	1.43	1.43	2.86	1.43	1.43	2.86
T_1	1.1	1.1	2.8	1.6	1.6	2.1
E_1	45.1	45.1	114.8	65.6	65.6	86.1
B	17.1	17.1	11.3	25.5	25.5	16.9
D_3	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70
T_3	1.5	1.5	2.1	2.3	2.3	3.2
E_3	19.5	19.5	27.3	29.9	29.9	41.6
D_4	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75
T_4	2.5	2.5	3.3	3.7	3.7	4.9
E_4	14.3	14.3	18.8	21.1	21.1	27.9
D_5	1.57	1.57	1.57	1.57	1.57	1.57
T_5	2.7	2.7	3.6	4.1	4.1	5.4
E_5	17.8	17.8	23.8	27.1	27.1	35.6
D_6	1.86	1.86	1.86	1.86	1.86	1.86
T_6	2.7	2.7	3.6	4.1	4.1	5.4
E_6	16.2	16.2	21.6	24.6	24.6	32.4
D_7	1.0	0	1.0	1.0	0	1.0
E_7	9.6	0	6.3	14.2	0	9.5

舗装厚	4cm	4cm (鋼床版)	4cm	4cm (鋼床版)	8cm
規模(規制)	中規模		小規模		
D_1	1.43	1.43	1.43	1.43	1.43
T_1	1.0	1.0	0.7	0.7	1.3
E_1	41.0	41.0	28.7	28.7	53.3
B	13.3	13.3	7.8	7.8	7.2
D_3	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70
T_3	1.4	1.4	0.9	0.9	1.7
E_3	18.2	18.2	11.7	11.7	22.1
D_4	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75
T_4	2.2	2.2	1.5	1.5	2.8
E_4	12.5	12.5	8.6	8.6	16.0
D_5	1.57	1.57	1.57	1.57	1.57
T_5	2.4	2.4	1.7	1.7	3.2
E_5	15.8	15.8	11.2	11.2	21.1
D_6	1.86	1.86	1.86	1.86	1.86
T_6	2.4	2.4	1.7	1.7	3.1
E_6	14.4	14.4	10.2	10.2	18.6
D_7	1.0	0	1.0	0	1.0
E_7	7.3	0	4.3	0	4.0

（4）舗装打換工（材料）

舗装打換工単価表（材料）　　（1 ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数　量	摘　　要
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	表　層	㎥	A	単価割増 1.07
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	基　層	㎥	B	〃
ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤	表・基層間	ℓ	C	〃
ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤	基層下	ℓ	D	〃
計				100 ㎡当り

注１）アスファルト混合物及びアスファルト乳剤は、単価で割り増しする。

注２）土工部では既設上層路盤が瀝青安定処理路盤である場合として乳剤数量（D）を設定している。

備考）各数量及び適用は下記による。

A、B表

舗装打換厚		上段A 上段B	高機能舗装 単価名称／規格名称	一般舗装 単価名称／規格名称
4㎝	表層のみ	4 0	ポーラスアスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ H 型）	密粒度アスコン（13）
	表層のみ （鋼床版部）	4 0	ポーラスアスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ H 型）	
8㎝	表層	4	ポーラスアスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄ H 型）	密粒度アスコン（13） 密粒度アスコン（13）
	基層	4	密粒度アスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅢ型－W）	密粒度アスコン（13） （消石灰 1.5%添加） 密粒度アスコン（13） （ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅢ型－W）

C表

打換厚さ		高機能舗装		一般舗装	
		C	単価名称／規格名称	C	単価名称／規格名称
4㎝	表層のみ	40	ゴム入りアスファルト乳剤 PKR-T	30	石油アスファルト乳剤 PK-4
	表層のみ （鋼床版部）	40		－	
8㎝	表層・基層	40		－	

D表

打換厚さ		高機能舗装		一般舗装	
		D	単価名称／規格名称	D	単価名称／規格名称
8㎝	表層・基層	－	－	40	石油アスファルト乳剤 PK-4

５－３　路面補修工

１）　一　　般

（１）本単価は、路面補修（パッチング）等の小規模工事に適用する。

（２）路面補修の施工は、最小補修幅1.0mとし、最小補修面積は、1.0 ㎡以上の大きさで行う。

（３）施工は、１日規模で行う場合を標準とする。ただし、施工量が少ない場合及び騒音苦情等があり半日単位で行う場合は、半日規模を使用する。

（４）仮設備費は、別途計上する。

２）路面補修工単価表

路面補修工　　(P ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　話　役		人	0.2		
特殊作業員		〃	2.0		
普通作業員		〃	2.0		
機械損料	切断機	日	1.0		
〃	ブレード	m	N1		
〃	コンプレッサー	日	1.0		
〃	ブレーカー	〃	1.0		
〃	振動ローラー	〃	1.0		
燃料その他	ガソリン	ℓ	0.9		0.91 ℓ /h×1h
〃	軽油	〃	8.6		4.9 ℓ /h×1.5h＋0.6 ℓ /h×2h
ﾄﾗｯｸ運転経費	２ｔ車	台	3.0		
ｱｽﾌｧﾙﾄ合材	密粒アスコン	㎥	N3		
ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤	タックコート	ℓ	N4		
計					

加熱アスコン舗装工処理費　　現場管理費対象外　　(P ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
捨　場　代		㎥	N2		
計					

備　　考

１．代価コード及び数量は、N・P表による。

NP表

	単価ｺｰﾄﾞ	N1	N3	N4	P
１　日　規　模		30	1.5	5	12
半　日　規　模		20	1.0	4	8

	単価ｺｰﾄﾞ	N2
１　日　規　模		1.0
半　日　規　模		0.7

５－４　雑工

５－４－１　舗装切断工

１）一　　般

土木工事積算基準　第Ⅱ節　第１４章　雑工　２．舗装版切断工による。

５－４－２　導水パイプ設置工

・　排水性舗装の導水パイプの設置作業に適用する。

導水パイプ設置工の単価表　（100m当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
普　通　作　業　員		人	0.11		
計					

５－４－３　導水溝設置工

・　排水性舗装への打ち替えに伴う路肩コンクリートの溝切工に適用する。

導水溝設置工の単価表（P63550）　（１ｍ当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
特　殊　作　業　員		人	0.06		
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾚｰｶｰ損料	20kg 級	日	0.06		
空気圧縮機運転費	3.5～3.7m³／min	日	0.06		
計					

５－４－４　排水桝改良工

・　排水性舗装への打ち替えに伴う排水桝の改良作業に適用する。

排水桝改良工の単価表（P63555）　（１箇所当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
特　殊　作　業　員		人	0.01		
ﾊﾝﾄﾞｶｯﾀｰ損料	20cm	日	0.01		
空気圧縮機運転費	3.5～3.7m³／min	日	0.01		
計					

６．附　属　設　備　補　修　工

６．附属設備補修工

６－１　標識補修工

６－１－１　一　　般

１）各種標識の形状等による名称は、下図のとおりである。

２）独立基礎（テーパーポールを含む）の場合は、コンクリート、モルタル、捨コン、割栗石、掘削、埋戻し、鉄筋、その他の費用は別途計上すること。

・各種標識図

（１）門　　型（案内標識）

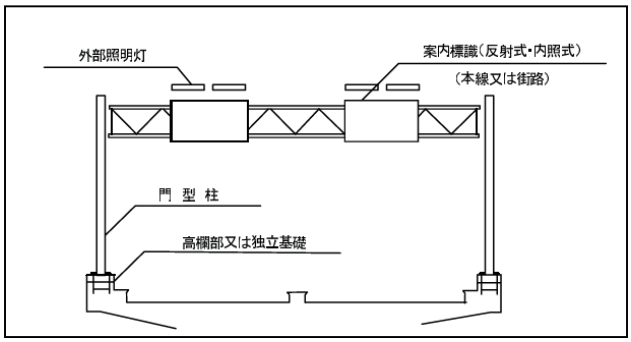

（２）Ｆ　　型（案内標識）

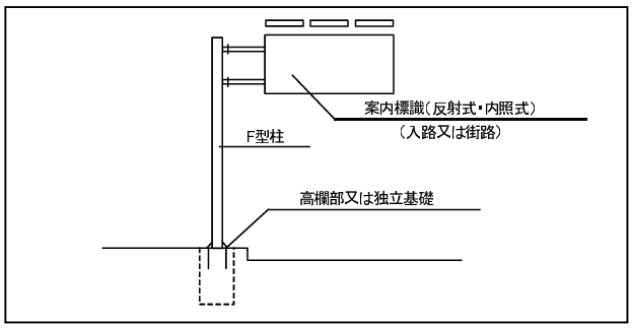

（３）単　柱（規制・警戒標識）

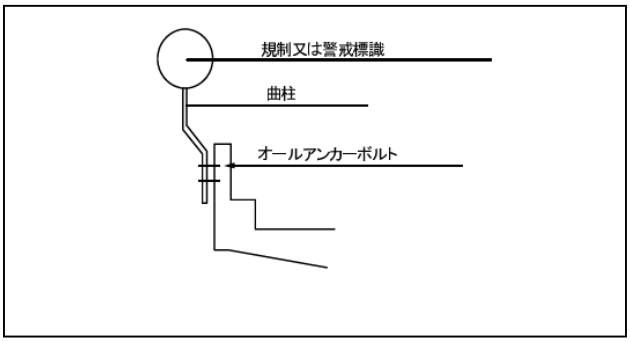

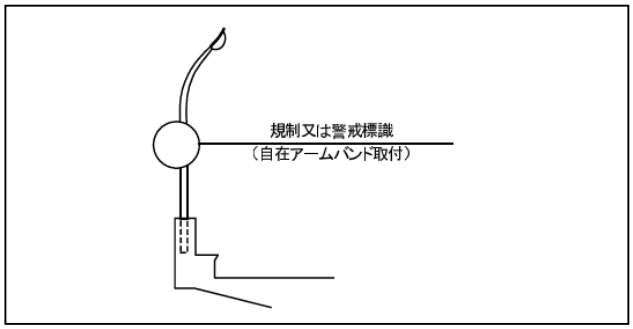

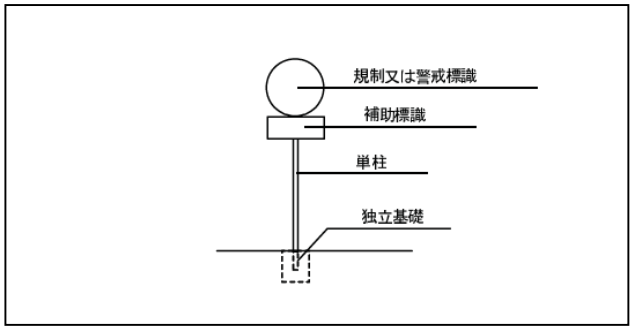

６－１－２　誘導案内標識基礎工

１）一　　般

（１）本歩掛には、アンカーの材料、製作、運搬及び設置費が含まれている。

（２）１箇所とは、門型柱では、下図のとおりとする。

（３）供用路線に設置する場合は別途協議すること。

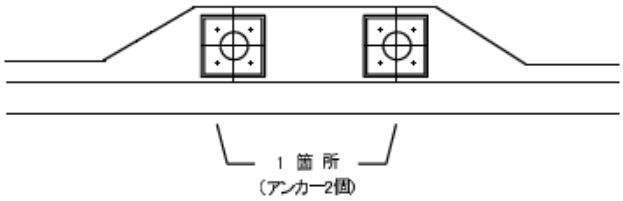

２）誘導案内標識基礎工単価表

（１）誘導案内標識基礎工　　（1箇所当り）

名　称	規　格	単位	数量	摘　要
材料費		t		
製作費		〃		
雑材料		式	1	材料費の10%　ナット等
溶融亜鉛メッキ		t		
運搬費		〃		
設置費		人		
計				

（２）製作費　　（1ｔ当り）

名　称	単　位	数　量	摘　要
直接工費	工　数	4.3	
工場間接費	式	1	上記の40.8%
副資材費	t	1	
計			

（３）設置費　　（1ｔ当り）

名　称	規　格	単　位	数　量	摘　要
鉄筋工		人		1.58人／t
普通作業員		〃		0.31人／t
ユニック車運転費	２ｔ吊	hr	7	
計				

６－１－３　標識柱製作費

１）一　　般

（１）標識柱製作費の製作工数は、土木工事積算基準　第Ⅱ節　第１５章　附属設備工　３．標識工による。

（２）標識柱溶融亜鉛メッキは、付着量550g／㎡　HDZ55C とする。

（３）取付金具は別途計上する。

なお、板と取付金具の区分は、下記の通りとする。

ａ　誘導案内標識板

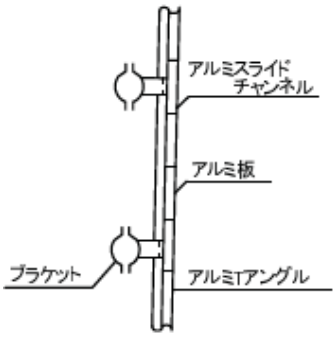

案内標識板の単価には、アルミ板及び補強材（アルミスライドチャンネル）並びにアルミＴアングルが含まれている。取付金具は、ブラケット（クランプ型）のみの単価である。

ｂ　規制・警戒標識板

規制・警戒標識板の単価には、アルミ板と補強板までが含まれているので、自在アームバンドとM型金具は、別途必要数を計上すること。

6－1－4　標識板設置費

1）一　　般

（1）交通規制（保安設備費）が必要な場合は、別途計上する。

2）標識板設置費単価表

標識板設置費　　（N 枚／日当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
ユニック車運転費	２ｔ吊	hr	K1	数量はＫ表
高所作業車運転費	H<10m	日	K2	〃
と　び　工		人	K3	〃
普通作業員		〃	K4	〃
計				

（1）施工条件（N）

施工箇所	標識板の種類	作業効率（枚／日）
未供用部	(A)誘導案内標識板	5
	(B)規制警戒標識板	20
既供用部	(C)誘導案内標識板	4
	(D)規制警戒標識板	15

（2）Ｋ表

施工箇所	標識板の種類	施工条件			
		K1	K2	K3	K4
未供用部	(A)誘導案内標識板	5.8	1.0	2.0	2.0
	(B)規制警戒標識板	－	1.0	1.0	2.0
既供用部	(C)誘導案内標識板	6.0	1.0	2.0	2.0
	(D)規制警戒標識板	－	1.0	1.0	2.0

注）撤去歩掛は設置の 50%とする。また、標識板を再利用するときの撤去歩掛は、設置の 80%とする。

6－1－5　誘導案内標識柱設置費

1）一　　般

（1）架設クレーンは、原則として 4.9ｔ吊とする。ただし、これと異なる場合は部材重量、現場状況等を考慮のうえ最適なものを選定することができる。

（2）掘削の後の埋め戻しは、原則として埋め戻し用砂を用いること。

（3）交通規制費は（保安設備）が必要な場合は、別途計上すること。

2）誘導案内標識柱設置費単価表

誘導案内標識柱設置費　　（N 基／日当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
と　び　工		人	K1	
普通作業員		〃	K2	
ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ運転費	油圧 4.9ｔ吊	日	1	
〃		〃	1	
計				

（1）施工条件（N）

施　工　箇　所	標識柱の種類	作業効率（基／日）
未　　供　　用　　部	(A)門　柱	2
	(B)F　柱	4
既　　供　　用　　部	(C)門　柱	1.5
	(D)F　柱	3

（2）K表

名　　称	施　工　条　件			
	(A)	(B)	(C)	(D)
と　　び　　工　K1	4人	4人	4人	4人
普 通 作 業 員　K2	4人	4人	4人	4人

6－1－6　規制・警戒標識柱設置費

1）一　　般

（1）本単価は、規制又は警戒標識柱設置費に適用する。

（2）本単価には、アンカーボルトの設置費が含まれていないので別途計上すること。

2）規制・警戒標識板取付金具参考図（参考）

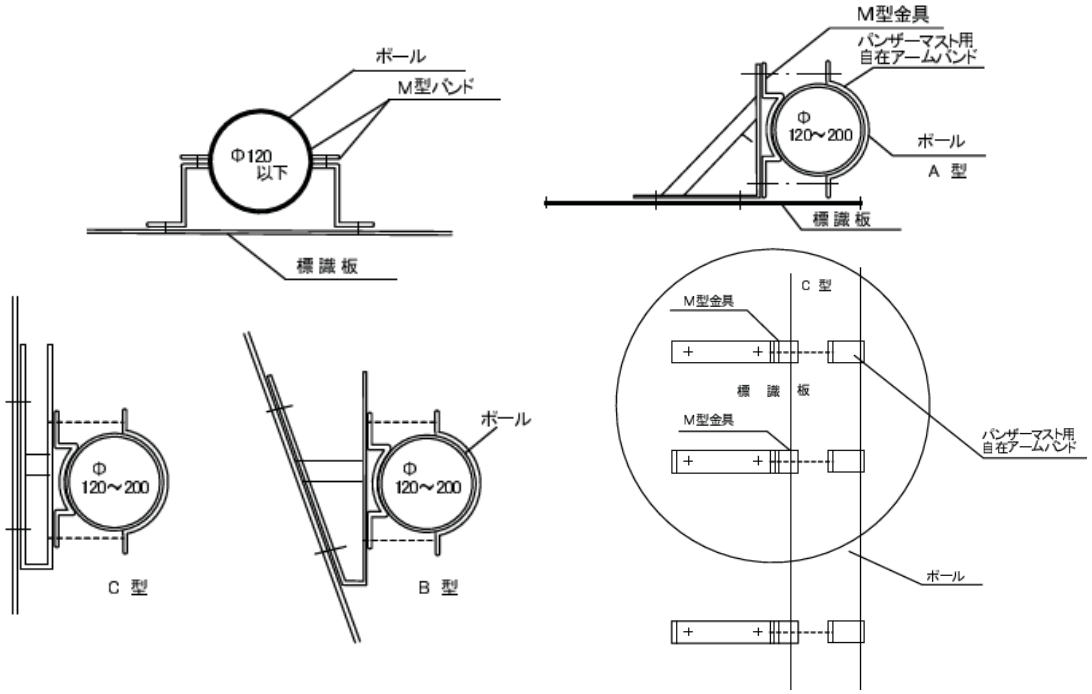

3）規制・警戒標識柱設置費単価表

規制・警戒標識柱設置費　　（N基／日当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
と　　び　　工		人	K1	
普　通　作　業　員		〃	K2	
ユニック車運転費	2t 積級2ｔ吊	hr	K3	
計				

（1）施工条件（N）　　（基／日）

施　工　箇　所	K1	K2	K3	N
未　供　用　部　(A)	1	2	7	15
既　供　用　部　(B)	1	2	6	11

6－1－7　標識柱無収縮モルタル

1）一　　般

（1）本単価には、材料、練混ぜまで含まれており、注入費は標識柱設置費に含まれている。

（2）本単価には、通常の養生費は含まれている。

2）標識柱無収縮モルタル単価表

標識柱無収縮モルタル　　（1m³当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
無収縮モルタル		t	1.825	
水　道　料　金		m³	0.32	
特　殊　作　業　員		人	N1	N表
普　通　作　業　員		人	N2	N表
雑　　材　　料		式	1	上記労務費計のP％
計				

注）雑材料には、発動発電機、ハンドミキサー、水タンク、燃料油脂類及び消耗材料が含まれている。

N表

	N1	N2	P
未　供　用　区　間	1.0	1.0	3
供　用　区　間	1.2	1.2	3

６－２　遮音壁撤去工

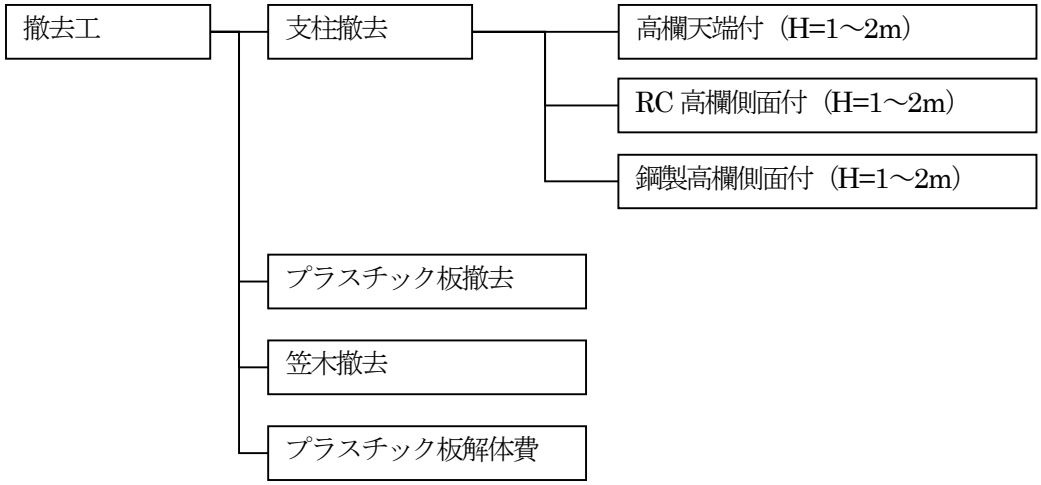

６－２－１　支柱撤去

１）支柱撤去（高欄天端付　H=1～2m）単価表　（100m 当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.37	
普通作業員		〃	0.98	
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ運転	4t 積　2.9t 吊	日	0.95	
諸　　雑　　費		式	1	上記の 1%
計				

※支柱間隔２m程度を標準とする。

２）支柱撤去（RC 高欄側面付　H=1～2m）単価表　（100m 当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.74	
普通作業員		〃	4.03	
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ運転	4t 積　2.9t 吊	日	1.08	
諸　　雑　　費		式	1	上記の 1%
計				

※支柱間隔２m程度を標準とする。

３）支柱撤去（鋼製高欄側面付　H=1～2m）単価表　（100m 当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.63	
普通作業員		〃	2.74	
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ運転	4t 積　2.9t 吊	日	1.64	
諸　　雑　　費		式	1	上記の 1%
計				

※支柱間隔２m程度を標準とする。

６－２－２　プラスチック板撤去

プラスチック板撤去（H=2m）単価表　（137m 当り）

名　称	規　格	単位	数量	摘　要
土木一般世話役		人	0.72	
普通作業員		〃	6.67	
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ運転	4t 積　2.9t 吊	日	2.53	
諸雑費		式	1	上記の 1%
計				

※１　プラスチック板（枠付）を支柱から取り外す費用である。
※２　プラスチック板（枠付）の解体（枠取り外し）は、６－２－４による。

６－２－３　笠木撤去工

笠木撤去工単価表　（333m 当り）

名　称	規　格	単位	数量	摘　要
土木一般世話役		人	0.81	
普通作業員		〃	3.62	
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ運転	4t 積　2.9t 吊	日	1.09	
諸雑費		式	1	上記の 1%
計				

６－２－４　プラスチック板解体費

プラスチック板解体費単価表　（196m2 当り）

名　称	規　格	単位	数量	摘　要
土木一般世話役		人	0.55	
普通作業員		〃	4.51	
諸雑費		式	1	上記の 2%
計				

※１　本歩掛は、６－２－２プラスチック板撤去にて支柱から取外した枠付プラスチック板の解体（枠取り外し）作業である。
※２　本歩掛は、高速道路外の作業ヤード等での作業を想定している。

６－３　橋脚梁廻り検査路設置工

６－３－１　一　　般

1）検査路の製作、運搬、足場等については本歩掛に含まない。

2）本歩掛は、足場内で材料の仮置き、仮置き場から設置箇所までの小運搬が可能な検査路設置工に適用する。
足場内に仮置きができない場合は適用できない。

６－３－２　共　　通

コンクリート削孔単価表　　（100 箇所当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	1.83	
特殊作業員		〃	3.66	
普通作業員		〃	1.83	
諸雑費		式	1	労務の 1%
計				

アンカー打込単価表　　（100 個当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.48	
特殊作業員		〃	0.65	
普通作業員		〃	0.48	
計				

６－３－３　鋼製

ブラケット取付単価表　　（10 個当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
橋梁世話役		人	0.85	
橋梁特殊工		〃	2.54	
普通作業員		〃	1.69	
高所作業車運転	ﾄﾗｯｸ架装ﾌﾞｰﾑ型　20m	日	0.13	
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ運転	4t 積　2.9t 吊	〃	0.13	
諸雑費		式	1	労務の 2%
計				

諸雑費は、発動発電機、ｲﾝﾊﾟｸﾄﾚﾝﾁの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

検査路設置単価表　　（10m当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
橋梁世話役		人	0.71	
橋梁特殊工		〃	2.14	
普通作業員		〃	1.42	
高所作業車運転	ﾄﾗｯｸ架装ﾌﾞｰﾑ型　20m	日	0.15	
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ運転	4t 積　2.9t 吊	〃	0.15	
諸雑費		式	1	労務の 2%
計				

諸雑費は、発動発電機、ｲﾝﾊﾟｸﾄﾚﾝﾁの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
高所作業車	ﾄﾗｯｸ架装リフト ﾌﾞｰﾑ型 作業床20m標準ﾃﾞｯｷ	機－16	燃料消費量 →21.8 機械賃料数量→1.4
クレーン付トラック	4t積 2.9t吊	機－28	運転労務数量→1.0 燃料消費量 →33.0 機械損料数量→1.23

６－３－４ ＦＲＰ製

ブラケット取付単価表 （10 個当り）

名称	規格	単位	数量	摘要
橋梁世話役		人	0.63	
橋梁特殊工		〃	1.25	
普通作業員		〃	0.63	
高所作業車運転	ﾄﾗｯｸ架装ﾌﾞｰﾑ型 20m	日	0.63	
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ運転	2t 積 2.9t 吊	〃	0.63	
諸雑費		式	1	労務の 2%
計				

諸雑費は、発動発電機、ｲﾝﾊﾟｸﾄﾚﾝﾁの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

検査路設置単価表 （10m当り）

名称	規格	単位	数量	摘要
橋梁世話役		人	0.68	
橋梁特殊工		〃	2.05	
普通作業員		〃	0.68	
高所作業車運転	ﾄﾗｯｸ架装ﾌﾞｰﾑ型 20m	日	0.20	
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ運転	2t 積 2.9t 吊	〃	0.20	
諸雑費		式	1	労務の 2%
計				

諸雑費は、発動発電機、ｲﾝﾊﾟｸﾄﾚﾝﾁの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
高所作業車	ﾄﾗｯｸ架装リフト ﾌﾞｰﾑ型 作業床20m標準ﾃﾞｯｷ	機－16	燃料消費量 →21.8 機械賃料数量→1.4
クレーン付トラック	2t積 2.9t吊	機－28	運転労務数量→1.0 燃料消費量 →24.0 機械損料数量→1.23

７．足　場・防　護　工

７．足場・防護工

７－１　全面足場・防護工

７－１－１　一　　般

１）本基準は原則として、鋼桁等の塗装塗替工事等に用いる桁下全面の仮設工に適用する。

２）防護工は、「土木工事共通仕様書」「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「土木工事安全施工技術指針」等を遵守し施工させるものとする。

３）本基準で明示されている工種以外に、本基準を適用する場合は、工事内容等を十分検討の上使用すること。

７－１－２　構　　成

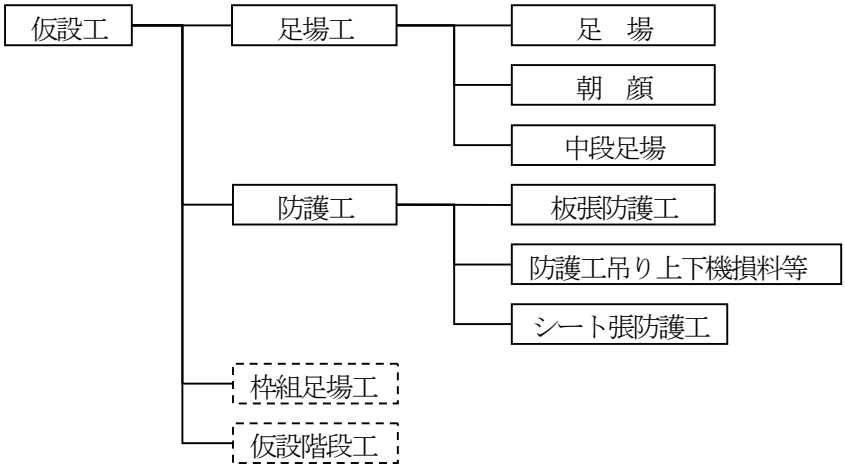

７－１－３　足場工

足場工費の算定は、次式による（橋種は、プレートガーター、ボックス、トラス、アーチ等各橋種共通）。

（１）　足場

・桁高 1.5m 以上の場合

主体足場工費に中段足場工費を加算する。

足場工費＝（425Ｘ＋0.130ｙ）×Ａ＋（140Ｘ＋0.023ｙ）×Ａ

＝（565Ｘ＋0.153ｙ）×Ａ

・桁高 1.5m 未満の場合

足場工費＝（425Ｘ＋0.130ｙ）×Ａ

Ｘ：主体足場を架設している供用月数

（供用月数は小数第１位とし、第２位を四捨五入とする）

Ａ：足場工の必要橋面積（㎡）

ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）

（２）　朝顔

防護工等の設置により朝顔が必要な場合は、次式による。

両側設置の場合

朝顔工費＝（50ｘ$_1$＋0.022ｙ）×Ａ

片側設置の場合

両側設置の 1/2 とする。

ｘ$_1$：朝顔を架設している供用月数

（供用月数は小数第１位とし、第２位を四捨五入とする）

Ａ：足場工の必要橋面積（㎡）

ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）

（3） 中段足場

高欄補修等のため朝顔に中段足場が必要な場合は、次式による。

両側設置の場合

中段足場工費＝（140ｘ$_1$＋0.023ｙ）×Ａ

片側設置の場合

両側設置の 1/2 とする。

ｘ$_1$：中段足場を架設している供用月数

（供用月数は小数第１位とし、第２位を四捨五入とする）

Ａ：足場工の必要橋面積（㎡）

ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）

Ａ＝Ｗ×ℓ

Ａ：橋面積（㎡）

Ｗ：全幅員（地覆外縁間距離）（m）

ℓ ：足場必要長（m）

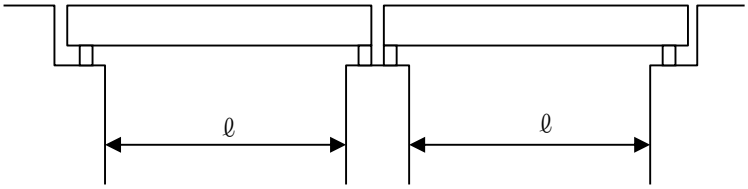

７－１－４ 防護工

防護工（板張、シート張）の算定は、次式による。

なお、板張防護・シート張防護を設置する場合は、７－１－３ 足場工（1）足場及び（2）朝顔にて算定した足場工費に加算する。

（1）主体足場部の床面シート張防護工

桁下に鉄道、道路等があり第三者に危害を及ぼす恐れなど必要に応じて、次式により加算する。

シート張防護工費＝（79ｘ$_2$＋0.007ｙ）×Ａ

ｘ$_2$：防護工を架設している供用月数

（供用月数は小数第１位とし、第２位を四捨五入とする）

Ａ：防護工必要橋面積（㎡）

ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）

（2） 朝顔部の板張防護工

桁下に鉄道、道路等があり第三者に危害を及ぼす恐れのある場合に計上するものとし、次式により加算する。

両側朝顔の場合

板張防護工費＝（110ｘ$_2$＋0.018ｙ）×Ａ

片側朝顔の場合

両側設置の 1/2 とする。

ｘ$_2$：防護工を架設している供用月数

（供用月数は小数第１位とし、第２位を四捨五入とする）

Ａ：防護工必要橋面積（㎡）

ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）

（3） 朝顔部のシート張防護工

塗装作業において、塗装飛散を防止する必要がある場合に計上するものとし、次式により加算する。

ただし、桁下に鉄道、道路等があり第三者に危害を与える恐れがある場合は、板張防護工とする。

両側朝顔の場合

シート張防護工費＝（42ｘ$_2$＋0.004ｙ）×Ａ

片側朝顔の場合

両側設置の 1/2 とする。

x_2：防護工を架設している供用月数
（供用月数は小数第１位とし、第２位を四捨五入とする）
Ａ：防護工必要橋面積（㎡）
ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）

Ａ＝Ｗ×ℓ
Ａ：防護工必要橋面積（㎡）
Ｗ：全幅員（地覆外縁間距離）（m）
ℓ ：必要長（m）

（４） 防護工吊り上下機損料等
一括吊上下工法による場合、下記の吊り上下機損料等を必要面積（㎡）計上する。

一括吊り上下機損料等単価表 （100 ㎡あたり）

名　称	規　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　要
軽　油		ﾘｯﾄﾙ	17.6		
雑　材　料		式	1		上記計の 20%
発動発電機賃料		日	1.3		
吊り上下機損料	20KVA	日	1.3		
計					

７－１－５　橋梁修繕工事及び橋梁補修工事における足場・防護工
橋梁修繕工事及び橋梁補修工事における足場・防護工の工費算定式は、次のとおりとする。
足場・防護工の工費算定式

工　種		工費算定式
足場工	(1) 足場（桁高 1.5m 以上）	(1,410Ｘ＋0.153ｙ）×Ａ
	(2) 足場（桁高 1.5m 未満）	(1,275Ｘ＋0.130ｙ）×Ａ
	(3) 朝顔	(150x_1＋0.022ｙ）×Ａ
	(4) 中段足場	(135x_1＋0.023ｙ）×Ａ
防護工	(1) 床面ｼｰﾄ張防護	(141x_2＋0.006ｙ）×Ａ
	(2) 朝顔板張防護	(330x_2＋0.018ｙ）×Ａ
	(3) 朝顔ｼｰﾄ張防護	(126x_2＋0.004ｙ）×Ａ

Ｘ：主体足場を架設している供用月数
x_1：朝顔を架設している供用月数
x_2：防護工を架設している供用月数
Ａ：足場工の必要橋面積（㎡）
ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）
注）供用月数（Ｘ、x_1及びx_2 ）は、小数第１位とし、第２位を四捨五入とする。

７－１－６　仮設階段工費
土木工事積算基準　第Ⅱ節　第９章床版工　７．仮設階段工（登り桟橋工）　による。

７－２　部分足場・防護工

７－２－１　一　　般

1）本基準はコンクリート橋脚梁部及び床版下面の補修など、全面足場・防護工ではなく部分的な足場・防護工を設置し、作業を行なう仮設工に適用する。

2）仮設工は、「土木工事共通仕様書」「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「土木工事安全施工技術指針」等を遵守し施工させるものとする。

3）本基準で明示されている工種以外に、本基準を適用する場合は、工事内容等を十分検討の上使用すること。

７－２－２　構　　成

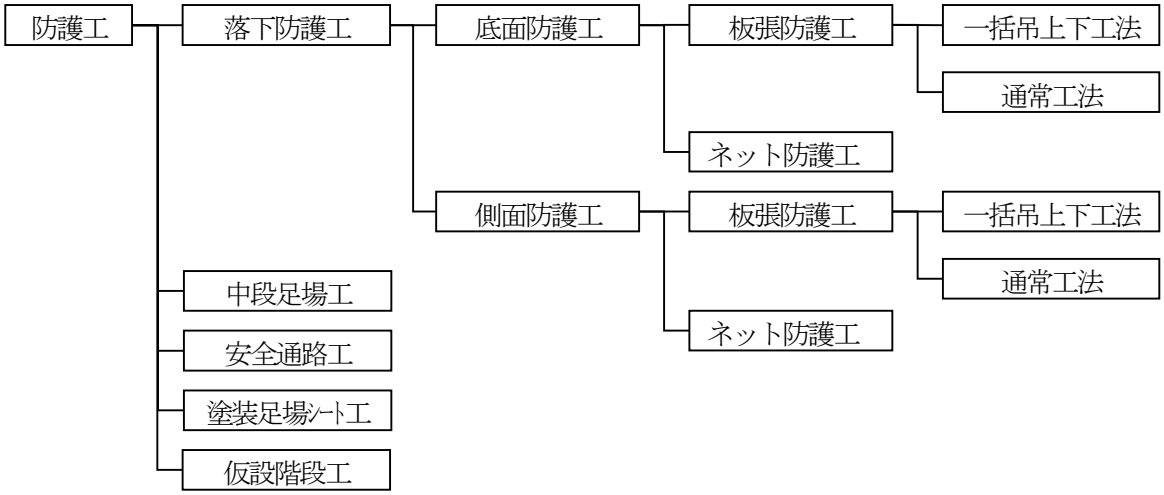

７－２－３　防護工一般

1）コンクリート橋脚補修工における足場・防護工

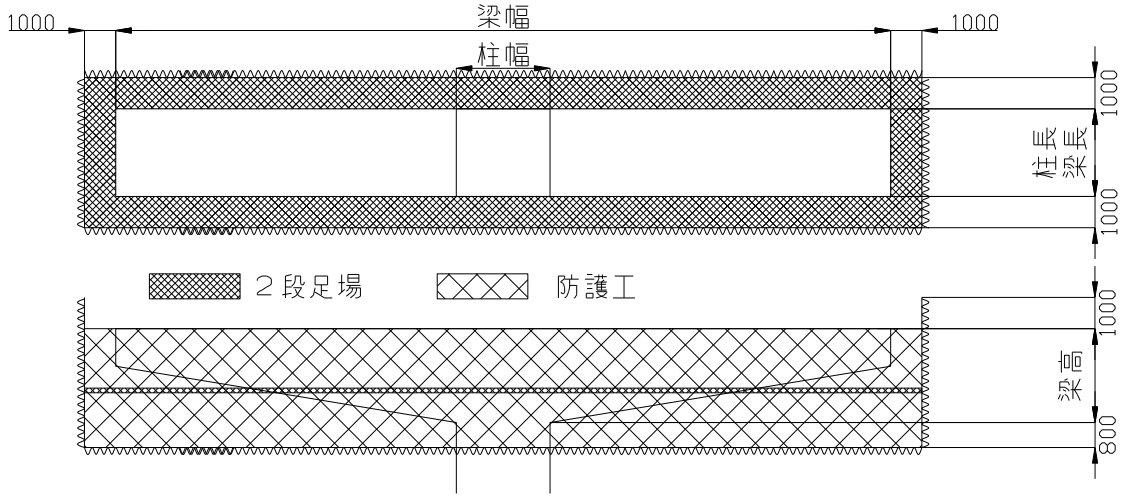

底面防護工面積 S_1(m²)

S_1=（梁幅＋1.0×2）×（梁長＋1.0×2）－（柱幅×柱長）

側面防護工面積 S_2(m²)

S_2=〔{(梁幅＋1.0×2）×（梁高＋0.8)}×2〕
　　＋〔{(梁長＋1.0×2）×（1.0＋梁高＋0.8)}×2〕

中段足場面積 S_3(m²)

S_3=｛(梁幅＋1.0×2）×（梁長＋1.0×2)｝－（梁幅×梁長）

2）床版補修工における足場・防護工

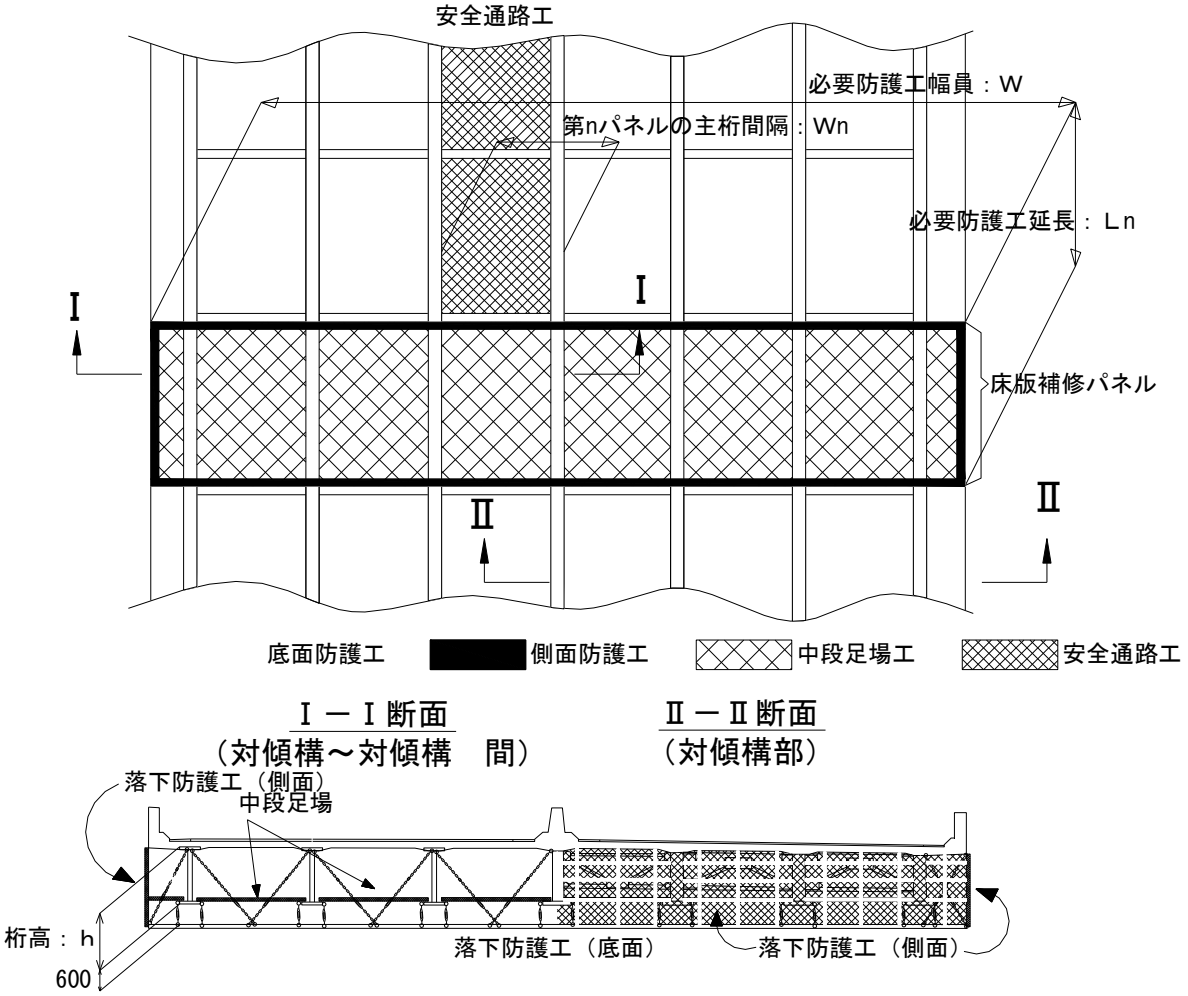

底面防護工面積 S_1(m²)：補修パネル部の底面面積（点検のため張出部も含む）

S_1=W×Ｌn

側面防護工面積 S_2(m²)：橋軸面および橋軸直角面の全側面の面積

S_2=｛(W＋Ｌn）×2｝×（h＋0.6)

中段足場工面積 S_3(m²)：補修パネル部の底面面積（点検のため張出部も含む）

S_3=W×Ｌn

※打継ぎ目以外の補修の場合は、補修パネル面積のみを計上すること。

安全通路工面積 S_4(m²)：補修パネル部から橋脚梁までの通路面積

S_4=Σ（Wn×Ｌn）

※補修パネル直近の橋脚までの通路面積を計上すること。

※隣接径間での補修がある場合、昇降階段の位置に留意すること。

7－2－4　防護工施工歩掛

1）底面防護工施工歩掛　　(100 ㎡当り)

名　称	形 状 寸 法	単位	一括吊上吊下工法板張防護	通常工法		損料日数及び損料率
				板張防護	ネット防護	
単　管	φ48.6×2.4	m	206	206	206	別途積算
ク ラ ン プ	直交・自在	個	169.8	169.8	153.1	別途積算
足 場 チ ェ ー ン	1.5－3.0m	本	32.4	32.4	32.4	別途積算
ターンバックル		個	32.4	32.4	32.4	別途積算
合 板 足 場 板	4,000×240×28	枚	117.4	117.4	25.0	別途積算
シ ー ト	JIS2 類　t=0.32mm	㎡	100	100		@×30%
水平安全ネット	目合 15 ㎜	〃	100	100	100	@×20%
雑 材 料		%	3	3	3	
世 話 役 （ 2 ）		人	1.5			
特 殊 作 業 員		〃	1.5			
鳶 工		〃	6.8	4.8	4.4	
普 通 作 業 員		〃	5.3	4.8	4.4	
発動発電機運転	20KVA	日	1.3			4h／日
吊 上 下 機 損 料		〃	1.3			
高所作業車運転	12－13m	日	1.3	2.4	2.2	5h／日

2）側面防護工施工歩掛　　(100 ㎡当り)

名　称	形 状 寸 法	単位	一括吊上吊下工法板張防護	通常工法		損料日数及び損料率
				板張防護	ネット防護	
単　管	φ48.6×2.4	m	286	286	286	別途積算
ク ラ ン プ	直交・自在	個	162.4	162.4	105.5	別途積算
足 場 チ ェ ー ン	1.5－3.0m	本	29.6	29.6	29.6	別途積算
合 板 足 場 板	4,000×240×28	枚	45.3	45.3		別途積算
シ ー ト	JIS2 類　t=0.32mm	㎡	43.5	43.5		@×30%
メッシュシート		〃	100	100		@×20%
垂直養生ネット	目合 15mm	〃	100	100	100	@×20%
雑 材 料		%	3	3	3	
世 話 役 （ 2 ）		人	1.1			
特 殊 作 業 員		〃	1.1			
鳶 工		〃	5.0	3.5	3.2	
普 通 作 業 員		〃	3.9	3.5	3.2	
発動発電機運転	20KVA	日	1.3			4h／日
吊 上 下 機 損 料		〃	1.3			
高所作業車運転	12－13m	〃	1.3	1.8	1.6	5h／日

※1．雑材料には、ガムテープ、排水設備、その他消耗品等を含む。
　2．現場供用日数は別途積算すること。

3）中段足場工費

土木工事積算基準第Ⅱ節　第９章床版工　６．足場工・防護工　による。

なお、中段足場は桁高１．５m以上の場合に計上する。

中段足場工費＝｛L_1＋L_2T_2＋（N_1＋N_2）ｙ｝×A_2（円）

L_1，L_2：賃料係数（表－１）

T_2：中段足場を供用している月数（月）

N_1：設置歩掛係数（表－１）

N_2：撤去歩掛係数（表－１）

ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）

A_2：中段足場を設置する面積（㎡）

表－１　中段足場各係数

種類	L_1	L_2	N_1	N_2
プレートガータ ボックスガータ	126	77	0.015	0.008

4）安全通路工費

土木工事積算基準第Ⅱ節　第９章床版工　６．足場工・防護工　による。

安全通路工費＝｛L_1＋L_2T_3＋（N_1＋N_2）ｙ｝×A_3（円）

L_1，L_2：賃料係数（表－２）

T_3：安全通路を供用している月数（月）

N_1：設置歩掛係数（表－２）

N_2：撤去歩掛係数（表－２）

ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）

A_3：安全通路を設置する面積（㎡）

表－２　安全通路各係数

種類	L_1	L_2	N_1	N_2
プレートガータ ボックスガータ	37	33	0.009	0.006

5）塗装足場シート工

中段足場および安全通路等をシート張りとする場合に計上できる。

塗装足場シート工単価表（P67130、P67140）　　（100 ㎡あたり）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
シ　ー　ト	JIS２類 t=0.32㎜	㎡	100		@×30%
と　び　工		人	0.4		設置
と　び　工		人	0.2		撤去
計					

6）仮設階段工費

土木工事積算基準第Ⅱ節　第９章床版工　７．仮設階段工（登り桟橋工）　による。

（1）仮設階段工費（手摺先行工法）

仮設階段の施工において「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省）」を適用する場合の設置・撤去にかかる歩掛は、下記とする。

仮設階段工費（手摺先行工法）＝｛ 5,116+2,917T_8+0.474ｙ（設置）+0.341ｙ（撤去）｝×Ｈ（円）

T_8：仮設階段を供用している月数（月）

ｙ：橋梁特殊工単価（円／人）

Ｈ：仮設階段の高さ（m）

（注）手摺先行型枠組足場は二段手摺及び幅木の機能を有している。

７－３　枠組足場工

土木工事積算基準　第Ⅱ節　第３章コンクリート構造物工　６．足場工　６－１　枠組足場工　による。

８．機　械　運　転　工

８．機械運転工

８－１　一　　般

以下に示すもの以外の機械運転については、土木工事積算基準　第Ｉ節　第２章　６．建設機械運転労務等による。

８－２　機種別機械運転工

１）巡回車運転費（標識付）2000cc ライトバン（P60000）　　3.6 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	ガソリン	ℓ	3.4		
運転手(一般)		人	0.28		T=3.6
巡回車標識付	2000cc ライトバン	時間	1		運転１時間当り換算値
計					

２）巡回車運転費（標識付）四輪駆動車（P60010）　　3.4 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	ガソリン	ℓ	3.8		
運転手(一般)		人	0.29		T=3.4
巡回車標識付	四輪駆動車	時間	1		運転１時間当り換算値
計					

３）標識車運転費（2t トラック標識付）（P60050）　　4.7 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	軽油	ℓ	4.9		
燃　　料	軽油	ℓ	0.58		発電機用
運転手(一般)		人	0.21		(3)／(4)＝4.7
標　識　車	2t トラック標識付	時間	1		運転１時間当り換算値
計					

４）トラック運転費（2～8t）（P60100 他）　　4.7 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	軽油	ℓ			原動機燃料消費率による
運転手(一般)		人	0.21		(3)／(4)＝4.7
ト ラ ッ ク		時間	1		運転１時間当り換算値
計					

５）クレーン装置付トラック運転費（P60150 他）　　5.8 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	軽油	ℓ			原動機燃料消費率による
運転手(特殊)		人	0.17		(3)／(4)＝5.8
ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ		時間	1		運転１時間当り換算値
計					

6）ダンプトラック運転費（2t）（P60200）　　5.9 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	軽油	ℓ	3.5		
ﾀｲﾔ損耗費		時間	1		
運転手(一般)		人	0.17		(3)／(4)＝5.9
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	2t	時間	1		運転１時間当り換算値
計					

7）ダンプトラック運転費（10t）（P60230）　　5.9 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	軽油	ℓ	9.8		
ﾀｲﾔ損耗費		時間	1		
運転手(一般)		人	0.17		(3)／(4)＝5.9
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	10t	時間	1		運転１時間当り換算値
計					

8）高所作業車運転費（作業床高 12m 以上）（P60300 他）　　5.0 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	軽油	ℓ			原動機燃料消費率による
運転手(特殊)		人	0.20		(3)／(4)＝5.0
高所作業車		時間	1		運転１時間当り換算値
計					

9）ライトバン運転費（P60400 他）　　3.2 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	ガソリン	ℓ			原動機燃料消費率による
運転手(一般)		人	0.28		T=3.6
ライトバン		時間	1		運転１時間当り換算値
計					

10）散水車運転費（P60430 他）　　5.5 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	軽油	ℓ			原動機燃料消費率による
運転手(一般)		人	0.18		(3)／(4)＝5.5
散　水　車		時間	1		運転１時間当り換算値
計					

11）路面清掃車運転費（P60450 他）　　6.4 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	軽油	ℓ			原動機燃料消費率による
運転手(一般)		人	0.16		(3)／(4)＝6.4
路面清掃車	ﾌﾞﾗｼ式　ﾎｯﾊﾟ容量 2.5～3.1 ㎥	時間	1		運転１時間当り換算値
計					

12）高圧洗浄車運転費（P60470）　　5.8 時間／日　　（1 時間当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
燃　　料	軽油	ℓ	6.7		
運転手(一般)		人	0.17		(3)／(4)＝5.8
高圧洗浄車	ｼﾞｪｯﾄ式 5300～5800ℓ 圧力12MPa	時間	1		運転１時間当り換算値
計					

９．運　　搬　　工

９．運　搬　工

９－１　廃材積込費

１）一　　般

（１）　本単価は、コンクリート、アスコン等の廃材を山積状態から人力により積込む場合に適用する。

（２）　施工時間は７時間で設定している。

２）廃材積込費（人力）　　（1 ㎥当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普通作業員		人	0.19		
計					

９－２　土砂運搬費

１）一　　般

（１）　維持補修工事において土砂、ヘドロ、泥土を運搬する場合は、土木工事積算基準　第２章　運搬工により積算すること。

９－３　建設機械等運搬

１）一　　般

（１）　建設機械等運搬は、土木工事積算基準　総則、共通仮設費、運搬費参照のこと。

１０．仮　　設　　備　　工

10. 仮 設 備 工

10－１　保安設備費

１）一　　般

（１）本基準は、「高速道路上における工事等の保安器材設置要領」に基づき保安設備を実施する場合に適用する。

（２）一般街路上での保安設備は、「道路工事の保安対策の手引（名古屋市制定）」等を準用するとともに、道路管理者及び交通管理者等との協議により決定した規制形態により積算する。

（３）施工場所及び施工時期が近接しており、同一保安設備内で施工可能な工事は、極力取りまとめるものとし、特記仕様書に記載すること。この場合の保安設備は、車輌の進行方向に対し、手前の工事は本基準により設置するものとし、その他の工事については必要に応じ、平行部のカラーコーンを計上するものとする。

（４）本基準はごく標準的なものについて規定しており、標準によりがたい場合はその都度積算しなければならない。

（５）清掃（HE）、維持補修工事（HF）、道路保全土木（HG）、土木維持（HI）以外について、高速上規制に必要な工事灯、回転灯、カラーコーン、矢印板、警戒標識、規制標識、発動発電機及びこれらの設置費については、共通仮設費の安全費にて率計上されている。

（６）清掃（HE）、維持補修工事（HF）、道路保全土木（HG）、土木維持（HI）については、高速上及び街路の交通規制に伴う費用を積み上げ計上する場合は、直接工事費に計上すること。

２）構　　成

- 保安設備
  - A規制（A）
  - B（K－B）規制
    - 本線部（Ｂ１）
    - ランプ部（Ｂ２）
    - 非常駐車帯部（Ｂ３）
  - C（K－C）規制
    - 標準部（Ｃ１（K－C１））
    - 曲線部（Ｃ２）
    - 分合流部（Ｃ３（K－C３））
  - D（K－D）規制
    - 標準部
      - ４時間未満（Ｄ１（K－D１））
      - ４時間以上（Ｄ４（K－D４））
    - 曲線部
      - ４時間未満（Ｄ２）
      - ４時間以上（Ｄ５）
    - 分合流部
      - ４時間未満（Ｄ３（K－D３））
      - ４時間以上（Ｄ６（K－D６））
  - E規制（E）
  - F規制
    - 標準部（Ｆ１）
    - 集約部（Ｆ２）
  - （G規制（Ｇ１～Ｇ４）：参考）
  - N規制 ―― 終日
  - N規制（ＮＢ１～３，ＮＣ１～３，ＮＤ１～６，K－ＮＣ１～３，K－ＮＤ１～６，ＮＥ，ＮＦ１～２）

３）保安設備の種別

（１）　Ａ規制

Ａ規制は、高速道路上の左路肩側において５分間程度の作業を行う場合に適用する。

（２）　Ｂ規制

Ｂ規制は、高速道路上の路肩側において行う作業に適用する。尚、規制種類は本線部、非常駐車帯部、ランプ部に分かれる。

（３）　Ｃ（Ｋ－Ｃ）規制

Ｃ規制は、高速道路上において１車線以上の規制を行い、１時間未満の作業を行う場合に適用する。尚、規制種類は標準部、曲線部、分合流部に分かれる。

（４）　Ｄ（Ｋ－Ｄ）規制

Ｄ規制は、高速道路上において１車線以上の規制を行い、１時間以上の作業を行う場合に適用する。尚、規制種類は標準部、曲線部、分合流部に分かれる。

（５）　Ｅ規制

Ｅ規制は、高速道路上において本線分岐部及び出口分岐部の作業を行う場合に適用する。

（６）　Ｆ規制

Ｆ規制は、高速道路上において料金所部の作業を行う場合に適用する。尚、規制種類は標準部、集約部に分かれる。

（７）　Ｎ規制

Ｎ規制は、上記Ｂ～Ｆ、Ｋ－Ｃ～Ｋ－Ｄ規制に該当する作業を夜間に行う場合に適用する。

４）保安設備の機器材

（１）規制１回あたりに必要な保安設備費の数量及び標準工事作業区間

名称	規格	単位	数量	単価コード	適用
ｶﾗｰｺｰﾝ	H=700 照明無	個	N 1		
	H=700 照明有	個	N 2		
	H=1200 照明無	個	N 3		
	H=1800 照明無	個	N 4		
ｺﾞﾑﾘﾝｸﾞ	H=700用	個	N 5		
	H=1200用	個	N 6		
	H=1800用	個	N 7		
工事灯	電池式　ﾌﾗｯｼｭﾗｲﾄCP-18B	個	N 8		
回転灯	AVﾗｲﾄ 赤色	基	N 9		
	AC100V 黄色	基	N 10		
矢印板	530*900 公団ﾀｲﾌﾟ	個	N 11		
	550*900 高輝度	個	N 12		
発光矢印板	点滅型	個	N 13		
安全ﾁｮｯｷ	青色点滅発光(規制撤去時)	枚	N 14		
A型ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ	1200*900　全面反射	台	N 15		
警戒標識	1.6倍ｱﾙﾐ・封入 213+501(○○m)	基	N 16		
	1.6倍ｱﾙﾐ・ｶﾌﾟｾﾙ 213+501(○○m)	基	N 17		
	1.6倍ｱﾙﾐ・封入 213	基	N 18		
	1.6倍ｱﾙﾐ・封入 211	基	N 19		
	1.6倍ｱﾙﾐ・封入 211+501(○○m)	基	N 20		
	1.6倍ｱﾙﾐ・ｶﾌﾟｾﾙ 211+501(○○m)	基	N 21		
	1.6倍ｱﾙﾐ・ｶﾌﾟｾﾙ 211+注意	基	N 22		
規制標識	311-F 据え置型	基	N 23		
	1.6倍ｱﾙﾐ・封入 311-F	基	N 24		
	1.6倍ｱﾙﾐ・ｶﾌﾟｾﾙ 311-F	基	N 25		
	1.6倍ｱﾙﾐ・封入 329	基	N 26		
	1.6倍ｱﾙﾐ・封入 329	基	N 27		
案内看板	1,200*800(お願い･御迷惑をお掛け・)	枚	N 28		
	1,200*800(この工事は・・工事です)	枚	N 29		
	1,200*800(御協力・・・)	枚	N 30		
	1,200*800(合(分)流あり)	枚	N 31		
	1,200*800(人がいる)	枚	N 32		
	1,400*550(速度落とせ)	枚	N 33		
	1,400*550(工事区間終了)	枚	N 34		
	1,400*550(・側走行)	枚	N 35		
	1,400*550(速度規制・・追禁開始)	枚	N 36		
	1,400*550(速度規制・・追禁解除)	枚	N 37		
ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	2,000cc　昼	日	N 38		
	2,000cc　夜	日	N 39		
巡回車	2,000ccﾗｲﾄﾊﾞﾝ 標識付　昼	日	N 40		
	2,000ccﾗｲﾄﾊﾞﾝ 標識付　夜	日	N 41		
標識車	2tﾄﾗｯｸ 標識付　昼	日	N 42		
	2tﾄﾗｯｸ 標識付　夜	日	N 43		
ﾄﾗｯｸ	2t　昼	日	N 44		
	2t　夜	日	N 45		
交通監視員	交通整理員　Ａ昼	人	N 46		
	交通整理員　Ｂ昼	人	N 47		
	交通整理員　Ａ夜	人	N 48		
	交通整理員　Ｂ夜	人	N 49		
取付撤去要員	普通作業員　昼	人	N 50		
	普通作業員　夜	人	N 51		
安全太郎		台	N 52		
日当り作業量	取付撤去回数	回	N 53		
標準工事作業区間		m	N 54		

※但し高速11号小牧線等、規制速度が80km/h区間は、頭にk-をつけ規制の種類を示す。

※A・C3・C6規制について、標識車（2tトラック）の使用を原則とするが、やむをえない場合に限り、巡回車（標識付）とおきかえることができる。

※作業区間が標準でない場合、(3)により計上すること。

（1日当り）

数量	A	B1	B2	B3	C1	C2	C3（合流）	C3（分流）
N 1	11	23	21	7	14	18	52	42
N 2								
N 3						1		
N 4								
N 5	11	23	21	7	14	18	52	42
N 6						1		
N 7								
N 8								
N 9								
N 10								
N 11		2	2		6	6	8	10
N 12								
N 13								
N 14								
N 15								
N 16								
N 17								
N 18								
N 19								
N 20								
N 21								
N 22								
N 23					1	1	2	2
N 24								
N 25								
N 26								
N 27								
N 28					1	1	1	1
N 29								
N 30								
N 31							1	1
N 32						1		
N 33								
N 34								
N 35								
N 36								
N 37								
N 38								
N 39								
N 40	1.00							
N 41								
N 42		1.00	1.00	1.00	2.00	2.00	2.00	2.00
N 43								
N 44		1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00
N 45								
N 46	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
N 47							1.00	1.00
N 48								
N 49								
N 50	3.30	2.50	2.30	1.40	2.60	3.60	7.20	6.40
N 51								
N 52								
N 53	15	5	5	10	5	5	5	5
N 54	30	70	80	30	100	100	100	100

（1日当り）

数量	D1	D2	D3（合流）	D3（分流）	D4	D5	D6（合流）	D6（分流）	E	F1	F2
N 1	27	26	65	55	27	26	65	55	38	7	19
N 2											
N 3		1				1					
N 4											
N 5	27	26	65	55	27	26	65	55	38	7	19
N 6		1				1					
N 7											
N 8											
N 9											1
N 10											
N 11	6	6	8	10	6	6	8	10	4		2
N 12											
N 13											
N 14											
N 15											
N 16	2	2	2	2	2	2	2	2			
N 17											
N 18											
N 19	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 20											
N 21											
N 22											
N 23	1	1	2	2	1	1	2	2	2		
N 24											
N 25											
N 26											
N 27											
N 28	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 29	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 30											
N 31			1	1			1	1			
N 32		1				1					
N 33											
N 34											
N 35	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 36											
N 37											
N 38										1.00	1.00
N 39											
N 40											
N 41											
N 42	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	1.00		
N 43											
N 44	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
N 45											
N 46	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		1.00
N 47			1.00	1.00			1.00	1.00			
N 48											
N 49											
N 50	2.44	2.64	4.28	3.96	1.22	1.32	2.14	1.98	8.80	0.70	2.30
N 51											
N 52	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 53	2	2	2	2	1	1	1	1	10	5	5
N 54	100	100	100	100	100	100	100	100	100	20	20

（1日当り）

数量	NB1	NB2	NB3	NC1	NC2	NC3（合流）	NC3（分流）
N 1				8		21	20
N 2	24	22	7	7	21	32	23
N 3					1		
N 4							
N 5	24	22	7	15	21	53	43
N 6					1		
N 7							
N 8	3	2		4	4	4	4
N 9	1	1		1	1	1	1
N 10							
N 11							
N 12	4	4		11	10	13	15
N 13				1	1	1	1
N 14				1	1	1	1
N 15							
N 16							
N 17							
N 18							
N 19							
N 20							
N 21							
N 22							
N 23	1	1		1	1	2	2
N 24							
N 25							
N 26							
N 27							
N 28				1	1	1	1
N 29							
N 30							
N 31						1	1
N 32					1		
N 33							
N 34							
N 35							
N 36							
N 37							
N 38							
N 39							
N 40							
N 41							
N 42							
N 43	2.00	2.00	1.00	3.00	3.00	3.00	3.00
N 44							
N 45	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00
N 46							
N 47							
N 48	1.00	1.00	1	1.00	1.00	1.00	1.00
N 49						1.00	1.00
N 50							
N 51	3.10	2.90	1.40	4.40	5.50	9.00	8.20
N 52							
N 53	5	5	10	5	5	5	5
N 54	70	80	30	100	100	100	100

（1日当り）

数量	ND1	ND2	ND3（合流）	ND3（分流）	ND4	ND5	ND6（合流）	ND6（分流）	NE	NF1	NF2
N 1	7		20	19	7		20	19	32		10
N 2	22	29	48	38	22	29	48	38	6	7	9
N 3		1				1					
N 4											
N 5	29	29	68	57	29	29	68	57	38	7	19
N 6		1				1					
N 7											
N 8	8	8	8	8	8	8	8	8			
N 9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
N 10											
N 11											
N 12	10	10	12	14	10	10	12	14	4		2
N 13	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 14	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 15											
N 16											
N 17	2	2	2	2	2	2	2	2			
N 18											
N 19											
N 20											
N 21											
N 22	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 23	1	1	2	2	1	1	2	2	2		
N 24											
N 25											
N 26											
N 27											
N 28	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 29											
N 30	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 31			1	1			1	1			
N 32		1				1					
N 33	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 34	1	1	1	1	1	1	1	1			
N 35	2	2	2	2	2	2	2	2			
N 36											
N 37											
N 38											
N 39										1.00	1.00
N 40											
N 41											
N 42											
N 43	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	1.00		
N 44											
N 45	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
N 46											
N 47											
N 48	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
N 49			1.00	1.00			1.00	1.00			
N 50											
N 51	3.76	4.00	5.64	5.28	1.88	2.00	2.82	2.64	9.20	0.90	2.30
N 52											
N 53	2	2	2	2	1	1	1	1	10	5	5
N 54	100	100	100	100	100	100	100	100	100	20	20

（1日当り）

数量	K-C1	K-C3（合流）	K-C3（分流）	K-D1	K-D3（合流）	K-D3（分流）	K-D4	K-D6（合流）	K-D6（分流）
N 1	31	60	53	43	72	65	43	72	65
N 2									
N 3									
N 4									
N 5	31	60	53	43	72	65	43	72	65
N 6									
N 7									
N 8									
N 9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
N 10									
N 11	7	9	11	7	9	11	7	9	11
N 12									
N 13									
N 14									
N 15									
N 16				2	2	2	2	2	2
N 17									
N 18									
N 19									
N 20				2	2	2	2	2	2
N 21									
N 22									
N 23	1	2	2	1	2	2	1	2	2
N 24									
N 25									
N 26									
N 27									
N 28	1	1	1	1	1	1	1	1	1
N 29									
N 30									
N 31		1	1		1	1		1	1
N 32									
N 33				1	1	1	1	1	1
N 34									
N 35				1	1	1	1	1	1
N 36				1	1	1	1	1	1
N 37				1	1	1	1	1	1
N 38									
N 39									
N 40									
N 41									
N 42	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
N 43									
N 44	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
N 45									
N 46	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
N 47		1.00	1.00		1.00	1.00		1.00	1.00
N 48									
N 49									
N 50	4.60	8.30	7.80	3.76	5.24	5.04	1.88	2.62	2.52
N 51									
N 52				1	1	1	1	1	1
N 53	5	5	5	2	2	2	1	1	1
N 54	100	100	100	100	100	100	100	100	100

（1日当り）

数量	K-NC1	K-NC3（合流）	K-NC3（分流）	K-ND1	K-ND3（合流）	K-ND3（分流）	K-ND4	K-ND6（合流）	K-ND6（分流）
N 1	5	15	12	5	15	14	5	16	13
N 2	27	51	40	39	63	54	39	62	51
N 3									
N 4									
N 5	32	66	52	44	78	68	44	78	64
N 6									
N 7									
N 8	6	6	6	12	12	12	12	12	12
N 9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
N 10	1	1	1	1	1	1			
N 11									
N 12	12	14	16	12	14	16	12	14	16
N 13	1	1	1	1	1	1	1	1	1
N 14	1	1	1	1	1	1	1	1	1
N 15									
N 16									
N 17				2	2	2	2	2	2
N 18									
N 19									
N 20									
N 21				2	2	2	2	2	2
N 22									
N 23	1	2	2	1	2	2	1	2	2
N 24									
N 25									
N 26									
N 27									
N 28	1	1	1	1	1	1	1	1	1
N 29									
N 30				1	1	1			
N 31		1	1		1	1		1	1
N 32									
N 33				1	1	1	1	1	1
N 34				1	1	1			
N 35				1	1	1	1	1	1
N 36				1	1	1	1	1	1
N 37				1	1	1	1	1	1
N 38									
N 39									
N 40									
N 41									
N 42									
N 43	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
N 44									
N 45	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
N 46									
N 47									
N 48	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
N 49		1.00	1.00		1.00	1.00		1.00	1.00
N 50									
N 51	6.40	10.60	9.40	4.88	6.56	6.24	2.20	3.04	2.80
N 52									
N 53	5	5	5	2	2	2	1	1	1
N 54	100	100	100	100	100	100	100	100	100

（２）標準工事作業区間の延長に伴なう規制一回あたりに必要な保安設備費
本歩掛は、標準工事作業区間の延長が必要となる規制に適用する。

（1回当り）

規制種類	延長作業区間（m）	ｶﾗｰｺｰﾝ		A型ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ	取付撤去要員
		H=700 照明無	H=700 照明有	1200*900 前面反射	普通作業員
B1	100	20	0	0	0.40
B2	100	20	0	0	0.40
C	100	10	0	0	0.20
D	100	10	0	0	0.20
NB	100	0	20	0	0.40
NC	100	8	2	0	0.20
ND	100	8	2	0	0.20
K-B1	100	10	0	0	0.20
K-C	100	7	0	0	0.13
K-D	100	7	0	0	0.13
K-NB	100	0	10	0	0.20
K-NC	100	5	2	0	0.15
K-ND	100	5	2	0	0.15

5）安全標識類、安全施設類等の損耗率

（1）　安全標識類、安全施設類等の損耗率表

名　　称	損耗率（%／月）
標示板（看板式）、標識類、バリケード、立入防止柵	10
保安灯（電源式、電池式）	13
カラーコーン、灯光器、安全ロープ、土のう	8
標示板（電光式）、回転灯、電線類、照明器具類、簡易信号機	4

※1．標識車には、311-F が標準装備されている。

2．類似品は、上表損耗率を準用できる。

3．１工事において損耗率が 100%を超える場合にあっても、上限値は 100%とせずそのまま適用する。

6）安全標識類、安全施設類の設置、撤去

（1）　安全標識類、安全施設類の設置、撤去歩掛

名　　称	普通作業員	摘　要
標示板（看板式）	0.1　人／枚	
標示板（電光式）	0.2　人／個	発光矢印板
標識類	0.08　人／個	
簡易信号類	0.4　人／組	
バリケード	0.05　人／個	単管、パイプ等で連結構造としたもの
	0.03　人／個	連結構造としないもの
立入防止柵	0.1　人／個	
カラーコーン、土のう	0.02　人／個	矢印板
保安灯（電池式）	0.02　人／灯	
保安灯（電源式）	0.04　人／灯	
投光器・安全太郎	0.2　人／灯・基	
回転灯	0.04　人／灯	

※1．工事現場に設置されている安全標識類、安全施設類を現場内の他の箇所へ移動させ、再び設置する場合も上表を適用する。

2．設置のみ、又は、撤去のみの場合は上表の 50%とする。

１１．路　面　等　清　掃

11. 路面等清掃

11－1　一　　般

1）積算にあたっては、通常の場合本基準によるものとするが、業務及び工事の規模、現地の条件により本基準により難い場合は、別途積算するものとする。
ただし、この場合は積算の根拠を明確にしておかなければならない。

2）清掃作業により収集された塵芥等は、公共機関の廃棄場で処理すること。

3）上記と異なる廃棄場で処理を行う場合は、別途積算する。

4）塵芥等の数量の積算は、行わない。

5）各作業の発生土量は、前年度実績により決定する。

6）水道料は、計上しないこと。

11－2　構　　成

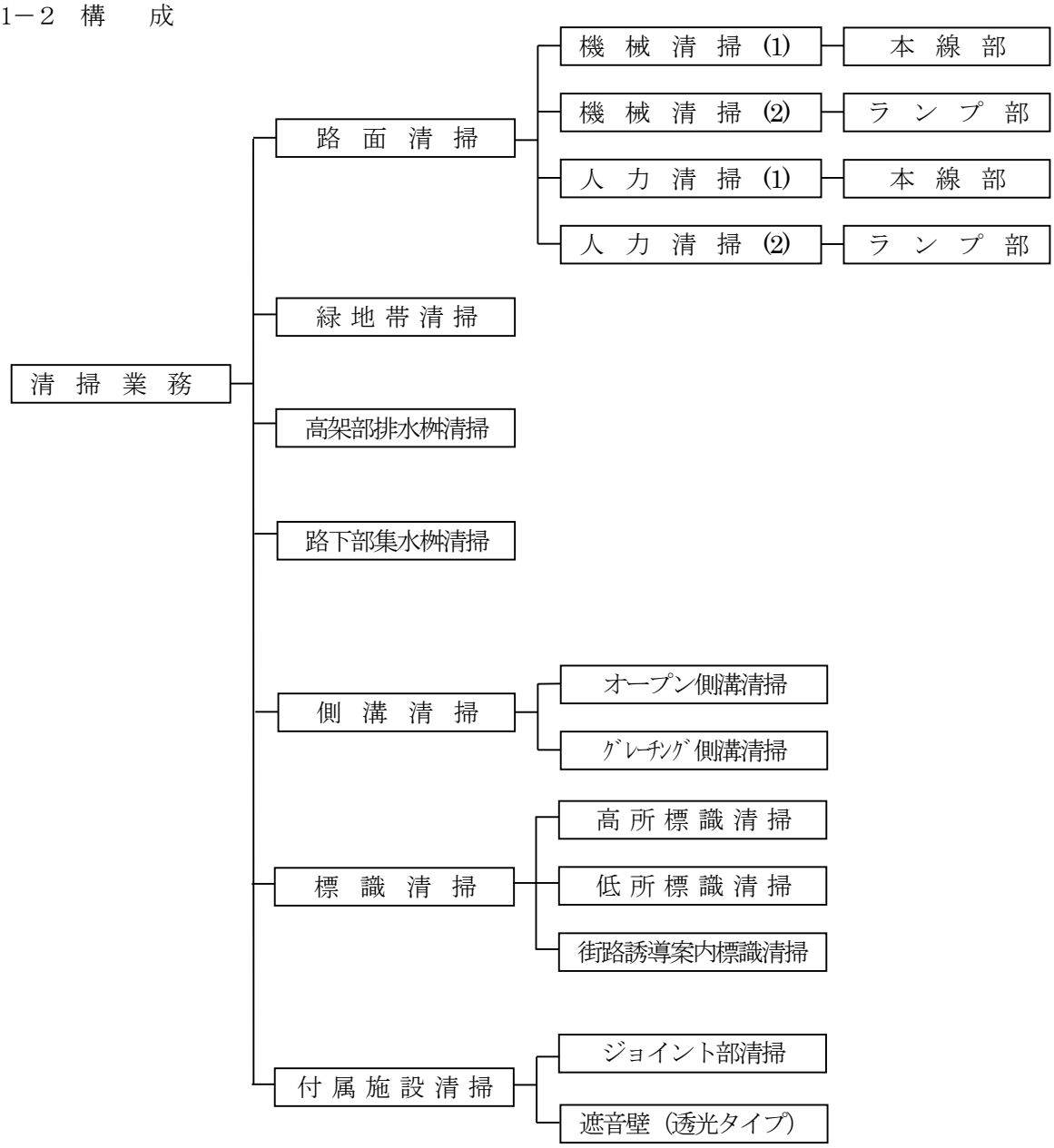

11－3　清掃頻度

1）本基準は、ごく標準的な頻度を示したものであり、汚れの度合いにより適宜変更できるものとする。なお、下表の交通量は、一方向の交通量である。ただし、都心環状線の場合は、交通量を 1/2 とする。また、積算に使用する交通量は、前年度日平均交通量とする。

2）路面清掃（本線部）

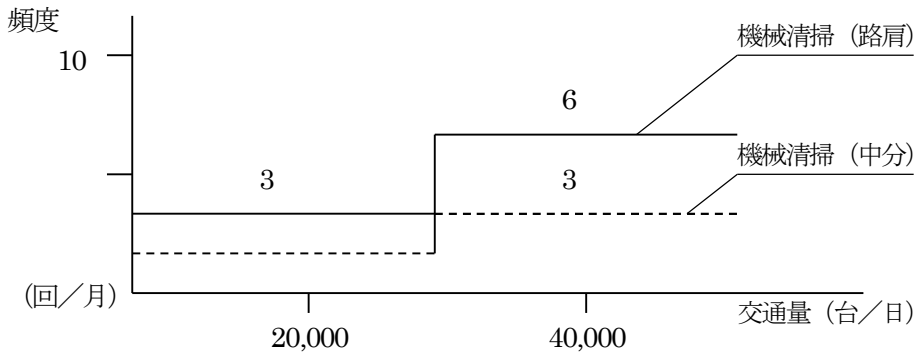

※本線部の人力清掃は、14 回／月を標準とする。

2）路面清掃（出入路部）

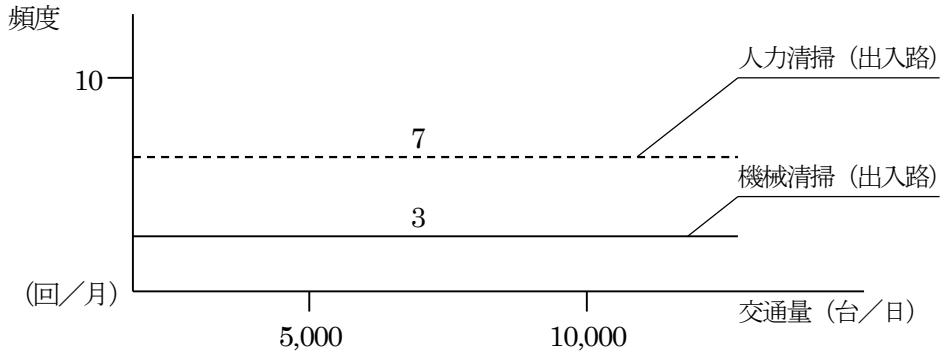

11－4　路面清掃

1）機械清掃（本線部）

（1）本単価は、本線部の路面機械清掃に適用する。（左路肩・中分路肩含む）

（2）本単価は、４輪高速スイーパー（ブラシ式）による路面機械清掃に適用する。

（3）機械清掃（本線部）単価表

機械清掃（本線部）(P68500)　　千音寺基地コース　　（70km 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普通作業員		人	2.0		
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1.0		5.5h/日
散水車運転費	10,000ℓ 級	〃	1.0		貸与
清掃車運転費	ブラシ式 2.5～3.1m 級	〃	1.0		5.5h/日
標識車運転費	2t 車、標識付	〃	1.0		
ゴミ処理費		回	0.6		
計					

機械清掃（本線部）(P68501)　　楠基地コース　　(60km 当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普 通 作 業 員		人	2.0		
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1.0		5.5h/日
散水車運転費	10,000ℓ 級	〃	1.0		貸与
清掃車運転費	ブラシ式 2.5～3.1m 級	〃	1.0		5.5h/日
標識車運転費	2t 車、標識付	〃	1.0		貸与
ゴ ミ 処 理 費		回	0.6		
計					

2）機械清掃（出入路部）

（1）本単価は、出入路部の路面機械清掃に適用する。

（2）本単価は、４輪高速スイーパー（ブラシ式）による路面機械清掃に適用する。

（3）機械清掃（出入路部）単価表

機械清掃（出入路部）(P68510)　　(10km 当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普 通 作 業 員		人	2.0		
清掃車運転費	ブラシ式 2.5～3.1m 級	日	1.0		5.5h/日
標識車運転費	2t 車、標識付	〃	1.0		
ゴ ミ 処 理 費		回	0.2		
計					

※機械運転費については、第２章　８．機械運転工を参照。

3）人力清掃（本線部）

（1）本単価は、本線部の路面人力清掃に適用する。(路肩部)

（2）人力清掃（本線部）単価表

人力清掃（本線部）(P68520)　　千音寺基地コース　　(65km 当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普通作業員		人	2.0		
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1.0		4.4h/日
標識車運転費	2t 車、標識付	〃	1.0		
ゴミ処理費		回	0.2		
計					

人力清掃（本線部）(P68521)　　楠基地コース　　(55km 当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普通作業員		人	2.0		
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1.0		4.4h/日
標識車運転費	2t 車、標識付	〃	1.0		
ゴミ処理費		回	0.2		
計					

4）人力清掃（出入路部）

（1）本単価は、出入路部の路面人力清掃に適用する。

（2）人力清掃（出入路部）単価表

人力清掃（出入路部）(P68530)　　(6km 当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
普通作業員		人	2.0		
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1.0		4.4h/日
標識車運転費	2t 車、標識付	〃	1.0		
ゴミ処理費		回	0.1		
計					

11－5　緑地帯清掃（除草等）

1）本単価は、緑地部の清掃作業に適用する。

2）緑地帯清掃単価表

緑地帯清掃　(2,500 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　話　役		人	0.2		
軽 作 業 員		〃	5.0		
軽 作 業 員		〃	0.2		分別
ﾄﾗｯｸ運転経費	2tﾀﾞﾝﾌﾟ	時間	6.5		
捨　場　代		㎥	5		
計					

11－6　車線規制内清掃

1）本単価は、車線規制内の清掃に適用する。

2）車線規制内清掃単価表

車線規制内清掃　(3,500 ㎡当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世　話　役		人	0.2		
普 通 作 業 員		〃	4.0		
普 通 作 業 員		〃	0.2		分別
ﾄﾗｯｸ運転経費	2tﾀﾞﾝﾌﾟ	時間	6.5		
捨　場　代		㎥	0.01		
計					

11－7　高架部排水桝清掃

1）本単価は、高架部における排水桝等の清掃に適用する。

2）高架下で通水確認を行う作業員は、排水管からの漏水、溢水等の有無も確認すること。

3）高架部排水桝清掃単価表

高架部排水桝清掃（P68540・P68550）　(260 箇所当り)

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世 話 役（２）		人	0.2		
普 通 作 業 員		〃	3.0		
〃		〃	1.0		路下
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1		
高 圧 洗 浄 車 運　転　費	ｼﾞｪｯﾄ式 5300～5800ℓ 圧力 12MPa	〃	1		排水管清掃車
散水車運転費	10,000ℓ 級	〃	1		
巡回車運転費	2000cc ﾗｲﾄﾊﾞﾝ標識付	〃	1		路下
ゴ ミ 処 理 費		回	0.08		
計					

11－8　路下部集水桝清掃

1）本単価は、路下部における排水桝等の清掃に適用する。

2）路下部集水桝清掃単価表

路下部集水桝清掃（P68560）　（95 箇所当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世話役（2）		人	0.2		
普通作業員		〃	4.0		
点　検　員		〃	1.0		
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1		
高圧洗浄車運転費	ｼﾞｪｯﾄ式 5300～5800ℓ 圧力 12MPa	〃	1		配水管清掃車
ゴミ処理費		回	0.44		
計					

11－9　側溝清掃

1）オープン側溝清掃

（1）本単価は、路下部等のオープン側溝清掃に適用する。

（2）オープン側溝清掃単価表

オープン側溝清掃（P68570）　（40m 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1		
世話役（2）		人	0.1		
普通作業員		〃	1.5		
ゴミ処理費		回	0.40		
計					

2）横断排水側溝清掃

（1）本単価は、ランプ部等のグレーチング蓋を取外して行う清掃作業に適用する。

（2）横断排水側溝清掃単価表

横断排水側溝清掃（P68580）　（40m 当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1		
世話役（2）		人	0.2		
普通作業員		〃	3.0		
ゴミ処理費		回	0.13		
計					

11－10　標識清掃

1）高所部標識清掃

（1）本単価は、高速上における高所案内標識等の清掃に適用する。

（2）高所部標識清掃単価表

高所部標識清掃（P68590）　（13 枚当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世話役（2）		人	0.2		
普通作業員		人	2.0		
高所作業車運転費	作業床高 12.0m	日	1		貸与
ﾄﾗｯｸ運転費	2t	時間	6		
雑材料		式	1		労務費計の２％
計					

雑材料には、洗剤、モップ、ウエス等の消耗品が含まれている。

2）低所部標識清掃

（1）本単価は、高速上における低所案内標識等の清掃に適用する。

（2）低所部標識清掃単価表

低所部標識清掃（P68600）　（46 枚当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世話役（2）		人	0.2		
普通作業員		人	1.0		
ﾄﾗｯｸ運転費	2t	時間	6		
雑材料		式	1		労務費計の２％
計					

雑材料には、洗剤、モップ、ウエス等の消耗品が含まれている。

3）街路誘導案内標識清掃

（1）本単価は、街路上における街路誘導案内標識等の清掃に適用する。

（2）街路誘導案内標識清掃単価表

街路誘導案内標識清掃（P68610）　（6 枚当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世話役（2）		人	0.2		
普通作業員		人	2.0		
高所作業車運転費	作業床高 12.0m	日	1		貸与
雑材料		式	1		労務費計の２％
計					

雑材料には、洗剤、モップ、ウエス等の消耗品が含まれている。

11－11　付属施設清掃

1）ジョイント部清掃

（1）本単価は、高速上等における鋼製フィンガージョイント遊間部の清掃に適用する。

（2）ジョイント部清掃単価表

ジョイント部清掃　（10 箇所当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
ﾄﾗｯｸ運転費	2t 車	日	1		
高圧洗浄車運転費	ｼﾞｪｯﾄ式 5300～5800ℓ 圧力 12MPa	〃	1		配水管清掃車
世話役（2）		人	0.2		
普通作業員		〃	2.0		
ゴミ処理費		m^3	0.1		
計					

2）遮音壁（透光タイプ）清掃

（1）本単価は、遮音壁（透光タイプ）を人力で清掃する場合に適用する。

（2）内面清掃は内側片面の面積とし、内面外面清掃は内側と外側の両面の面積とする。

（3）遮音壁（透光タイプ）清掃単価表

遮音壁（透光タイプ）清掃　（Q ㎡当り）

名　称	規　　格	単位	数量	単価ｺｰﾄﾞ	摘　　要
世話役		人	1.0		
普通作業員		〃	6.0		
運転手（一般）		〃	M		
橋梁点検車運転経費		日	K_1		内面外面の場合計上
散水車運転経費		時間	K_2		3,800L
ﾄﾗｯｸ運転経費	2t 積	日	1.0		
雑材料		式	1		労務費計の P%
計					

雑材料には、ウインドスクイージー、ウエス等の消耗品が含まれている。

（4）歩掛表（M・K_1・K_2・P・Q）　（Q ㎡当り）

清掃対象物	内面清掃のみ			内面外面清掃		
M	1.0			2.0		
拘束時間帯	8 時～17 時 21.5 時～6.5 時	23.5 時～6.5 時	0.5 時～6.5 時	8 時～17 時 21.5 時～6.5 時	23.5 時～6.5 時	0.5 時～6.5 時
K_1				1.0		
K_2	7.0	6.0	5.0	7.0	6.0	5.0
P	2	2	1	2	2	1
Q	470	390	310	430	360	290

１２．土　木　維　持　補　修

12. 土木維持補修

12－1　一　　般

積算にあたっては、通常の場合本基準によるものとするが工事等の規模、現地の条件等により本基準により難い場合は、別途に積算するものとする。

ただし、この場合は、積算の根拠を明確にしておかなければならない。

１３．そ　の　他

13. そ の 他

13－１　遮音壁外装板取付け工

設置歩掛り

区　分	形状寸法	使用機械	普通作業員	雑　品	設置能力／日
統 一 パ ネ ル （笠木含む）	500×100×2000	ｸﾚｰﾝ付ﾄﾗｯｸ 4t 積　2.9t 吊	４人	設置費の 0.5%	110 ㎡
					※土・日・休日 昼間施工に適用

※１．上記単価には防護柵車は含まない。

２．防護柵車は、街路上施工の場合計上する。

13－２　排水管撤去設置工

１）一　　般

（１）土木工事積算基準　第Ⅱ節　第１５章　附属設備工　１．橋梁排水管設置工　による。

（２）撤去歩掛は設置の 50%とする。

第３章　業務委託積算基準

１．　土木構造物点検業務

１．土木構造物点検業務

１－１　適用範囲

本要領は、名古屋高速道路公社が管理する土木構造物等の日常点検及び定期点検業務の積算に適用する。

１－２　委託費の積算構成

１－２－１　日常点検

１）積算構成

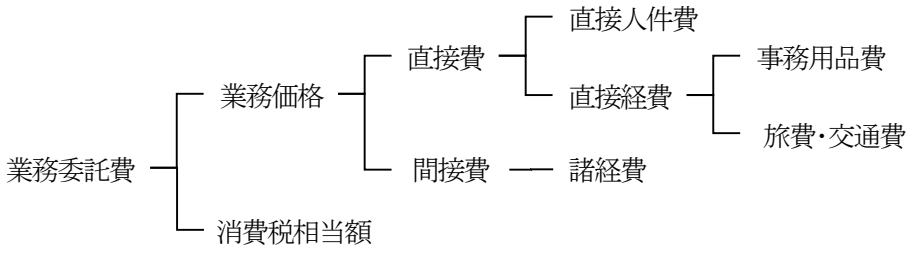

２）委託費構成費目の内容

（１）直接人件費

直接人件費は、業務に従事する巡回員の人件費とする。

（２）直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、事務用品費及び旅費・交通費を計上する。

（３）諸経費

諸経費は、当該業務を受注する企業の運営に要する一般管理費等とする。

諸経費＝直接人件費×諸経費率（35%）

（４）消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

１－２－２　定期点検

１）積算構成

（１）財団法人等に委託する場合

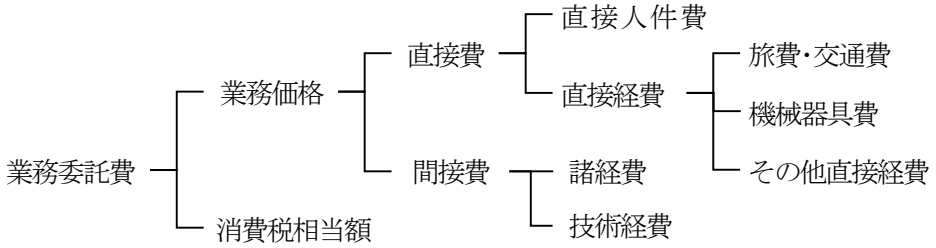

（２）建設コンサルタントに委託する場合

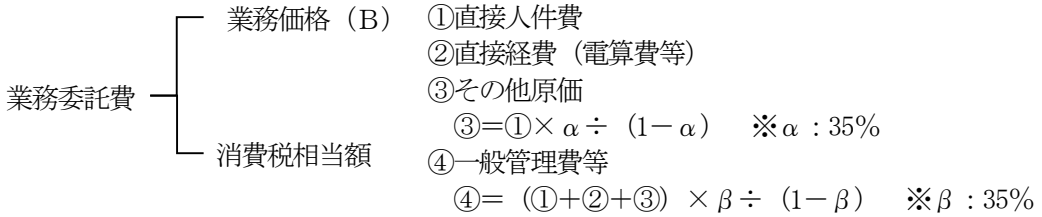

（B）＝ ①+②+③+④

２）委託費構成費目の内容

（１）直接人件費

直接人件費は、業務に従事する点検員の人件費とする。

（２）直接経費

直接経費は、業務処理に必要な旅費・交通費、機械器具費等を計上する。

（３）間接費

ａ．財団法人等に委託する場合

諸経費＝直接人件費×諸経費率

技術経費＝直接人件費×技術経費率

	諸経費率	技術経費率
財団法人等に委託	100/100	20%

ｂ．建設コンサルタントに委託する場合

①その他原価

その他原価は、次式により算定した額とする。

その他原価＝直接人件費×α÷（１－α）　※α：35%

係数（α／（１－α））はパーセント表示の小数第３位を四捨五入し、２位止めとする。

②一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額とする。

一般管理費等＝（直接人件費＋直接経費＋その他原価）×β÷（１－β）　※β：35%

係数（β／（１－β））はパーセント表示の小数第３位を四捨五入し、２位止めとする。

（４）消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

１－２－３　安全費、仮設費について

点検業務に伴い必要となる安全費（規制費、交通誘導員等）及び仮設費（足場工、防護工等）については、維持補修工事等積算基準（名古屋高速道路公社）により積算する。なお、間接費の算出に当たっては諸経費工種区分「維持補修工事（HF）」を適用する。

1－3　標準歩掛

1－3－1　日常点検

1）路上点検

（1）路上点検　40㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
点検員	高速上	人	1.00	測量技師補
巡回車運転費	標識付 2000cc ﾗｲﾄﾊﾞﾝ	時間	8.0	
計				

（2）報告書作成（路上点検）　40㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
点検員	街路上	人	1.00	測量技師補
計				

2）路下点検

（1）路下点検　1.9㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
点検員	街路上	人	1.00	測量技師補
点検助手	街路上	人	1.00	測量助手
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	2.00	
計				

（2）報告書作成（路下点検）　1.9㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
点検員	街路上	人	1.00	測量技師補
計				

3）鳥の巣点検

（1）鳥の巣点検　4.0㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
点検員	街路上	人	1.00	測量技師補
点検助手	街路上	人	1.00	測量助手
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	2.00	
計				

（2）報告書作成（鳥の巣点検）　4.0㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
点検員	街路上	人	1.00	測量技師補
計				

１－３－２　定期点検

１）検査路点検

床版や鋼桁などの構造物を対象に、検査路を利用して目視点検する。

（１）検査路点検　　日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師Ｃ	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	1.00	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	2.00	
諸雑費		式	1	労務費の 3%
計				

（２）報告書作成（検査路点検）　　日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	0.50	
計				

（３）日当たり作業量

名　　称	規　　格	単位	供用 20 年以上	供用 20 年未満
検査路等点検	街路上	km	0.5	0.75
報告書作成				

２）足場内等点検

鋼桁塗装補修工事等の足場または高所作業車を利用し、接近して点検を行うものである。

（１）近接目視点検

ａ．点検費

①標準編成　　日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師Ｃ	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
雑品		式	1	労務費の 0.5%
普通作業員※		人	2.00	
計				

※ 梁上及び鋼製橋脚点検時の清掃工、または床版及び鋼箱桁の足場内における足場組立要員として計上する。

②日当り作業量

番号	構造・種別	細　別	単位	高所作業車	足場内
1	RC 床版Ⅲ	一般部	ﾊﾟﾈﾙ	54.7	65.6
2	RC 床版Ⅱ	補修済（A ﾗﾝｸ以上）	ﾊﾟﾈﾙ	61.0	73.2
3	RC 床版Ⅰ	一般部（B ﾗﾝｸ以上）	ﾊﾟﾈﾙ	29.8	35.8
4	床版張出部		片径間	9.2	11.0
5	鋼Ⅰ桁		径間	4.3	5.2
6	鋼箱桁		径間	2.6	3.1
7	鋼床版Ⅰ桁		径間	2.7	3.2
8	鋼床版箱桁		径間	1.8	2.2
9	PC 桁		径間	4.0	4.8
10	RC 桁		径間	5.1	6.1
11	PC/RC 橋脚	梁上共	基	5.1	6.1
12	PC/RC 橋脚	梁上のみ	基	5.6	6.7
13	PC/RC 橋脚	梁上なし	基	8.2	9.8

14	鋼製橋脚	梁上共	基	3.7	4.4
15	鋼製橋脚	梁上のみ	基	4.7	5.6
16	鋼製橋脚	梁上なし	基	5.7	6.8
17	RC 床版Ⅱ	補修済（Bﾗﾝｸ以上）	ﾊﾟﾈﾙ	92.0	100.0

備考　1．箱桁、鋼製橋脚点検は、内部点検も含む。
　　2．床版張出部点検には、高欄外面も含む。
　　3．PC/RC 橋脚、鋼製橋脚について
　　・梁上共：橋脚＋梁上＋桁支点部
　　・梁上のみ：梁上＋桁支点部（橋脚は対象外）
　　・梁上なし：橋脚のみ（梁上、桁支点部を除く）

b．報告書作成（目視点検）

①標準編成　　日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

②日当り作業量

番号	構造・種別	細　別	単位	作業量	適　用
1	RC 床版Ⅲ	一般部	ﾊﾟﾈﾙ	76.0	
2	RC 床版Ⅱ	補修済（Aﾗﾝｸ以上）	ﾊﾟﾈﾙ	88.1	
3	RC 床版Ⅰ	一般部（Bﾗﾝｸ以上）	ﾊﾟﾈﾙ	62.0	
4	床版張出部		片径間	56.5	
5	鋼 桁		径間	14.4	
6	PC 桁		径間	22.8	
7	RC 桁		径間	22.8	
8	PC/RC 橋脚	梁上共	基	9.0	
9	PC/RC 橋脚	梁上のみ	基	10.2	
10	PC/RC 橋脚	梁上なし	基	15.0	
11	鋼製橋脚	梁上共	基	9.0	
12	鋼製橋脚	梁上のみ	基	10.2	
13	鋼製橋脚	梁上なし	基	15.0	
14	RC 床版Ⅱ	補修済（Bﾗﾝｸ以上）	ﾊﾟﾈﾙ	132.0	

（2）詳細点検（たたき等）

a．点検費

①標準編成　　日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
雑品		式	1	労務費の 0.5%
計				

②日当り作業量

番号	構造・種別	細別	単位	高所作業車	足場内
1	鋼製橋脚 HTB たたき		基	2.0	2.4
2	鋼Ⅰ桁 HTB たたき		径間	5.0	6.0
3	鋼箱桁 HTB たたき		径間	2.5	3.0
4	鋼床版Ⅰ桁 HTB たたき		径間	1.0	1.5

5	鋼床版箱桁 HTB たたき		径間	1.0	1.5
6	RC 床版たたき		ﾊﾟﾈﾙ	29.8	35.8
7	RC 床版張出部たたき		片径間	－	3.6

b．報告書作成（詳細点検、たたき等）

①標準編成　　日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	1.10	
計				

②日当り作業量

番号	構造・種別	細　別	単位	作業量	適　用
1	鋼製橋脚 HTB たたき		基	15.0	
2	鋼桁 HTB たたき		径間	15.0	
3	RC 床版たたき		ﾊﾟﾈﾙ	62.0	
4	RC 床版張出部たたき		片径間	18.8	

（3）支承点検

a．支承点検　　6 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	2.00	
計				

b．報告書作成（支承）　　15 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	1.10	
計				

（4）ひずみ計測

a．ひずみ計測（応力聴診器）　　5 箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 A	街路上	人	1.00	
技師 B	街路上	人	2.00	
技術員	街路上	人	2.00	
諸雑費		式	1	労務費の 3%
計				

b．報告書作成（ひずみ計測）　　1 箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	1.00	
技師 C	街路上	人	2.00	
技術員	街路上	人	2.00	
計				

（5）ＡＳＲ膨張量測定

a．ＡＳＲ膨張量測定（梁全長・天端部）　　2 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	1.00	
技師 C	街路上	人	2.00	
雑材料		式	1	労務費の 4%
計				

ｂ．ＡＳＲ膨張量測定（鋼板補強部）　　1基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師Ｃ	街路上	人	1.00	
測定器損料		式	1	労務費の96%
雑材料		式	1	労務費の12%
計				

3）トンネルダクト点検

トンネルダクト内より行う覆工コンクリートの目視・たたき点検、アンカーボルトのたたき点検及びアンカーボルトの引張試験に適用する。

（1）ダクト内点検　　550㎡当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師Ｂ	街路上　夜間	人	1.00	
技師Ｃ	街路上　夜間	人	2.00	
技術員	街路上　夜間	人	1.00	
諸雑費		式	1	労務費の0.5%
計				

（2）報告書作成（ダクト内点検）　　720㎡当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師Ｃ	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

（3）アンカーボルト引張試験　　15本当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
土木一般世話役	街路上　夜間	人	1.0	
技師Ｂ	街路上　夜間	人	2.0	
測定器損料		式	1	労務費の20%
計				

※アンカーボルトを上から下へ引き抜く場合のみ、技師Ｂの数量を30%割増する。

（4）報告書作成（アンカーボルト引張試験）　　15本当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	1.0	
計				

4）半地下構造物点検

（1）接近目視点検（側壁部）　　0.84㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師Ｂ	高速上	人	1.00	
技師Ｃ	高速上	人	1.00	
技術員	高速上	人	1.00	
ライトバン運転費	1500cc	時間	7.0	
計				

（2）頂版たたき点検　550 ㎡当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	高速上	人	1.00	
技師C	高速上	人	2.00	
技術員	高速上	人	1.00	
高所作業車運転費	H=8～10m　拡幅デッキ	日	1.0	
諸雑費		式	1	労務費の 18%
計				

（3）報告書作成（接近目視点検）　1.5 ㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

（4）報告書作成（頂版たたき点検）　720 ㎡当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

5）トンネル構造物点検

高速上より、受け台ブロック等のトンネル構造物を対象に行う、目視点検、打音点検及び触診による詳細点検に適用する。

（1）詳細点検（作業車上：受け台ブロック）　0.12 ㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	高速上	人	1.00	
技師C	高速上	人	2.00	
技術員	高速上	人	1.00	
高所作業車運転費	H=8～10m　拡幅デッキ	日	1.0	
諸雑費		式	1	労務費の 18%
計				

（2）報告書作成　0.15 ㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

6）伸縮装置他点検

（1）伸縮装置点検（高速規制内）

高速本線規制内にて、高速上からの接近目視・触診点検に適用する。

a．点検費　10 車線当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師C	高速上　夜間	人	1.00	
技術員	高速上　夜間	人	1.00	
ライトバン運転費	1500cc　夜間	時間	7.00	
諸雑費		式	1	労務費の 3%
計				

※夜間調査を標準とする。

b．報告書作成（伸縮装置・高速規制内点検）　20 車線当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	1.00	
計				

（2）伸縮装置点検（雪氷通行止時）

雪氷通行止時に、高速上から接近目視・触診点検に適用する。

a．点検費　40 車線当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	1.00	
普通作業員	街路上	人	2.00	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	7.00	
諸雑費		式	1	労務費の 3%
計				

※普通作業員２名は、除雪要員として計上。

b．報告書作成（雪氷通行止時点検）　20 車線当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	1.00	
計				

（3）標識柱・照明柱の振動目視点検

高架下より行う標識柱・照明柱・F 型柱の異常振動の目視点検に適用する。

a．標識柱・照明柱の振動目視点検　20 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	街路上	人	1.00	
技師C	街路上	人	1.00	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	2.00	
諸雑費		式	1	労務費の 3%
計				

b．報告書作成（標識柱・照明柱の振動目視点検）　20 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	1.00	
計				

（4）沈下測定

構造物の沈下測定については、測量業務積算基準による。

なお、この場合の諸経費についても、同積算基準により算出する。

a．基準点水準測量

国家水準点から、橋脚に設置された公社基準点に水準点を移すものであり、１級水準測量に準じ積算する。

b．橋脚沈下測定

公社基準点から、各橋脚及び擁壁等構造物の標高を２級もしくは３級水準測量に準じ積算する。

（5）地下水位測定

a．地下水位測定　30 箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
点検員	街路上	人	1.00	測量技師補
点検助手	街路上	人	1.00	測量助手
計				

※夜間調査を標準とする。

b．報告書作成（地下水位測定）　30 箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
点検員	街路上	人	1.00	測量技師補
計				

（6）非常口点検

a．非常口点検（高架部）

①標準編成　1 日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	1.00	
点検助手	街路上	人	1.00	測量助手
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	6.00	
諸雑費		式	1	労務費の 0.5%
計				

※ 点検助手は、非常扉開閉時における発砲解除が必要な場合に計上する。

②日当り作業量

番号	名　称	細　別	単位	詳細目視	扉開閉	適用
1	高架部	街路上	箇所	5.0	6.0	

b．非常口点検（高架部）扉開閉点検　4 箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 C	高速上	人	1.00	
諸雑費		式	1	労務費の 0.5%
計				

c．非常口点検（半地下部）扉開閉点検　8 箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	1.00	
諸雑費		式	1	労務費の 0.5%
計				

d．報告書作成　10 箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	2.00	
計				

（7）高速上徒歩点検

a．高速上徒歩点検　1.0km 当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 C	高速上	人	1.00	
技術員	高速上	人	1.00	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	7.00	
計				

b．報告書作成（高速上徒歩点検）　1.0km 当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	1.00	
計				

7）裏面吸音板点検

a．高速上徒歩点検　750m2 当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	高速上	人	1.0	
技師C	高速上	人	2.0	
技術員	高速上	人	1.0	
高所作業車運転費	H=8～10m 幅広デッキ旋回タイプ	日	1.0	
諸雑費		式	1	労務費の 18%
計				

※夜間点検の場合は、夜間の規格を適用する。

b．報告書作成　975m2 当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師C	街路上	人	1.0	
技術員	街路上	人	3.0	
計				

8）鋼床版点検

路線単位毎に、箱桁内にて行う鋼床版箱桁橋の定期点検に適用する。

（1）接近目視点検　110m 当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	街路上	人	1.00	
技師C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	1.00	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	2.00	
計				

（2）報告書作成（接近目視点検）　480m 当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

（3）き裂調査（渦流探傷試験・報告書作成含む）　500 箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師A	街路上	人	0.40	
技師B	街路上	人	12.90	
技師C	街路上	人	30.10	
機械器具損料		式	1	労務費の 3%
計				

（4）き裂調査（磁粉探傷試験・報告書作成含む）　10 箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師A	街路上	人	0.06	
技師B	街路上	人	1.58	
技師C	街路上	人	3.81	
技術員	街路上	人	1.71	
機械器具損料		式	1	労務費の 2%
計				

（5）き裂調査（き裂切削・非破壊検査等・報告書作成含む）　　1箇所当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師A	街路上	人	0.03	
技師B	街路上	人	0.63	
技師C	街路上	人	1.28	
技術員	街路上	人	0.53	
機械器具損料		式	1	労務費の4%
計				

9）鋼製橋脚点検

路線単位毎に路下より行う鋼製橋脚の定期点検に適用する。

（1）目視点検（報告書作成含む）　　1基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	昼間 街路上	人	0.26	
技師C	昼間 街路上	人	0.64	
計				

（2）超音波探傷試験（夜間・高所作業車上・報告書作成含む）　　1基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師A	夜間 街路上	人	0.04	
技師B	夜間 街路上	人	0.45	
技師C	夜間 街路上	人	0.71	
技術員	夜間 街路上	人	0.29	
機械器具損料		式	1	労務費の1%
計				

10）RC床版点検

路線単位毎に路下より行うRC床版の定期点検に適用する。

（1）遠望目視点検　　1.6㎞（片側）当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
主任技師	街路上	人	1.00	
技師B	街路上	人	1.47	
技師C	街路上	人	0.40	
技術員	街路上	人	0.47	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	2.00	
計				

※単位延長（1.6㎞）は、片側。

（2）赤外線調査（高欄側面）　　2,100㎡当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	街路上	人	1.60	
技師C	街路上	人	2.40	
赤外線撮影装置		台・日	1.0	
赤外線分析装置		台・日	1.0	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	時間	2.00	
計				

（3）報告書作成

a．報告書作成（遠望目視点検）　1.3㎞当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

※赤外線調査を含む。

11）RC 橋脚点検

路線単位毎に路下より行う RC 橋脚の定期点検に適用する。

（1）目視点検　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師A	昼間 街路上	人	0.90	
技師B	昼間 街路上	人	0.90	
計				

（2）報告書作成（目視点検）　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	昼間 街路上	人	1.00	
技師C	昼間 街路上	人	1.00	
計				

（3）ＲＣ橋脚梁たたき試験

梁たたき試験（報告書作成含む）　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師A	昼間 街路上	人	2.50	
技師B	昼間 街路上	人	5.70	
技師C	昼間 街路上	人	3.60	
高所作業車運転費		日	2.5	
計				

12）標識柱・照明柱点検（高速上）

（1）点検費　日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	高速上	人	0.50	
技師C	高速上	人	1.00	
技術員	高速上	人	2.00	
橋梁点検車運転費		日	1.0	
高所作業車運転費	H=12.2m 級	日	1.0	
諸雑費		式	1	労務費の 3%
計				

（2）日当り作業量（作業車上）

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
照明柱点検（目視）		本	30	
照明柱点検 （目視＋非破壊試験）		本	15	
標識柱点検（詳細）	門型　本線	基	3	
標識柱点検（詳細）	門型　ランプ	基	5	
標識柱点検（詳細）	門型（大型情報板）本線	基	2	
標識柱点検（詳細）	F 型　本線	基	5	
標識柱点検（詳細）	F 型　ランプ	基	5	
標識柱点検（詳細）	規制標識等　本線	本	30	

（3）報告書作成

a．報告書作成

①標準編成　　日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 C	街路上	人	1.00	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

②日当り作業量

名　　称	細　別	単位	作業量	適　用
照明柱点検		本	200	
門型柱点検		基	80	
F 型柱点検		基	100	
規制標識等支柱点検		本	200	

（4）路下監視員　　日当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
交通誘導員 B	街路上	人	1.00	
計				

13）標識柱点検（一般街路部）

（1）門型標識柱点検費（目視+非破壊試験）　　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	1.87	
技師 C	街路上	人	1.87	
技術員	街路上	人	1.87	
高所作業車運転費	H=12.2m 級	日	1.9	運転手は計上しない
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	日	1.9	運転手は計上しない
諸雑費		式	1	労務費の 19.6%
計				

※日当り作業量　5.36 基/日

※諸雑費は、磁粉探傷試験機器、超音波厚さ計、磁粉スプレー、超音波用接触媒、亜鉛めっきスプレー、電力に関する費用等

（2）F 型標識柱点検費（目視+非破壊試験）　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	1.28	
技師 C	街路上	人	1.28	
技術員	街路上	人	1.28	
高所作業車運転費	H=12.2m 級	日	1.3	運転手は計上しない
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	日	1.3	運転手は計上しない
諸雑費		式	1	労務費の 19.6%
計				

※日当り作業量　7.84 基/日

※諸雑費は、磁粉探傷試験機器、超音波厚さ計、磁粉スプレー、超音波用接触媒、亜鉛めっきスプレー、電力に関する費用等

（3）添架型標識柱点検費（目視）　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	1.54	
技師 C	街路上	人	1.54	
技術員	街路上	人	1.54	
高所作業車運転費	H=12.2m 級	日	1.5	運転手は計上しない
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	日	1.5	運転手は計上しない
諸雑費		式	1	労務費の 19.6%
計				

※日当り作業量　6.50 基/日

※諸雑費は、磁粉探傷試験機器、超音波厚さ計、磁粉スプレー、超音波用接触媒、亜鉛めっきスプレー、電力に関する費用等

（4）報告書作成

門型・F 型・添加型（一般街路部）点検　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	1.11	
技術員	街路上	人	1.11	
計				

※日当り作業量　18.0 基/日

14）TMD 点検

（1）点検費

a. 目視・触診による点検　16 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
点検員	街路上	人	1.00	測量技師補
点検助手	街路上	人	2.00	測量助手
計				

b．測定による点検　16 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
主任技師	街路上	人	2.00	
技術員	街路上	人	4.00	
計				

（2）測定用機器材費　16 基当り

名　　称	単位	数量	適　　用
振動加速度ピックアップ　PV85	日	4.0	2台／日
延長コード　100m	日	4.0	2台／日
汎用振動計　VM-80	日	4.0	2台／日
プリアンプ　VP-26A	日	4.0	2台／日
データレコーダ　PC-216X，PC-208 同等品	日	4.0	1台／日

（3）分析用機器材費　16 基当り

名　　称	単位	数量	適　　用
レベルレコーダ　LR-20	日	5.0	1台／日
ＦＴＦ分析器　CF-360	日	5.0	1台／日
周波数分析器　SA-30	日	5.0	1台／日
分析用コンピュータ	日	5.0	1台／日
データレコーダ　PC-216X，PC-208 同等品	日	5.0	1台／日

（4）分析費　16 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 C	街路上	人	2.50	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

（5）報告書作成（TMD 点検）　16 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	1.00	
技師 C	街路上	人	3.00	
計				

15）鋼構造物点検（塗膜劣化調査）

（1）光沢度測定　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	1.47	
技師 C	街路上	人	0.74	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	日	0.8	運転手は計上しない
諸雑費		式	1	労務費の 5.9%
計				

※日当り作業量　13.56 基/日

※諸雑費は、電磁式膜厚計、碁盤目カッターガイド、光沢計、セロテープ、精製水、エポキシ樹脂系接着剤、ふっ素樹脂系塗料弱溶剤等の費用

（2）白亜化度測定　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	0.88	
技師 C	街路上	人	0.44	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	日	0.4	運転手は計上しない
諸雑費		式	1	労務費の 5.9%
計				

※日当り作業量　22.74 基/日

※諸雑費は、電磁式膜厚計、碁盤目カッターガイド、光沢計、セロテープ、精製水、エポキシ樹脂系接着剤、ふっ素樹脂系塗料弱溶剤等の費用

（3）碁盤目試験　　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	2.13	
技師 C	街路上	人	1.06	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	日	1.1	運転手は計上しない
諸雑費		式	1	労務費の 5.9%
計				

※日当り作業量　9.39 基/日

※諸雑費は、電磁式膜厚計、碁盤目カッターガイド、光沢計、セロテープ、精製水、
　エポキシ樹脂系接着剤、ふっ素樹脂系塗料弱溶剤等の費用

（4）膜厚測定　　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	1.33	
技師 C	街路上	人	0.66	
ライトバン運転費	1500cc ライトバン	日	0.7	運転手は計上しない
諸雑費		式	1	労務費の 5.9%
計				

※日当り作業量　15.08 基/日

※諸雑費は、電磁式膜厚計、碁盤目カッターガイド、光沢計、セロテープ、精製水、
　エポキシ樹脂系接着剤、ふっ素樹脂系塗料弱溶剤等の費用

（5）報告書作成　　10 基当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師 B	街路上	人	5.35	
技師 C	街路上	人	5.35	
計				

※日当り作業量　1.87 基/日

1－3－3　企画立案等

1）企画立案　　1業務当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
主任技師	街路上	人	0.60	
技師A	街路上	人	1.50	
技師C	街路上	人	2.10	
技術員	街路上	人	0.80	
計				

※業務の数については、次のとおりとする。

a) 日常点検（路上、路下、鳥の巣、管理用通路、雨天）：1業務

b) 定期点検（検査路等、足場内、トンネルダクト、半地下、トンネル、高速上徒歩、伸縮装置（簡易・雪氷）、裏面吸音板）：8業務

c) その他定期点検（振動目視（標識・照明・F型柱）、地下水位測定、非常口）：1業務

合計10業務を標準とし計上する。

2）監督員補助業務　　1業務当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
主任技師	街路上	人	2.00	
技師B	街路上	人	15.00	
技師C	街路上	人	13.00	
計				

3）業務立会　　1回当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師C	①街路上　昼間	人	1.00	
	②街路上　夜間			
	③高速上　昼間			
	④高速上　夜間			
計				

4）評価・判定　　点検1業務当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	街路上	人	1.50	
技師C	街路上	人	2.50	
技術員	街路上	人	3.00	
計				

下記点検業務に計上する

点 検 業 務	単　　価
検査路点検	点検1ｋｍ当り（単価×0.125）を計上
足場内点検	点検1パネル当り（単価×0.008）を計上
トンネルダクト点検	点検1km当り（単価×1.0）を計上
半地下点検	点検1km当り（単価×1.0）を計上
トンネル構造物点検	点検1km当り（単価×1.0）を計上
高速上徒歩点検	点検1km当り（単価×0.024）を計上
伸縮装置点検	点検1車線当り（単価×0.004）を計上
裏面吸音板点検	点検1.0km当り（単価×1.0）を計上
構造物沈下測定	点検1路線当り（単価×1.0）を計上

5）報告書作成業務（報告書作成・報告会実施）　　1 業務当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
主任技師	街路上	人	0.60	
技師A	街路上	人	0.10	
技師B	街路上	人	0.80	
技師C	街路上	人	0.50	
技術員	街路上	人	1.00	
計				

日常点検：単価×12 回を基本とする。ただし、路上点検以外の日常点検については、
単価×１回／１回分（又は１路線分）を計上する。
定期点検：単価×1 回／1 業務

6）報告書作成（緊急・異常箇所）　　8 件当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	街路上	人	0.20	
技術員	街路上	人	1.00	
計				

7）協議書作成　　10 件当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技師B	街路上	人	6.00	
技師C	街路上	人	5.00	
技術員	街路上	人	1.00	
計				

8）データ入力　　120 件当り

名　　称	規　　格	単位	数量	適　　用
技術員	街路上	人	1.00	
計				